

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介 外44名

第3事件原告 北野重一 外57名

第4事件原告 高桑次郎 外21名

被 告 日本放送協会

原告最終準備書面

2020年6月4日

奈良地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

原告宮内正厳、原告溝川悠介、原告北野重一及び原告高桑次郎代理人

弁護士 今治 周平

弁護士 松本 恒平

最終準備書面 目次

はじめに——本件訴訟の意義	7
I 民事訴訟	9
第1 訴訟要件を充たしていること	9
1 本件各訴えがいずれも「法律上の争訟」であること	9
2 確認の利益が認められること	11
3 放送法違反の放送がなされた場合、本件訴訟形式以外に受信契約者 にとって取り得る適切な是正手段がないこと	14
4 最高裁が放送受信契約締結の強制を認めたこと	14
5 裁判所が人権保障の最後の砦として本案について判断すべきである こと	16
第2 被告が放送受信契約に基づき、原告らに対して放送法4条1項及び 国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っていること	17
1 放送受信契約が継続的な有償双務契約である	17
2 放送法4条と同一内容の国内番組基準を被告自身が定めている	18
3 放送受信契約書によっても放送法4条の遵守が合意されている	20
4 定型約款の個別条項として放送法4条の遵守が合意されている	23
5 消費者契約法に基づく放送受信契約の無効・取消を回避するためには、 放送法4条等遵守義務が受信契約者に対する義務として合意されて いると解さなければならない	23

6	倫理規範説、特殊な負担金説に対する反論	25
7	小括	30
第3	被告が放送法4条1項及び国内番組基準に反する放送を行っていること	30
1	ETV2001・番組改変事件	30
2	かんぽ不正報道問題	35
(1)	かんぽ不正報道問題とは	35
(2)	事実経過	36
(3)	放送法4条1項に違反することについて	39
3	「桜を見る会」問題	41
(1)	きっかけ	41
(2)	662名の弁護士・法律家による刑事告発	42
(3)	NHKは「桜を見る会」問題をどのように報じたか	44
(4)	NHKのニュース報道の実態	50
4	表現の不自由展・その後	51
(1)	事実経過	51
(2)	言論・表現の自由と放送の役割	53
(3)	NHKは、「表現の不自由展・その後」をどのように報じたか	54
5	選挙報道	55
(1)	選挙報道の重要性と放送法違反	55
(2)	放送法4条1項各号違反の具体例	59
(3)	BBCとの比較検討	63
6	天皇代替わり報道	64
(1)	天皇即位の礼のNHK報道	64
(2)	大嘗祭のNHK報道	64

	(3) 上記報道が放送法4条1項に反していること	65
7	元徴用工問題に対する韓国大法院の判決の報道	66
	(1) 元徴用工問題に対する韓国大法院の判決について	66
	(2) 被告NHKの報道内容について	67
	(3) 放送法4条1項に違反することについて	68
8	沖縄・辺野古埋立てに関する報道	69
	(1) はじめに	70
	(2) 事実経過	71
	(3) 被告の放送法4条1項各号違反	73
9	安保法制に関する報道	75
	(1) 安保法制とは	75
	(2) 安保法制についてのNHKの報道	76
	(3) 放送法4条1項に違反することについて	79
10	特定秘密法に関する報道	80
	(1) 特定秘密法について	80
	(2) 被告NHKの報道	81
	(3) 放送法4条1項に違反することについて	84
11	共謀罪に関する報道	85
	(1) 2017年3月21日、安倍内閣は共謀罪の創設を含む「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「共謀罪法案」という)を閣議決定し、国会に上程した	85
	(2) 共謀罪法案の成立過程における被告NHKの報道(甲60「共謀罪法案国会審議・テレビニュースはどう伝えたか」)	86
	(3) 放送法4条1項に違反することについて	94
12	黒川検事長任期延長問題	95

(1)	黒川検事長任期延長問題とは	95
(2)	黒川検事長定年延長問題に関するNHK報道	98
(3)	NHK報道が放送法4条1項に違反すること	101
13	森友・公文書改竄問題	106
(1)	森友問題（相澤証言に基づく）	106
(2)	公文書改竄問題	111
第4	NHKが放送法4条や国内番組基準に違反する報道番組を放送することは憲法上の権利侵害である	117
1	知る権利（憲法21条）の侵害	117
2	29条違反	119
(1)	放送受信契約の締結の強制	119
(2)	放送受信契約の強制は財産権や契約の自由の制約である	120
(3)	放送法64条1項による財産権や契約の自由の制約が憲法29条に違反しない根拠	120
(4)	放送受信契約を強制した趣旨を没却するような内容の報道は視聴者の財産権を侵害する	123
第5	原告らに損害が発生していること	123
1	原告宮内正蔵	123
2	原告木村宥子	124
3	原告高桑次郎	126
4	原告平川邦昭	127
5	原告齋藤紀彦	127
6	小括	128
II	実質的当事者訴訟	129
第1	実質的当事者訴訟の訴訟要件を充足していること	129

1	被告NHKと放送受信者との関係は公法上の法律関係であること	129
	(1) 放送法4条1項各号は放送事業者に対する義務を定めていること	129
	(2) 放送法4条1項各号は公法上の義務であること	130
2	放送法4条は被告NHKの放送受信者に対する具体的な義務であること	131
	(1) 具体的な法関係を定めていないという場合の2つの理解	131
	(2) 倫理規範説は解釈として不相当であること	132
	(3) 公法上の義務説は解釈として不相当であること	133
	(4) 具体的義務であることの根拠	135
3	実質的当事者訴訟として確認の利益があること	139
	(1) 民事訴訟と同様の確認の利益が必要であること	139
	(2) 重大な損害を被る又は被る現実的な危険性があること	140
	(3) 適法性保障の観点からも訴えの利益を認める必要性があること	140
	(4) 小括	141
4	小括	142
第2	被告が放送法4条1項各号の義務に反して、放送法4条1項各号に反する放送を行っていること	143
III	まとめ	144

はじめに——本件訴訟の意義

1 NHKの視聴者は、受信料を支払うだけの存在ではない。主権者として、NHKに働く人達と共同して、「国民の権利を擁護し、民主主義の前進に寄与するNHK」をめざして、主体的な役割を果たすことが求められているのである。本件裁判はその一つの実践である。

2 放送は、国民の知る権利に奉仕するものであるが、知る権利に応える情報の多様性は、放送事業者の自由競争に委ねるだけでは十分に確保できない。そのために、放送法4条1項各号は、放送事業者の放送番組編集の自由に対する公共の福祉に基づく制約として、放送番組の編集にあたって「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などを義務付けているのである。

3 最高裁大法廷判決（2017年12月6日）は、「受信契約の成立には双方の『意思表示の合致』、即ち『合意』が必要」としながらも、NHKが提供する放送の中身までは踏み込んでいない。

マスコミ等は、NHKの経営基盤の安定につながる同判決には理解を示しつつも、NHKの現状に対して、厳しい批判を行った。「問題は、判決が説く『公共放送のあるべき姿』と現実との大きな隔たりである。」

「『政治との距離』を問題視するなど公共放送としての在り方を問う声は根強い。」などと報じた（朝日新聞・甲64の1、2）。

4 日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）が、2020年2月26日以降、報道関係者に対して行った「報道の危機」アンケートの結果を4月21日に公表した（甲360）。

これによると、現在の報道現場で「報道の自由」が守られていると思うかとの質問に対し、「守られていない」との回答者は、新聞・通信社系現職からの25名（46・3%）であったのに対し、放送局系現職（放

送局社員、放送局の関連会社・制作会社社員、過去に放送局や関連会社・制作会社に勤めていた者）では68名（59・1％）も占めている。現在の報道現場で「報道の自由」を阻害している要因と感じるものは何かとの質問に対しては、新聞・通信社系現職から38名（70・4％）が「政権の姿勢」と回答し、「報道機関の幹部の姿勢」との回答が35名（64・8％）を占めている。放送局系現職では「政権の姿勢」との回答が73名（63・5％）、「報道機関の幹部の姿勢」との回答者が104名（90・4％）に上ったのである。

このように、新聞の購読者やテレビの視聴者だけでなく、報道現場で働くマスコミ労働者自身も、「政権の姿勢」や「報道機関幹部の姿勢」により、「報道の自由」が歪められ、守られていないとの危機感を募らせているのである。

- 5 「政権の姿勢」に影響を受け、「報道の自由」が歪められ、「政権への付度」が蔓延しているのが、我が国の特徴である。

「独立放送規制機関」の設置が世界的潮流であり、通信・放送行政の権限を直接、政府がにぎっている国は、主要先進国では日本とロシアくらいである。近隣諸国も、韓国が2000年に、台湾が2006年にそれぞれ独立放送規制機関が発足している。

日本でも、戦後間もなく、1950年6月に施行された電波三法において、米国の連邦通信委員会（FCC）にならって、独立行政委員会制度が導入されたことがある。しかし、電波監理委員会は、吉田内閣によって、わずか1年8カ月で廃止され、電波行政権が政府の手に握られてしまった。電波監理委員会制度のもとでは、民間人が政府から独立した合議制で電波・放送行政を行う仕組みの「電波監理委員会」がNHK予算案を審議し、意見をつけて国会に提出するので、その間、政府・与党の政治介入の余地はなかった。NHKへの政治介入の歴史は、この電波

監理委員会の廃止からはじまったといっても過言ではない（松田浩「NHK新版」・甲260の53頁）。

2019年の参議院選挙では、野党4党1会派と市民連合が13項目の「共通政策」に合意したが、第13項目に「国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。」が盛り込まれたことが注目される（13項目の「共通政策」は、原告準備書面（25）の末尾に添付している。）

本件裁判は、国民の知る権利と民主主義の発達に寄与する公共放送の在り方を正面から問う歴史的裁判なのである。

I 民事訴訟

第1 訴訟要件を充たしていること

1 本件各訴えがいずれも「法律上の争訟」であること

- (1) 各原告らと被告は、それぞれ放送受信契約を締結しており、これは争いの無い事実である（原告らの代表者5名について原告本人尋問が実施され、被告に対しても反対尋問の時間が十分に与えられたが、被告は原告らに対して何ら反対尋問を行わなかった）。
- (2) 本件では、被告が、原告らに対して、放送受信契約上、放送法4条1項各号ないし国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っているか否かが争点となっている。すなわち、原告らそれぞれと被告の間で締結された個別具体的な放送受信契約の内容の解釈が問題となっている。

これは突き詰めれば、「各原告らと被告が放送受信契約を締結するに際して、『被告が各原告らに対して放送法4条1項各号ないし国内番組基準を遵守した放送をすること』を当該放送受信契約の内

容とすることについて合意が成立しているか否か」という問題であって、まさに各原告らと被告との間の個別具体的な権利・義務ないし法律関係にかかわる問題である。

したがって、放送義務の確認を求める本件訴えは「法律上の争訟」である。

(3) 被告らは、放送法4条の法的性質等について縷々述べるが、被告が、国などに対して、同条1項各号を遵守する義務を負っているのか、仮に負っているとしてそれが法的義務なのか倫理的義務なのかという論点は、原告らとの関係が問題となっている本件訴訟の論点とは別次元の問題である。

(4) 被告は、①政治的に公平であるか否かということや、②報道は事実をまげていないか否かという点についての判断は、事柄の性質上司法審査に適さないなどとも主張している。

しかしながら、被告が放送した内容について、客観的事実に基づいて上記の①及び②に関する判断を行うことは十分可能である。たとえば、極端な例ではあるが、被告が政府与党の主張等のみを放送し、野党や国民の主張等を一切放送しないとすれば、政治的に公平でないことは明らかだし、被告が事実と反した報道をしたか否かについては、客観的な事実（事象）と被告の報道内容を比較するなどして判断することが可能であり、事柄の性質上司法審査に適さないとはいえない。

本件は、いわゆる宗教上の教義の解釈の方法等について裁判所の判断を仰ぐものとは全く事案が異なるのである。

したがって、この点に関する被告の主張も失当である。

(5) 被告は、慰謝料請求までについても、司法判断による終局的な解決に馴染まない部分を含むとして「法律上の争訟」ではないと主張

している。

しかしながら、上述のとおり、被告の放送内容について客観的な検証を行うことは可能であるし、被告が放送法4条1項各号ないし国内番組基準に抵触した放送を行ったこと（放送受信契約違反）によって原告らが受けた精神的苦痛を、慰謝料としてどのように評価するかという点について、裁判所による司法判断が可能であることは、論ずるまでもない。

したがって、この点に関する被告の主張も失当である。

2 確認の利益が認められること

- (1) 被告は、確認の利益を欠く理由として、①本件各訴えは、一般的抽象的な法令解釈を求めるものであり、確認対象としての適格性を欠くこと（いわゆる「対象選択の適否」の論点）、②本件各訴えは、紛争解決手段として適切ではないこと（いわゆる「方法選択の適否」の論点）を主張している。

しかしながら、以下のとおり、被告の主張は失当である。

- (2) 対象選択の適否について（上記①）

ア この論点は「どのような対象を訴訟物と捉えて確認判決をすると紛争解決に資するか」というものであり、従来は次の3つの観点から検討されていた。

それは、㊶事実の確認は許されず法律関係の確認を求めるべきというもの、㊷過去の法律関係ではなく、現在の法律関係の確認を求めるべきというもの、㊸「～でないことの確認」という消極的な確認ではなく、「～であることの確認」という積極的な確認を求めなければならないというものである。

イ 本件各訴えは、㊹原告らと被告との間で締結された放送受信契約の内容という法律関係について確認を求めるものであり、事実

の確認を求めるものではない。

また、④口頭弁論終結時における当事者間の契約内容の確認を
求めるものであり、過去の法律関係の確認を求めるものでもない。

さらに、⑦被告が原告らに対して、放送法4条各項を遵守した放
送を行う義務があることの確認を求めており、積極的確認を求め
るものである。

このように、本件各訴えは、上記⑦～⑨をいずれも満たす請求で
あり、対象選択の適否の点について何ら問題が無い。

この点、被告は、本件各訴えは一般的抽象的な法令解釈を求める
もの、現在の法律関係ではないなどと主張するが、これが誤りであ
ることは、これまで原告らが主張したとおりである。

(3) 方法選択の適否について（上記②）

この論点は、「確認訴訟以外に当事者間の紛争を解決する手段
があるか否か」というものである。

そもそも、本件紛争の本質・発端は、「被告が放送法4条1項
各号に違反する放送を繰り返しているところ、視聴者たる原告ら
の度重なる指摘・抗議によっても、被告がそのような体質を改善
しない一方で受信契約者に対しては受信料の支払を求める」とい
うあまりに身勝手に自己中心的な姿勢を貫く点にある。

そして、被告は、本件訴訟において、「受信契約を締結したと
しても被告は受信契約者に対して放送法4条各項に則った放送
を行う義務を負うことはない」旨主張している。

被告のこのような姿勢は、裁判所において被告の義務が認めら
れない限り改まることは考えられないし、このような状況が続け
ば、被告が如何に悪質な放送法違反を繰り返そうとも、受信契約
者である視聴者は契約当事者として何ら法的な対応を取ること

は出来ず、ただただ受信料だけを支払わされ、質の悪い有害な報道番組の受信を甘受しなければならないということになる。

被告が原告らに対してかかる債務を負っていることを原告らが争うためには、原告らが放送受信料を支払っている現状では、確認の訴えによるほか方法はないのである。なぜなら、原告らが受信料の支払を停止すれば、被告から受信料支払請求訴訟が提起され、当該訴訟のなかで当事者間の法律関係が問題となり得るものの、原告らが受信料を支払っている限り、被告からそのような訴訟が提起されることはあり得ず、このような状況で被告の義務の存否を直接争うには、確認の訴えによるほかないからである。原告らは、このような理不尽な状況（真面目に受信料を支払っていると、被告との法律関係を争う機会が与えられないという状況）を打破するために本件訴訟を提起したのである。

以上からすれば、本件各訴えは、方法選択の適否についても問題が無い。

(4) その他（いわゆる「即時確定の現実的必要」の論点について）

「即時確定の現実的必要」の論点については、被告は主張していないが、念のため主張する。

かかる論点は、④当事者の権利や地位に不安や危険がない場合や⑤仮に不安や危険があったとしてもそれらが抽象的なものである場合には、訴訟をする実質的な意味が無いという理由から、確認の訴えを絞り込むというものである。

しかしながら、本件は、次のとおり、上記④及び⑤のいずれも認められる。すなわち、被告が「被告は受信契約者に対しては放送法4条1項各号ないし国内番組基準を遵守する義務を負わない」という認識（原告らの認識とは抵触する認識）の下、悪質な

放送法違反（放送法違反の具体例はこれまで主張したとおりである。）を繰り返しているという現状では、原告らはただ受信料を支払わされ、他方で、質の悪い有害な報道番組を甘受しなければならないという不安・危険に晒され続けているからである。このように、被告がその義務の存否を争うことによって、受信契約者としての地位に現実の不安・危険が生じているのである。

以上からすれば、「即時確定の現実的必要」の点についても、問題なく認められるというべきである。

3 放送法違反の放送がなされた場合、本件訴訟形式以外に受信契約者にとって取り得る適切な是正手段がないこと

放送の公正性に疑義が生じた場合に、これを是正するために多くの国では、行政機関が広く苦情を受け付けており、最初は放送の内容を審査し、続いて放送内容の改善を勧告するなりという仕組みがある（稲葉10頁）。もっとも、行政権の介入となれば、憲法違反の疑義が生じるため、政治的独立性を持った組織を作る、また、手続においても裁判所に類する裁判官に準ずるという職を法制手続きの中に取り入れたりして、公正性の異議を解消しながらやるという仕組みが取られている。

ところが、日本ではこのような制度がない。すなわち、放送法違反の疑義が生じた場合、日本でこれを是正したいと考えた受信契約者がいたとしても、稲葉証人が指摘するようなプロセスによって合憲性の疑義を解消するという事は困難である。

4 最高裁が放送受信契約締結の強制を認めたこと

最高裁平成29年大法廷判決は、被告の公共放送としての重要性を重視し、また被告の収入確保を優先させるために、未契約者に対して、放送受信契約の締結の事実上の強制を肯定した。

かかる判決の当否はひとまず措くとしても、最高裁が公共放送としての重要性を根拠に被告を特別扱いして放送受信契約の締結の強制を認めた以上、被告の公共的役割については、これまで以上に厳しく監視されるべきことは明らかである。

そうであれば、被告がそのような特別扱いに見合うだけの放送を本当に行っているのかという点について、受信契約者が問題提起できる手続が必要である。

すなわち、「公共放送は重要だから、受信設備設置者は、NHKの放送の視聴の有無を問わず、受信料を支払え」と言う理屈を述べる以上は、本当に被告がそれだけの公共性を持っており、かつ、その役割に見合った放送を行っているのかという点について、判断・評価することが重要となる。

また、被告が「豊かで、かつ、良い放送」（放送法81条）、「健全な民主主義の発達に資する」（放送法第1条3号）という「公共放送にふさわしい放送」を行う義務を果たしていないと考えられる場合には、受信契約者は被告の義務違反行為について意見を述べる機会が与えられ、かかる意見に対する判断・評価が適正な手続のもとに行われることが必要である。

なぜなら、そうでなければ、受信契約者は一方的に契約締結を強制され、義務の履行を求められるにもかかわらず、その権利行使については何らの保護も受けられないという極めて不合理な不利益を強いられることになってしまうからである。

被告との間で有償双務契約を結んでいる国民が、一方的に不利益を受忍しなければならない理由は認められない。

被告は、本件訴訟において、受信契約は有償双務契約であるとの原告の主張を争い、受信料は「特殊な負担金」とであると主張してきたが、

最高裁判決で「特殊な負担金」論は排斥されたのである。NHKが受信料を請求するためには、その対価として「公共放送にふさわしい放送」を行うことが求められるのである。

5 裁判所が人権保障の最後の砦として本案について判断すべきであること

上記4のように解すると「公共放送にふさわしい放送」がなされているか否かを一体誰が判断・評価をすべきか、という点が問題となる。

まず、被告自身はその判断をするということが考え得るが、被告は放送受信契約の一方当事者であり、公正な判断を行うことは期待できないから、被告自身が判断するというのは適切ではない。

次に、被告の経営委員が判断するということも考え得るが、経営委員が個別番組に干渉することは放送法32条で禁止されており、後述のかんぽ不正報道に関して経営委員会がNHK会長に嚴重注意したというような放送法違反の事例に照らすと、経営委員に放送内容について判断を求めることは許されない。

さらに、国会における被告の予算審議を通じて、国会議員が判断するという枠組みや、監督官庁である総務省が独自に判断することが考え得るが、これらの方法はあまりに迂遠で受信契約者の救済方法として有効とはいえないし、「公共放送と政治との関係性」という別の問題が生じ得るため適切とはいえない。

このように考えると、残る組織として考え得るのは裁判所だけであり、裁判所が判断・評価すべきということになる（稲葉11頁）。

裁判所は、人権保障の最後の砦としての役割を果たすべく、原告らの本訴請求に対して、真摯に向き合い、真正面から答えることが求められる。裁判所までもが判断を回避し、権利侵害に対する原告らの救済の道を閉ざすようなことがあってはならない。

第2 被告が放送受信契約に基づき、原告らに対して放送法4条1項及び国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っていること

1 放送受信契約は継続的な有償双務契約である

- (1) 放送受信料は、現行法上、私人間の契約に基づく債権と構成されており、特殊公法的権利として立法されているわけではなく、民事訴訟手続に基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていない。
- (2) 放送法64条は、第1項で、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と定め、第2項で「協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。」と定めている。

第1項で受信契約のことを「その放送の受信についての契約」と表現しており、第2項で受信料の徴収原則を規定していることは、受信と受信料に対価性があることを当然の前提としているものと解される。

- (3) また、日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という。）の13条2項は、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定している（甲4）。

これは、「NHKがテレビジョン放送を少なくとも月のうち半分以上行わなかったことにより、放送が受信されなかった場合には、放送受信契約者は、受信料を支払う義務がない」ということを具体的に表したものであるところ、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということを意味

しており、NHK自身が受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている。

- (4) 関係法令の規定上からも、放送受信料は受信の「対価」と解される。

すなわち、消費税法第2条1項8号は、課税の対象（同法4条1項）との関係で、「資産の譲渡等」の定義を「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。」と定め、消費税法施行令第2条1項は、「法第2条第1項第8号に規定する対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。」として、第5号に「不特定かつ多数の者によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信で、法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるもの」と定めている。

要するに、放送受信料は、全額が「対価」として消費税課税対象となっている。

規約の第5条においても、「放送受信契約者」は、「放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。」と定めており（甲4）、NHKは自ら、放送受信料が消費税課税対象であることを認めている。

- (5) 以上より、放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解されるのである。

2 放送法4条と同一内容の国内番組基準を被告自身が定めている

- (1) 放送法5条は、第1項において番組基準を定めること及びこれに

従って放送番組の編集をすべき義務を定め、第2項において、国内放送等について番組基準を公表すべき義務を定めている。

第1項は、各放送事業者に対し、番組制作にあたり依拠すべき具体的な番組基準を、放送事業者が自らの意図により策定することにより、その自主性を保障するとともに、番組基準に従って放送番組の編集を行うことを義務付けることで、放送番組の質を確保することを趣旨とするものである。

そして、第2項は、国内番組基準を公表させ、受信契約者である一般視聴者に知らしめることにより、「実際に放送された放送番組とあいまって放送事業者の番組基準への遵守状況について透明性を確保」することを趣旨とする（甲23）

すなわち、受信契約者は、公表された国内番組基準に従って編集された番組が放送されることを当然に期待するのであり、放送法は、実際に放送された放送番組について、受信者側によるチェックを予定しているといえる。

- (2) この点、すでに述べたとおり、放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。

したがって、放送事業者は放送番組を放送すること、受信契約者は受信の対価として受信料を支払うことという、対価的牽連性のある義務をそれぞれ負っているといえる。

そして、放送事業者が放送をする場合に、どのような番組を作るべきか、放送番組を放送する義務の内容を具体化したものが前記の国内番組基準である。

国内番組基準は公表され、受信契約者は、この番組基準に従った番組が放送されることを当然に期待する。

その意味で、受信契約者に対する関係では、「国内番組基準に従

って編集した放送番組を放送すること」は、放送事業者の義務の内容となっているといえる。

したがって、国内番組基準に違背した放送がなされた場合、それが放送事業者の義務違反（債務不履行）と評価される場合があると解されるのである。

- (3) さらに、そもそも、番組基準は放送事業者が自ら定めるものであるから、これを遵守すべき義務のあることは、いわば当然であり、合理的根拠なくこれに違背することは許されないというべきである。

換言すれば、契約の一方当事者が自らに課した基準を、自ら合理的根拠なく破った場合、契約違反となりうるのである。

以上により、放送事業者は、番組基準を遵守すべき法的な義務を負うこととなる。

3 放送受信契約書によっても放送法4条の遵守が合意されている

- (1) 規約第3条は、「受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。」と規定し（甲4）、受信契約者に対し、放送受信契約書を提出することを義務付けている。
- (2) NHKが作成している放送受信契約書の様式には、「放送法、放送受信規約により放送受信契約を締結します。」の項目（以下「本件項目」という。）が印字されており、新規の受信契約者は本件項目に○印をつけてNHKに提出している。原告宮内正蔵がNHKに提出した放送受信契約書も同様である（甲45）。

原告らは、自ら又は同一世帯の家族が、NHKとの間で放送受信契約書を締結しているが、すべての受信契約者は、NHKが放送法を遵守するものと信頼して、放送受信契約書を提出している。受信契約者は、NHKに対し放送法及び放送受信規約に基づいて放送受

信契約を締結しており、NHKが放送法及び放送受信規約を遵守することを前提としているのである。NHKも、放送受信契約に当たり、受信契約者に対し、本件項目に丸印を求めることにより、放送法、放送受信規約を遵守することを約束しているのである。

- (3) さらに、NHKは、放送法5条に基づいて自ら定めた「国内番組基準」において、「日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。」と規定し、同基準「第1章 放送番組一般の基準」の「第4項 政治・経済」において「1 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。」、同「第5項 論争・裁判」において「1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。」として放送法第4条1項と同一内容を規定している（甲17）。原告ら受信契約者は、NHKが放送法に加えて、放送法に基づいてNHKが自ら定めた「国内番組基準」を遵守するものと信頼して、放送受信契約書を提出している。

NHKは、放送法に基づいて自ら定めた「国内番組基準」についても、放送受信契約の相手方である受信契約者に対し、これを遵守することを前提として契約しているのである。

NHKは、取材・制作の基本姿勢を明記した「放送ガイドライン」を作成し、視聴者（国民）に公表している。「公共放送の『原点』として、取材・制作力を強化し、放送法に則って、公平・公正で正確・迅速な報道と豊かで質の高い多彩なコンテンツをさらに充実し、健全な民主主義の発達や文化水準の向上に寄与する」ために、NHKは、「放送ガイドライン」を随時、改訂してきた（甲24の2枚目）。

「放送ガイドライン」では、「NHKは、公共放送として、憲法で保障された表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する。」「報道機関として不偏不党の立場を守り、番組編集の自由を確保し、何人からも干渉されない。」「NHKは放送の自主・自律を堅持する。」「全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務に当たる。」などと「自主・自律の堅持」を強調している（甲24の本文1頁）。

NHKは、国内番組基準（甲17）で定めている「放送番組一般の基準」及び「各種放送番組の基準」を、「放送ガイドライン」では、さらに具体化している。

例えば、12章の「政治・経済 世論調査」の「①政治」において、「政治上の諸問題の扱いは、あくまでも公平・公正、自主・自律を貫き、何人からの圧力や働きかけにも左右されることなく、視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝える。」「政治的な対立が大きくなればなるほど、視聴者の意見の幅も大きくなるので、報道は事実に即した表現に徹し、個人的な見解や、特定の主義・主張に偏っていると受け取られるような表現は慎む。」「討論番組などでは、番組の編成や構成、出演者の選定に慎重を期し、特定の意見を促したり、そのように操作していると見られたりしないように番組全体としてバランスの取れた視点を示す。」と定めている（甲24の44頁）。

- (4) NHKが受信契約者である原告らに対し、ニュース報道番組において、放送法4条や同法に基づいて自ら定めた「国内番組基準」、これを補充した「放送ガイドライン」を遵守して放送する義務を負っていることは明らかである。

4 定型約款の個別条項として放送法4条の遵守が合意されている

改正民法548条の2の規定は、改正民法施行前に締結された定型取引に係る契約についても適用される（改正民法附則33条1項）。

放送受信契約書（甲45）の体裁からすれば、放送受信契約の締結は、放送法及び放送受信規約（甲4）という「定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき」（改正民法548条の第1項第1号）、若しくは「定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」（同2号）にあたるから、放送受信契約という「定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。）を行うことの合意をした者」（同第1項柱書）であるNHKは、「定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみな」される（同第1項柱書）。

すなわち、「個別の条項」である「放送法等を遵守すること」についても合意したものとみなされる。

5 消費者契約法に基づく放送受信契約の無効・取消を回避するためには、放送法4条等遵守義務が受信契約者に対する義務として合意されていると解さなければならない

- (1) 放送受信契約についても消費者契約法が適用される（東京地方裁判所平成25年3月19日判決、最高裁平成17年（受）第1158号平成18年11月27日第2小法廷判決・民集60巻9号3437頁参照）。そして、仮に、受信契約者らがNHKに対して受信料支払義務を負う一方で、NHKが受信契約者らに対して放送法等遵守義務を負わないのであれば、以下に述べるとおり、受信料支払を義務づける放送受信規約5条が無効となり、また放送受信契約が取消しの対象となる。

- (2) 仮に、受信契約者らがNHKに対して受信料支払義務を負う一方で、NHKが受信契約者らに対して放送法等遵守義務を負わないのであれば、受信料支払を義務づける放送受信規約の第5条は、「民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当するから、無効となる（消費者契約法10条、11条）。
- (3) NHKの放送内容の公平中立性は、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」であって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」であるから、「重要事項」にあたる（消費者契約法4条5項1号）。

そして、放送受信契約書の体裁からすれば、NHKは受信契約者らに対して放送法等を遵守して公平中立な放送を行うことを示しており、「重要事項について当該消費者の利益となる旨を告げ」といえる。

にもかかわらず、仮にNHKが受信契約者らに対して個別には放送法等遵守義務を負わないのだとすれば、そのような「公平中立な放送をする義務を受信契約者ら個人に対しては負わないという事実」は、「当該重要事項について消費者の不利益となる事実」にあたると言わざるを得ない。

NHKがこれを「故意に告げなかった」ことにより、受信契約者らは「当該事実が存在しないとの誤認」（放送法等遵守義務を個人に対しても当然に負っているであろう、という誤認）をし、「それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした」ので

あり、放送受信契約を取り消すことができる（消費者契約法 4 条 2 項）。

このように放送受信契約及び放送受信規約の無効、取消を回避し、放送受信契約及び放送受信規約の安定性を確保するためには、放送法等遵守義務が受信契約者ら個人に対する義務として合意されているものと解されるべきである。

6 倫理規範説、特殊な負担金説に対する反論

以上に対し、被告は、放送法 4 条は法規範性を有しない倫理規範である（倫理規範説）、放送受信料の法的性質は特殊な負担金であり、仮に対価的性質があるとしても、従たるものに過ぎない（特殊な負担金説）と主張している。

しかし、以下に述べるとおり、いずれも誤りである。

(1) 倫理規範説について

被告は、放送法 4 条 1 項各号は、法規範性を有しない倫理規範であるとして、原告らに対して放送法 4 条 1 項を遵守する義務を負わない旨主張している。

ア しかし、稲葉一将名古屋大学教授は、①一般に、国家制定法である放送法が倫理規範であるという理解の仕方は、そもそも無理な法解釈であること、②総務省は、放送法 4 条 1 項各号が法規範性を有するという実務解釈をしていること、③倫理規範説は、特殊日本的な議論であることに加えて、その射程が独任制の総務大臣による不利益処分の実体的限界に限られており、一般性を有しない議論であること、④放送法 4 条 1 項を削除することを、放送局の株主でもある新聞社が望んでいない現状があることから、倫理規範説は誤りであると明確に断じている（甲 196 の 1・2～3 頁、稲葉 2～5 頁）。

その上で、稲葉教授は、放送法4条1項各号が法規範性を有しており、かつ、主権者あるいは個々の放送受信者が総務大臣の放送法解釈を信任できないとすると、第1に、法規範性を有することの根拠として個々の放送受信者の権利主体性が肯定されなければならない、第2に、総務大臣という独任制の行政組織であり、また放送受信者の参加手続を欠く免許行政という意味でも、いずれにせよ放送行政が民主的正当性を有するとはいいがたい現状においては、個々の放送受信者が、放送行政の媒介なくして直接、日本放送協会に対して放送法4条1項各号の遵守を請求できなければならないと結論付けている（甲196の1・6～7頁、稲葉5頁以下）。

イ 被告は、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由が、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法第21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきであるとも主張する。

放送事業者の放送番組編集の自由は、被告の主張するとおり、「国民の知る権利に奉仕するものとして」表現の自由の保障の下にあるのであって、国民の知る権利を離れて、放送事業者の固有の放送番組編集の自由が保障されているわけではない。

いわば、国民の知る権利の保障が「目的」であって、放送事業者の放送番組編集の自由は、国家権力が放送番組編集に介入することによって、国民の知る権利が侵害されないようにするための「手段」である。

したがって、総務大臣が放送法4条1項各号違反を理由に、電

波法 76 条に基づき停波を命じるような場合には、国家権力による放送番組編集への介入を防ぎ、国民の知る権利を守るために、放送事業者は、放送番組編集の自由を主張して、これを拒むことができる。この意味では、放送法 4 条 1 項各号の規定は、倫理的義務にとどまるのである。

他方で、知る権利の主体であるところの国民に対して、放送事業者が固有の放送番組編集の自由を主張することは、本末転倒である。放送事業者が、自らの収益を追求するために、あるいは政府の意向に追随して、自由に放送番組編集を行うことを容認することになると、政治的に不公平な放送、事実をねじまげた放送、意見が対立している問題について多角的に論点を明らかにしようとしないう放送、あるいは善良な風俗を害する放送がはびこることにより、国民の知る権利、ひいては民主主義の前提が著しく害されることになる。

そのために、放送法 4 条 1 項は、放送事業者の表現の自由に対する公共の福祉（憲法 13 条）に基づく制約として、放送事業者が知る権利の主体である国民に対し、政治的に公平であること、報道は事実をまげないですること、意見が対立している問題についてはできるだけ多角的に論点を明らかにすることなどを遵守することを義務付けたのである。

かかる解釈は、放送法の目的を規定した同法 1 条 1 号が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。」として、放送が国民に効用をもたらすこと、すなわち国民の知る権利に奉仕することを究極の目的としており、その手段として 2 号において「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」とし、3 号

が、放送事業者が国民の知る権利を侵害するような放送をすることのないように、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」とされていることに合致している。

以上のように、放送法4条1項は、対国民、受信契約者に対しては、放送事業者に遵守すべき法的義務を定めたものである。

(2) 特殊な負担金説について

被告は、放送受信料の法的性質は特殊な負担金であり、仮に対価的性質があるとしても、従たるものに過ぎないと主張している。

ア NHKは、放送受信料が「特殊な負担金」であることの理由として、①放送受信料に関する強制徴収の定めは用意されていないこと、②国際放送や放送と関連する事業など受信可能性とは無関係な業務についても放送受信料の支出対象とされていること、③放送を視聴するか否か又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額であることを挙げている。

しかし、①については、強制徴収の定めが用意されていないことは、放送受信料が公法上の金銭債権ではないことの理由にはなりえても、放送受信料が「特殊な負担金」であることの積極的な理由にはならない。

また、②については、放送法15条が、「協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。」と定めているように、NHKの設立目的は、「放送」であり、NHKの業務運営全体も、その「放送」を支えるためにあり、そうすると、受信料は、枠組みと

して放送番組の提供というサービスを維持するためのものと解することができる。したがって、②も放送受信料が「特殊な負担金」であることの理由にはならない。

さらに、③については、サービスの「使用」の量いかんにかかわらず料金が定額になっている例は、携帯電話の通話料・通信料や、「H u l u」等の映像コンテンツのオンデマンドなど、挙げればきりが無いほどであり、放送受信料の対価性を否定する根拠とはならない。

イ 「特殊な負担金」という用語は、昭和39年9月に出された臨時放送関係法制調査会の答申において初めて使用された用語であり、法制化された用語ではなく、一般的な法律用語でもない。

この答申において、「受信料は、NHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKの徴収権を認めたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金と解すべきである」とされており、「特殊な負担金」は、受信料が租税に当らないことを示す用語として使用されたものである（第168回国会（臨時会）総務委員会参考資料「NHK受信料をめぐる諸問題について」（抜粋）甲15・4頁）。

すなわち、「特殊な負担金」は、受信料について租税ではない（NHKが強制徴収の方法を有しない）ことを示す用語として使用されたものにすぎず、受信料がNHKの放送に対する対価的な関係にあることを否定する性質の用語ではない。

この答申で示された見解が、その後歴代郵政大臣（総務大臣）、

内閣法制局長官等の答弁で引用され、受信料に対する政府の見解となっている（甲15・4頁）。

また、負担金とは、国又は地方公共団体等が特定の事業を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者（受益者負担金）、その事業を生じさせることとなった原因者（原因者負担金）、その他その事業と直接の関係を有する者（損傷者負担金等）が負担する金銭給付義務をいう（「放送法逐条解説」（改訂版）174頁・甲16）。

受益者負担金に属すると考えられるNHKの受信料が「特殊な」負担金とされるのは、国民の個々が受ける受益の程度が明確でなく受益の程度を限度とするという受益者負担金の原則と異なるものであるからという説明がなされることもあるが（同）、仮にそのような説明を前提としたとしても、受信料が国民の受益としての放送との対価的な性質をもつことを否定するものではない。

7 小括

以上より、被告が、放送受信契約に基づき、原告らに対して放送法4条1項及び国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っていることは明らかである。

第3 被告が放送法4条1項及び国内番組基準に反する放送を行っていること

1 ETV2001・番組改変事件

- (1) NHKにとって、政府からの独立、自主・自律は、公共放送の存立基盤にかかわる生命線である。その自主・自律をめぐる、8年間にわたって争われた番組がある。2001年1月30日、NHK教育テレビジョンで放送されたETV2001「問われる戦時性暴力」（シリーズ「戦争をどう裁くか」第二回）の番組改変事件がそれで

ある。

放送に至る過程で政治家の介入による大幅「改竄」が行われ、それをめぐって、NHKと取材に全面協力した市民組織、「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（VAWW-NETジャパン、以下「バウネット」）との間で取材協力者の権利の問題等が裁判で争われた（以下「NHK番組改変事件」と言い、裁判を「NHK番組改変訴訟」という）。

2007年1月29日、東京高裁は原告バウネットの訴えを全面的に認め、NHKに対し「政治家の意図を忖度して、政策に携わる者の方針を離れて番組を当たり障りのないように改変、取材に協力した原告らの期待と信頼を裏切った」として200万円の損害賠償金の支払いを命じた（判例タイムズ1258号242頁）。

- (2) 放送直前、NHK幹部が従軍慰安婦問題に批判的な「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」の前事務局長でもある安倍晋三官房副長官（当時）（以下「訴外安倍」という）を訪ね、訴外安倍が「慰安婦」問題について持論を展開したうえで「番組は公正中立に」と要望した事実経過を踏まえ、NHK幹部が予算承認の時期を控えて「相手方（訴外安倍ら）の発言を必要以上に重くうけとめ、その意図を忖度してできるだけ当たり障りのないような番組にすることを考えて・・・直接指示、修正を繰り返して改編が行われた」「本件においては・・・番組改ざんの経緯からすれば、NHKは憲法で尊重され保障された編集の権限を濫用し、又は逸脱して変更を行ったものであって、自主性、独立性を内容とする編集権を自ら放棄したもの」と断じた。

2001年当時、統括プロデューサーであり、『ETV2001』の編集長だった永田浩三氏が本裁判の法廷で、番組改変事件について

て、次の通り、証言した。

記

NHKの在職中、放送の自立と自律を揺らすような経験をしたことがありますか

これは私の人生を変えるような大きな体験でしたけれども、2001年の1月の出来事です。

ETV2001、番組改変事件ですね。

そうですね。ちょうど2000年の12月、東京の旧軍人会館九段会館で、日本軍の慰安婦とされた女性たちが、アジアから一堂に会して、人道に対する罪ということで、当時の慰安婦問題の責任を問うと。日本政府、日本軍、昭和天皇の責任を問うという民間法廷が開かれたわけです。それを取材した番組「戦争をどう裁くか」という4回シリーズでしたけれども、その2回目でそれを取り上げました。私は当時の編集長でした。

放送は、いつだったんですか。

2001年の1月30日の放送です。

甲第212号証を示す。これは「NHKと政治権力 番組改変事件当事者の証言」とありますが、証人がお書きになった本ですね。

そのとおりです。

末尾の年表を示します。年表のところの後ろから2ページ目、3ページ目を示します。これによりますと、2001年の1月13日に制作現場で試写が行われたんですね。

はい。

ところがその後、いろんな介入があって、結局、1月30日に総局長らの指示により、さらに番組がカットされる。そして放送と、こういうことになるんですね。

はい。

何時からの放送ですか。

10時からの放送です。44分のレギュラー番組でした。

そういうような介入を受けたということは、いつ表沙汰というんですか、大きくなったんでしょうか。

それは2001年の4年後、1月12日の朝日新聞の朝刊によって明らかになっていきます。

その前に、2001年7月から裁判に発展しますね。

そうですね、これは取材に協力して下さったVAWW-NETジャパンがこんな番組に出るんだったら協力しなかったということで、NHK、それからNHKエンタープライズ、実際取材に当たったドキュメンタリージャパンを約束が違うじゃないかということで訴えた裁判ですね。

朝日新聞のスクープですが、どのようなことが書かれていたんですか。

放送の前日、2001年の1月29日ですけれども、NHKのナンバー3、放送局長松尾武氏が永田町に赴いて、当時の内閣副長官だった安倍晋三氏らと面会をします。このときに当該の番組について、さまざまな意見をもらってきて、編集長であった私にそれまでこういう番組として放送するというふうに合意を得ていたにもかかわらず、劇的な改革が行われてしまったという事件です。

安倍晋三さんって、今の総理大臣ですね。

その通りです。

当時は

内閣官房副長官です。

安倍さんがどのような発言をしたと報じられていますか。

朝日の取材等で明らかになるわけですけれども、公平、公正にやってほしいと、松尾武放送総局長に言っただけでなく、おまえ、勘ぐれと言ったとされています。お前勘ぐれというのはどういうことなのか。つまり、憲法21条2項に検閲、これはしてはならないと書いてありますけれども、当時、官房副長官だった安倍晋三氏が番組の内容について、具体的に、あれ変えろ、これ変えろというふうに指示をして、結果的に変わって放送してますから、それが発覚したら憲法違反になると、憲法違反が明白であるという事件だったと思います。だから、分かりませんけれども。おまえ勘ぐれというところでとどめておいたのではないかなということですよ。

何回も試写が繰り返されているということで、そういう干渉を受けて、44分の番組が40分ぐらいになったんですか。

そうですね。具体的には、天皇の戦争責任について全部削除する、それから中国や東ティモールの被害に遭った元慰安婦の女性の証言をカットする。戦場でのいろんな残虐な行為を働いた兵士たちの証言をカットする等々がありまして、番組は劇的に短くなるんですが、逆に慰安婦問題を問うことについて、ネガティブな意見を持っておられた秦郁彦氏の証言を長く紹介する等で、最終的には4分短くなって、40分で放送されました。この顛末は、私が岩波現代文庫で書きました「NHKと政治権力」に詳しく書いてあります。

証人は、この介入事件について、どのように、ひと言でいうと総括しているんですか。

先ほど言いましたように、私の人生を変えるほどの事件で、痛恨の出来事でもありますし、とても恥ずかしく、私がその後生きていく上で、これを原点としながら、二度とこんなことを繰り返しちゃいけないということで、放送のありようについても今日まで発言を続けてきております。」

政治家介入による番組改変の経緯の詳細は、甲212の第4章に記載のとおりである。

- (4) NHK番組改変訴訟は、NHKが上告して、2008年6月12日、最高裁は、高裁判決を破棄して、請求棄却判決を自判した。

この最高裁判決の最大の問題点は、政治的圧力のもとで番組を意図的に改竄した公共放送の自主・自律に反する行為を、「番組編集の自由」の範囲内の問題と一般論にすりかえて免罪したことである。最高裁は、NHKの番組改変に政治家の介入や「忖度」による改竄があったかどうかの争点について、結局、判断を回避したのである（甲260の129～131頁）。

しかし、番組改変事件は、最高裁判決で幕引きとはならなかった。2008年9月、NHKの現役制作者とOBによる「ETV2001」改変問題を考える有志の会が、「放送倫理・番組向上機構」（BPO）にETV「問われる戦時性暴力」番組改変事件の検証を正式に要請した。放送倫理検証委員会は、10名の委員が半年の歳月をかけて検証作業と審議を重ね、2009年4月28日、A4版48頁におよ

ぶ意見書をまとめあげて公表した（甲 1 6 0）。

意見書は、第 1 に、放送部門の最高責任者である放送総局長と日常的に政治家と接触のある国会担当局長が、官房副長官という要職にある政治家と面談して番組について説明し、政治家から持論を聞かされた直後、同幹部管理職が主導して制作現場責任者の反対を押し切って大幅な番組改変を指示したことなどを「公共放送 NHK にとって、もっとも重大な疑念を抱かせる行為」と問題視し、「自主・自律の報道倫理にもとる行為」と指摘した。

第 2 に、国会担当局長が一連の番組改変過程に深く関与していることを指摘の上、この教訓として、放送・制作部門と国会対策部門との明確な任務分担と組織的な分離の必要性を提言している。

第 3 に、『放送人として譲ってはならない良心とは何か』と問いかけ、「内部的自由」の論議を呼びかけている。

NHK は、BPO の意見書を受けて、「自主・自律を危うくし、視聴者に重大な疑念を抱かせる行為であった」と指摘されたことについて、「真摯に受け止めなければならない」としながら、「一連の編集過程は、あくまで自律した編集作業の一環で、政治的圧力を受けて内容を改変したり、国会議員らの意図を忖度して改変した事実はない。国会議員への個別番組の直接説明は、これまでも行っていないし、これからも行うことはない」と、意見書の事実認定を事実上全面否定している状況であり、真摯な反省が認められなかった。

E T V 2 0 0 1 年・番組改変事件の教訓を肝に銘じることのできなかった NHK の体質が、19 年後のかんぽ生命保険問題につながるものである。

2 かんぽ不正報道問題

(1) かんぽ不正報道問題とは（甲 2 7 5）

2018 年 4 月にかんぽ生命保険の不正販売を報じた NHK 番組を巡り、日本郵政グループが被告 NHK に対し、情報を募るネット動画の削除を求めた。被告 NHK は動画を削除し、番組の続編を延期したが、日本郵政グループは、編集権に関わるガバナンスの検証を強く要求した。これに同調した NHK 経営委員会は同年 10 月、

被告の当時の会長であった訴外上田良一（以下「訴外上田」という。）を嚴重注意した。そして、番組の続編は放送されたものの、被告NHKは、かんぽ生命保険の不正販売に触れなかったのである。

以下、事実の経過につき詳述する。

(2) 事実経過

ア 被告NHKは、2018年4月24日、「クローズアップ現代+『郵便局が保険の押し売り！～郵便局員の告白～』』という番組を放送した。

これは、当時問題となっていた、「かんぽ」の不正・不適切販売をとりあげたものである。

この番組により、かんぽ生命の多くの契約者が、契約の乗り換えなどで不利益を被る事態が起きていることなどが多くの視聴者の知るところとなった。

番組に対する反響は大きく、同番組の製作スタッフは、続編に向けて取材活動を始めた。

続編の放送予定日を同年8月10日として、それに向けて、同年7月7日、7月10日に動画2本をネットにアップロードし、視聴者からの情報提供を募ったのである。これは、オープンジャーナリズムといわれる手法である。

その動画では、親が不必要な保険を契約させられたと訴える男性や、ノルマが厳しいと明かす郵便局員の声が紹介された。

イ この動画に対し、日本郵政、かんぽ、日本郵便3社（以下「郵政側」という。）は激しい抗議をした。

まず、同年7月11日、郵政側3社長連名で文書を訴外上田宛てに送り、「すべての郵便局員が不適正募集を行っているような誤った印象を視聴者に与え、経営にも甚大な支障をきたす恐れがある」な

どと主張した。さらに被告NHKから動画をアップロードする前の確認取材が無かったことをも問題視した。

ウ 被告NHKは2018年7月13日、動画の内容を修正し「保険業法違反」や「押し売り」などの字幕を減らし再掲載した上で、郵政側への回答書を用意し取材も申し入れたが、郵政側は回答書が会長名でないことを理由にその受取りを拒否した。

郵政側は「動画削除と会長名の回答書なしに取材交渉のスタートラインに立てない」としNHKが「取材に応じたら動画は削除する」と取材を求める一幕もあったとみられている。

エ これに対し、同年7月23日「クロ現」チーフプロデューサー（以下「CP」という。）が日本郵政本社を訪れ、動画は修正したが消せないことを伝えあらためて取材を要請し、NHK会長からの回答にこだわる郵政側に「番組制作と経営は分離しているため、会長は番組制作に関与しない」と伝えた。

オ 郵政側は、CPからの取材要請に対し、さらに激しく抗議をした。

同年8月2日、郵政側は訴外上田に2度目の抗議文を送り「番組制作・編集の最終責任者は会長であることは放送法上明らか」と指摘し「ガバナンスが全く効いていないことの証左」だとガバナンス体制の確立・強化についての説明や改善措置の状況」報告まで求め始めたのである。

カ 同年8月4日、被告NHKは続編の放送延期を決め、動画も削除した。この対応を被告NHKの番組編集幹部が日本郵政広報部長に電話で伝え、さらにCP発言は「舌足らずであった」などと釈明した。

キ 同年10月5日、郵政3社長は新たな抗議文をNHK経営委員会に送り、会長が回答しなかったことを問題視し「ガバナンス体制を

改めて検証し、必要な措置を講じてほしい」などと要求した。

ク 同年10月23日、経営委員会は訴外上田を嚴重注意し「必要な措置」を求めた。併せて郵政側に返信を送り「会長を注意した」などと伝えた。

この際、経営委員会の委員長代行であった訴外森下俊三（現在は委員長、以下「訴外森下」という。）は、「番組の作り方に問題があった」「（郵政側の抗議の狙いは）本当は取材内容だ」と述べて訴外上田を批判したことが後の新聞報道により明らかになっている（甲275）。この点については後述する。

ケ 同年10月30日、被告NHKは、上記アの番組の続編として、「クローズアップ現代+」を「あなたの資産をどう守る？超低金利時代の処方箋」と題して放送した。

しかし、以上のような郵政側の抗議の結果、同番組内では金融機関における不適切販売の事例を紹介したものの、かんぽ不正問題には触れることはなかった（甲277）。

コ 続編放送後の同年11月6日、NHK会長名の回答文書が放送総局長の手で郵政側に手渡された。その中で、CP発言については「不十分だと考えておりまことに遺憾」とし、その後の対応は「十分なご理解を得るに至らなかったことは本意でなく甚だ残念」などと伝えた。

サ 翌11月7日、元総務次官の鈴木康雄日本郵政上級副社長はNHK経営委員会に礼状を送付し、「意のあるところをおくみ取りいただいた。」と述べた。

さらに、「（執行部による）放送番組の企画・編集の各段階で重層的な確認が必要」、（会長の文書を持参した）放送総局長について「かつて放送行政に携わり、協会のガバナンス強化を目的とする放送法改

正案の作成責任者であった立場から、幹部経営陣による番組の最終確認などの「幅広いガバナンス体制の強化が必要である旨を付言しました」などと記載した。

シ 被告NHKは、上記のように、本来、2本の動画をアップロードして視聴者からの情報を収集し、その情報に基づいて「かんぽ不正問題」の続編番組を制作、放送すべきであった。

ところが、実際には、郵政側の抗議に屈して、動画を削除し、さらに、続編の放送を2018年8月10日から同年10月30日に延期した。あろうことか、その中で「かんぽ生命保険の不正問題」について報道しなかった。

(3) 放送法4条1項に違反することについて

ア 以上のとおり、被告NHKは、本来放送すべきであった「かんぽ生命不正問題」について、郵政側の抗議に屈し、また、経営委員会による嚴重注意に屈し、本来すべき取材・放送をしなかったことが明らかである。

イ 前記(2)クにおける、経営委員会の訴外上田に対する嚴重注意の点について、経営委員会の訴外森下は、当初「番組に関する議論は一切していない」などと説明していたが、実施には番組に絡む意見も複数あったことが判明した(甲275)。

判明後も、訴外森下は「感想の範囲」の範囲であり個別番組への干渉にはあたらないなどと述べたが(甲280)、実際には「極めて稚拙」などと激しく批判していた(甲282)。

これに対し、訴外上田は、経緯が表に出れば「NHKは存亡の危機に立たされる」などと反発したものの、訴外森下ら経営委員会は聞き入れなかった(甲285)。

このような訴外森下の行為が、番組内容に影響を与えたことは明

らかであり、放送法3条に抵触する（甲278）。

2020年3月9日、「日本郵政と経営委首脳によるNHK攻撃の構図を考える11.5シンポジウム」実行委員会は、訴外森下の経営委員辞任を要求しているが、訴外森下の行為が違法であることからすれば、当然のことである（甲279）。

なお、続編において「かんぽ保険不正問題」について報道しなかったことは、CPをはじめとする現場スタッフの本意であったとは思われず、2018年11月末には、NHK内部で「なぜ放送内容が変更されたか」の説明会が行われている。なお、2020年5月26日、NHK情報公開・個人情報審議委員会が、上田会長への嚴重注意を決定した際の経営委員会の議事録など関連文書について「開示すべきだ」とする答申を出したことが報道された（甲396）。

ウ かんぽ保険の不正は、契約時の状況が確認できたもののうち、6割近くが顧客の意向に反したものであったと報道されている（甲281）。

また、優先的に調査した約18万3000件のうち、法令違反は251件、社内ルール違反は2782件に上り、さらに、その後の全契約調査によって新たに2206件の法令違反や社内ルール違反が明らかになっている（甲287）。

実に、すさまじいまでの組織的な不正が行われていたのであり、この問題を報道しなかった被告NHKの責任は極めて重大である。

2019年11月30日、「放送法を語る会」が主催した緊急シンポジウムにおいて、パネラーの砂川浩慶立教大学教授は、「続編」が放送されなかったことについて「この期間中にもかんぽ保険の被害者が増え続けたことを『公共放送』の使命からどう考えるか」と問題提起した。

エ NHKは、唯一の公共放送としての責任を負うものとして、たとえ

郵政側からの抗議を受けたとしても（むしろ、抗議を受けたのであればなおさら）、本来すべき取材、放送をすべき作為義務を負っていたといふべきである。

NHKが本来すべき取材をせず、放送をしなかったことは、「報道は事実をまげないですること。」(放送法第4条3号)に明確に違反する。

3 「桜を見る会」問題

(1) きっかけ

「桜を見る会」の問題が国会で大きく取り上げられるようになったのは、2019年秋の臨時国会（第200回国会）における11月8日の参議院予算員会での田村智子参議院議員（日本共産党）の質問からである。安倍晋三首相（以下「訴外安倍」ともいう）による「桜を見る会」の甚だしい私物化の実態が明らかになり、同月12日には野党合同の「総理主催『桜を見る会』追及チーム」が発足し、2020年通常国会（第201回国会）においても、訴外安倍に対する厳しい追及が続いた。

「桜を見る会」とは、戦前の「観桜会」を前身とし、1952年、吉田茂が内閣総理大臣主催の会として始めた会とされており、「皇族、元皇族、各国大使等、衆参両議院議長及び副議長、最高裁判所長官、国務大臣、副大臣及び大臣政務官、国会議員（中略）、その他各界の代表者等」、「各界において功労・功績のあった者」が招待範囲とされ、毎年4月、新宿御苑を会場として行われてきた。

ところが、訴外安倍が2012年12月第二次安倍内閣を組閣して「桜を見る会」が同人主催になった途端、それまでは1万人前後であった出席者数が2013年には約1万5000人に跳ね上がり、2018年には1万7500人に、2019年には1万8200人にまで膨れ上がった。予算額が1766万6000円であるのに対し、支出

額は、2018年は5229万円、2019年は5518万7000円と、大幅に予算超過している。このような訴外安倍主催の「桜を見る会」は7年連続で行われてきた。

最も問題になったのは、「桜を見る会」の出席者の中に訴外安倍の後援会員が800名から850名も含まれていたことである。毎年、「安倍事務所」が、都内観光や「前夜祭」という「安倍晋三後援会」の行事とセットにして、国の行事である「桜を見る会」への参加を後援会員に無差別に呼びかけ、応募してきた後援会員やその家族、知人らがほぼ全員「桜を見る会」に招待されるというシステムで行われてきた。何ら「各界の代表者」でも「功劳・功績のあった者」でもない後援会員らが、国費によって皇族や「各界の代表者」と共に、無償で酒食の提供を受け、訴外安倍や有名芸能人らと共に写真撮影の機会も与えられるなどの特権的な扱いを受けてきたのであり、公的行事や国家予算の私物化であるとの国民の厳しい批判を受けたのは当然であった。

そればかりか、訴外安倍は、「桜を見る会」の招待者名簿はシュレッダーにかけて廃棄した、データも残っていないなどと強弁して一切の検証作業を拒む姿勢を取り続け、国民の憤りが沸騰した。

訴外安倍は、国会で追及を受けて早々に2020年の「桜を見る会」の中止を宣言したが、これは、過去7回の「桜を見る会」の実態の違法性、不当性を事実上、自白したものである（甲288～甲292の3）。

このように、「桜を見る会」の問題は、訴外安倍による国政の私物化という問題であるが、同時に、この国の制度の根幹をなす民主主義と法治主義の破壊に繋がりがねない重大かつ深刻な問題である。

(2) 662名の弁護士・法律家による刑事告発

2020年5月21日、662名の弁護士・法律家が、訴外安倍と

安倍晋三後援会の代表者H及び同会計責任者Aの3名を被疑者として、政治資金規正法違反及び公選法違反の容疑で東京地検に告発状を提出した（甲386の1、2）。

告発訴事実の要旨は、「被告発人安倍晋三（以下「被告発人安倍」という）は、2017年10月22日施行の第48回衆議院議員選挙に際して山口県第4区から立候補し当選した衆議院議員、被告発人Hは、安倍晋三後援会（以下「後援会」）の代表者、被告発人Aは後援会の会計責任者であった者であるが、

- ① 被告発人安倍、被告発人H及び被告発人Aは、共謀の上、政治資金規正法第12条1項により、山口県選挙管理委員会を經由して総務大臣に提出すべき後援会の収支報告書につき、2019年5月下旬頃、山口県下関市東大和町1丁目8番16号所在の安倍晋三後援会事務所において、真実は、2018年4月20日、ホテルニューオータニ東京において開催された宴会である「安倍晋三後援会 桜を見る会前夜祭」（以下「前夜祭」又は「本件宴会」という）の参加費として、参加者1人あたり5000円の参加費に参加者数約800名を乗じた推計約400万円の収入があり、かつ、上記前夜祭の前後に、ホテルニューオータニ東京に対し、少なくとも上記推計約400万円の本件宴会代金を支出したにもかかわらず、後援会の2018年分の収支報告書に、上記前夜祭に関する収入及び支出を記載せず、これを2019年5月27日、山口県選挙管理委員会に提出し、
- ② 被告発人安倍及び被告発人Hは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、2018年4月20日、ホテルニューオータニ東京において開催された前夜祭において、後援会を介し、被告発人安倍の選挙区内にある後援会員約800名に対し、飲食費の1人あたり単価が

少なくとも1万1000円程度であるところ、1人あたり5000円の参加費のみを徴収し、もって1人あたり少なくとも6000円相当の酒食を無償で提供して寄附をしたものである。

本来、率先して法を遵守すべき立場にある首相が、率先して違法行為をし、弁解にもならない不合理な弁明に終始する、これではこの国は法治国家の体をなしていないと言わざるを得ない。

(3) NHKは「桜を見る会」問題をどのように報じたか。

ア 2019年11月8日の参議院予算員会での田村智子参議院議員の質問（以下「田村質問」という）（甲399・会議録）

「桜を見る会」の参加者数・支出額は安倍政権になってから年々増え続け、2019年の支出額は予算額の3倍を超えた。田村議員は、各界で「功労・功績のある方」を各府省が推薦するとしながら、自民党議員・閣僚の後援会・支持者が多数招待されていることを明らかにした。訴外安倍の地元・山口県の友田有県会議員のブログ記事では、「後援会女性部の7人と同行」「ホテルから貸し切りバスで会場に移動」などの内容が記されていた。

田村議員は「安倍首相の地元後援会のみなさんを多数招待している」「友田県議、後援会女性部はどういう功労が認められたのか」とただした。訴外安倍は答弁に立てず、内閣府官房長が「具体的な招待者の推薦にかかる書類は、保存期間1年未満の文書として廃棄している」と答弁。田村議員は「検証ができない状態ではないか」と厳しく批判した。

田村議員は「安倍事務所に参加を申し込んだら、内閣府から招待状がきた」という下関の後援会員の「赤旗」への証言を紹介。「下関の後援会員の名前と住所をどの府省がおさえられたのか。安倍事務所がとりまとめたとしか考えられない」とただした。

さらに田村議員は、友田県議や吉田真次下関市議のブログに、「桜を見る会」とあわせて訴外安倍夫妻を囲んだ前夜祭の盛大なパーティーの様子が紹介されていると指摘。「桜を見る会が『安倍首相後援会・桜を見る会前夜祭』とセットになっているのではないか」「まさに後援会活動そのものだ」と追及した。

訴外安倍は「お答えを差し控える」と答弁を拒否し、議場は騒然となった。田村議員は「桜を見る会は参加費無料でたる酒その他のアルコール、オードブルやお菓子、お土産をふるまうんですよ。政治家が自分のお金でやれば明らかな公職選挙法違反だ。そういうことをあなたは公的行事で税金を利用して行っているんですよ。これだけの重大問題だ」「まさにモラルハザードは安倍総理が起こしている」と指摘した（甲399）。

イ 田村質問は30分に及んだが、同日、NHKの「ニュース7」と「ニュースウオッチ9」は、次の通り、わずか1分足らずの放送であった（甲384の1頁）。

午後7時	田村智子（共産）質問	10秒
	安倍首相答弁	30秒
午後9時	田村智子（共産）質問	18秒
	安倍首相答弁	27秒

田村議員は、安倍首相になってから、「桜を見る会」の招待者・参加者が増えた理由を厳しく問い質したが、NHKは淡々と代表質問の質疑・応答を放送。何ら問題にすることなくニュースは終わった。

ウ 11月11日（月）

野党4党が共同で、安倍首相の公私混同問題を追及したが、午後7時、午後9時のニュースではこれを全く放送しなかった。

エ 11月14日（木）

午後9時 後援会主催のホテルニュー大谷での「前夜祭」に関し、
首相と食い違う証言 山口県で聞く

NHK独自調査としてホテルの宴会費は最低でも1
万円と報じた。

ところが、同月20日、安倍首相と内閣記者会加盟報道各社の
キャップとの懇談会（毎日新聞除く）が上海大飯店で開かれ、同
席した今井尚哉秘書官が「NHKの報道はひどい。だから同時配
信はだめだと言われる。1万1000円以上じゃなきゃできない
とホテルが言ったのを最初に報じたのもNHK。・・あれ、キャッ
プが聞かせているの？」などとNHK批判の発言が行われて以降、
NHKはホテル宴会費1万円という報道をしなくなった。

オ 11月15日（金）

午後7時 野党が共同で安倍首相に公開質問状を提出。

安倍首相を屋外で単独インタビュー。2分9秒間にわ
たり安倍首相の言い分のみを放送。

午後9時 野党が共同で安倍首相に公開質問状を提出

安倍首相を屋外で単独インタビュー。3分間にわたり
安倍首相の言い分のみを放送。

安倍首相の言い分のみを一方向的に報道するのは、明らかに放送
法4条1項違反である。

カ 11月18日（月）

午後7時 安倍首相インタビューで、「後援会の入金も出金もな
い、明細書もない」と答える。野党は国会対策委員長
会談を開き、野党追及チームを結成。桜を見る会のニ
ュースは2分33秒で終わり、「安倍政権 あすで最長」

と題して「地球儀俯瞰外交」80の国や地域を訪問、アメリカは16回訪問したことなどを、政治部記者が安倍首相の外交姿勢を全く無批判に9分42秒間伝えた。

午後9時 午後7時のニュースとほぼ同じで、桜を見る会のニュースは2分34秒で終わり。

キ 11月21日（木）

午後7時 参議院内閣委員会 杉尾秀哉（立憲民主）が招待推薦者数等について質問。菅義偉官房長官と大西政府委員の答弁を含めて1分51秒間放送。

午後9時 参議院内閣委員会 杉尾秀哉（立憲民主）が推薦者数等について質問。菅義偉官房長官と大西政府委員の答弁を含めて2分10秒放送。

※ この日の参議院内閣委員会の審議の様様を、翌日の朝日新聞（22日付け）は、小西洋之（野党統一会派）、田村智子（共産）の質問と菅義偉官房長官の答弁の内容を伝えたが、NHKは午後7時、午後9時のニュースでは杉尾秀哉と政府側の質疑だけしか放送せず、小西質問、田村質問の放送はなかった。

ク 12月2日（月）

午後9時 桜を見る会問題は11分間放送

（自民）森屋宏12秒と安倍首相53秒

招待者名簿の破棄

（社民）吉田忠智15秒と安倍首相28秒+11秒+50秒

ジャパンライフ社長と昭恵夫人の面識

※ 安倍首相の映像を花見、国会の廊下を歩く、本会議答 弁

などアングルを変えて16回も写し出した。

記者が3つの論点として①招待者、②シュレッダー・電子データ、③前夜祭の5000円をあげて説明をしたが、後援会員を招待するという国政の「私物化」問題を論点として取り上げなかった。

ニュースの最後にキャスターが「みなさんはどう受け止めましたか」と発言して締めくくったが、政権批判の姿勢は見られなかった。

- ※ 翌2月3日付け「朝日」では、2日の質問者の
(共産) 田村智子「税金を使った買収行為では」「ジャパンライフ会長招待は総理の推薦ではないか」
(維新) 柴田巧「桜を見る会は廃止すべきではないか」
この2人の質問と安倍首相の答弁を報道しているが
NHKは2人の質疑は放送しなかった。

ケ 2020年

1月14日(火)

憲法学者を含む13人が、安倍晋三首相を背任容疑で告発状を東京地検に提出した。告発者は、上脇博之・神戸学院大学教授(憲法学)ら。

翌15日付け朝日などこれを報じたが、NHKは放送せず、1月14日にweb発信しただけだった。なお、東京地検は3月31日に、告発状が代理人名との理由で不受理とした。

コ 1月27日(月)

午後9時(無所属) 江田 招待者800人について14秒

首相答弁26秒

(国民) 大西 ジャパンライフ招待について9秒

首相答弁 17 秒

この日は、他に（無所属）今井がジャパンライフ会長に送付された受付番号「90」について質問したが、NHKは放送しなかった。

（立憲）黒岩が電子データの廃棄、前夜祭5000円は安すぎるのではないか、800人に渡した領収書は1枚も残っていない問題を質問したが、黒岩の質問もNHKは放送しなかった。

※ 翌28日の朝日新聞などは、説明拒否を連発し、疑惑に
応えず逃げ回る首相の姿勢を批判的に論評して大きく報
道したが、NHKは質疑のやり取りを断片的に放送する
だけで、しかも桜を見る会についての質問者の2人をカ
ットした。

サ 1月28日（火）

午後9時（国民）小川 昭恵夫人名刺交換者が含まれている1

2秒 首相答弁48秒

（共産）宮本 公費による買収の疑い17秒、

首相答弁21秒

宮本議員の質疑で安倍首相の答弁は、参加者を「幅広く募った。募集という認識はなかった」との支離滅裂な答弁。宮本議員は「事実上の買収に当たる」と追及したが、質疑と答弁を断片的に放送するだけで首相答弁の矛盾を指摘した報道ではなかった。

シ 1月30日（木）

午後7時（共産）田村 桜を見る会を2018年の自民党総

裁選に利用したのではないか。

16秒、首相答弁25秒

午後9時 (共産) 田村 桜を見る会を2018年の自民党総裁選に利用したのではないか。

19秒、首相答弁12秒

この日は(共産)山添議員が桜を見る会の名簿は「1年保存」を「1年未満」に短くしたのか。官邸直結の政治枠を扱う名簿だけ残っていないのは異常だ。など質問したが、NHKのニュースでは放送しなかった。

※ 翌日の朝日新聞では「桜を見る会」の名簿めぐり質疑で廃棄した責任を官僚に転嫁する菅官房長官の姿勢を大きく取り上げて報道したが、NHKは桜を見る会に関する質疑の模様を上記のごとく断片的に放送するだけだった。

ス 1月31日(金)

午後7時 (立憲) 石橋 夕食会参加者のホテルの領収書を出してほしい12秒 首相答弁17秒

この日は(無所属)山井議員が質疑を行った。「800人が一人一人ホテルと契約しているはずがない」首相答弁「費用は私の事務所職員が集金したが、契約主体は参加者個人だと認識している」NHKはこれを放送しなかった。

(以上は、甲384の1～9頁)

(4) 国政を私物化する安倍首相の政治姿勢を何ら問題にすることなく、国会の質疑を断片的に、しかも質問者の一部だけしか放送しないというのが、NHKのニュース報道の実態である。放送法4条1項が求め

る「政治的公平」や「多角的論点提示」に反している。

4 表現の不自由展・その後

(1) 事実経過

ア 2019年8月1日に開幕した国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の企画展の一つである「表現の不自由展・その後」が、テロ予告や脅迫、公権力の介入により、わずか3日で中止された。この事態を受けて、展示者及び市民団体等からの抗議・再開を求める行動が展開され、9月13日にはあいちトリエンナーレ実行委員会（会長大村秀章愛知県知事）に対して再開を求める仮処分が名古屋地裁に提起された。

9月25日、愛知県が設置した検証委員会（あいちトリエンナーレのあり方検証委員会）は「再開を求める」旨の中間報告をし、9月30日、仮処分手続において、再開を合意する和解が成立した。そして、10月8日、「表現の不自由展・その後」の展示は、中止前と同一性を維持して再開され、10月14日の閉幕まで継続された（甲235、甲237、甲239～241）。

イ 「表現の不自由展・その後」は、「慰安婦」問題、天皇と戦争、植民地支配、憲法9条など、2015年1月18日～2月1日の「表現の不自由展」（東京都内の武蔵大学前のギャラリーで開催）で扱った作品の「その後」に加え、同年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、実際に展示不許可になった理由とともに展示する企画であった（甲252の1～甲253の1、甲269の16～18頁）。

多様な考えを持つ人々の存在を前提とする民主主義社会を維持・発展させるためには、各人が自由に自らの思想・意見を表明できることが必要であり、憲法21条で保障された表現の自由は、その手

段を保障するものとして不可欠なものである。表現の自由は「思想の自由市場」という原理からも、特に保障が求められる人権である。とりわけ政治的表現の自由を保障することは重要であり、どのような表現であっても、当該表現それ自体が犯罪となる場合等を除いて、強く保障されなければならない、表現に対する批判は言論・表現行為でなされるべきである。今回、展示開始直後になされた電話、メール、ファックスは、表現の自由に対する乱暴な攻撃であり、到底許されないものである。

今回の一連の事態の中で、特に重視しなければならないのは、公権力を担う者が展示内容に介入する言動をとったことである。河村たかし名古屋市長は8月2日、展示を視察した後、少女像の展示について「日本国民の心をふみにじるもの」「税金を使った場で展示すべきでない。」などと述べ、大村愛知県知事に即時中止を求める公文書を送付した。

また、菅義偉官房長官が同日の記者会見で、芸術祭が文化庁の助成事業となっていることに言及し、「補助金交付の決定にあたっては、事実関係を確認、精査して、適切に対応していきたい。」と発言し、その後、政府（文化庁）は、「手続き的不備」を理由に、既に決定されていた約7800万円の補助金全額を不交付（支給決定撤回）とする異例の決定をした（甲236、甲237）。愛知県知事の補助金不交付への不服申立てにより、2020年3月下旬、一部減額の上、約7800万円の補助金が支給されることになった（甲312）。

ウ 今回の「表現の不自由展・その後」に見られるような、表現の自由に対する地方自治体の侵害・攻撃は、近年、「行政の中立性」の名の下に顕著に増えている。

2018年11月、京都府南丹市は、精神科医香山リカ氏の講演

に対する妨害電話に屈して講師を交替させた。さいたま市では公民館が発行する公民館だよりに「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の俳句を掲載しなかった（不掲載自体は2014年であるが、2018年12月20日、さいたま市の不掲載が違法である旨の原告勝訴判決が最高裁で確定した）。2018年5月、京都府は、京都弁護士会の「第48回憲法と人権を考える集い」について例年続けてきた共催を降り、後援も断った。神奈川県茅ヶ崎市教育委員会は、「辺野古工事強行許さない」の文字があることをもって「政治的中立性を損なう」として、美術展の共催を拒否した。

しかし、地方自治体は、本来、国民の基本的な人権を擁護すべき責務を負っているものであり、こうした動きは、日本国憲法下では許容されない。

(2) 言論・表現の自由と放送の役割

永田証人は、言論・表現の自由と放送の役割について、次のとおり、証言した（永田13頁）。

「言論と表現の自由が一番尊重される理由については、日本社会をより豊かにしていくからだと思っています。・・・声を上げにくい小さな人、被害に遭っている人たちの声をちゃんと拾い上げて伝えていく、放送の仕事も正にそういうことだと思います。」「ジャーナリストもそうなんですけれども、芸術家一人一人はとても小さな存在です。例えて言えば、炭鉱の坑道の中で酸素が少なくなると、そのカナリアが真っ先に死ぬわけなんですけれども、・・・人間の前にカナリアが死んでくれる、そのことで、あっここは危険なんだということを察知するわけですね。こういうカナリアのような存在が芸術であり言論であるというふうに思います。逆にカナリアがあるとか、あるいは一本のろうそく、一本のマッチがあることで、周りの闇がど

れほど深いかということ、我々が気づくことができると思うんです。」「言論や表現がそういうふうに丁寧に、小さな声にちゃんと耳を傾けて、それを伝えていくということがどれほど大事なのかということのたとえとして申し上げたい」。

(3) NHKは、「表現の不自由展・その後」をどのように報じたか

2019年8月初めから9月末までに、NHKの日常のニュースでこの問題をどのように伝えたかを見ると、①8月3日NEWS7で展示の中止を伝える、②9月6日NHKニュースおはよう日本で「匿名の『電凸』当事者を直撃」、③9月26日NEWS WATCH 9「トリエンナーレ文化庁補助金不交付決定」、④9月30日NEWS WATCH 9「補助金不交付に芸術家ら文化庁前で抗議集会」の4件にとどまった。一方、NHK NEWS WEB ではこの間44件のニュースが掲示された(甲271)。

NHKの第一線の記者たちは、この問題に関するほとんどの事象をニュース原稿にしていたと考えられるが、通常のニュース放送として放映されたのは4件のみであった。4件だけでは問題の全体像、知る権利を侵害する重要な問題であることを視聴者が理解するのは困難であった。

この中で、同年9月5日にクローズアップ現代+ (プラス) が、本問題を取り上げ、『表現の不自由展・その後』中止の波紋」というタイトルで放送した。同番組は、事実を正確に捉え、また賛成・反対の見解、あるいは憲法学者の意見なども取り入れ、内容的には、評価できるものであり、仮処分裁判を経て「表現の不自由展・その後」が再開するにあたって、「NHKの(この)放送が果たした役割は決して小さくなかった」(甲211の1・永田意見書の5頁9)。ただ、8月2日に菅官房長官が文化庁の補助金を出すことを考え直すという意見表明

をしたことについて、同番組では、一切触れていない。政府にとって不都合なこと、批判されかねないことは放送しなかったのである（齋藤 2～3 頁）。

ニュース放映を決定する過程のどこかで、フィルターがかかり、問題の本質を隠し、政権への忖度が強く働いたものと考えざるを得ない。この間の新聞報道では、朝日新聞 12 件以上、毎日新聞 11 件以上、しんぶん赤旗は 19 件以上であり、いかに NHK ニュース報道が、伝えるべきことを伝えていないかを示している（甲 219 の 3 頁）。

「表現の不自由展・その後」に関わる NHK の報道は、伝えるべき重要なこと、政権に不都合なことを伝えていない。伝えることが不十分で、また不正確であれば、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることはできず、放送法 4 条 1 項に違反している。

5 選挙報道

(1) 選挙報道の重要性と放送法違反

我が国は、議会制民主主義制度を採っており、国政選挙は主権者国民が投票行動によって国民代表者を選出する、最も重要な政治的行為である。

原告は、原告準備書面（22）において、2010 年参議院選挙から 2017 年総選挙までの 6 回の国政選挙に関して「放送を語る会」がまとめた報告書に基づいて、NHK のニュース報道が、本件訴訟提起以前から継続して放送法 4 条等違反の問題を抱えていることを明らかにした。

さらに原告準備書面（25）において、2019 年参議院選挙のテレビ報道について、放送法 4 条違反の実態にあることを主張した。

2016 年の参議院議員選挙と東京都知事選挙をめぐるテレビ放

送について、放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）は、放送倫理検証委員会の詳細な意見書（甲１８）を取りまとめて、公表した。

同意見書は、「Ⅳ おわりに～選挙に関する豊かな放送のために」において、次の通り、結んでいるが、極めて適切な指摘であるので、再度引用する。

記

「選挙に関する報道と評論については、事実に基づくものである限り番組編集の自由があることが公選法で明確に確認されており、量的公平性（形式的公平性）は求められていないことが明らかである。・・・放送局が、政治や選挙について、どのようなテーマをどのような切り口で取り上げ、誰を出演させるかは、質的公平性（実質的公平性）を考慮した上で放送局自身が自由に決めることである。このような番組編集の自由は、憲法第２１条が放送に保障する表現の自由の中核であり、それは、番組の放送が選挙期間中であるかによって異なることはない。

選挙に関して事実の報道とこれを議論し批判する評論が自由であれば、その性質上、ある候補者に有利もしくは不利に影響することはありうるし、そのような結果は避け難い。政策を検証して評論すると、ある政党の政策を批判し、逆にある政党の政策を評価する結果になることもある。選挙期間中に政策や公約の前提となっている統計や法令についての誤りを指摘すれば、ある政党や立候補者の支持が減少するかもしれない。立候補者や政党幹部の出演番組で司会者がその政策について有権者が持つだろう疑問をただしたところ、よく準備して問題点を理解している立候補者や政党関係者の印象が良くなり、露出時間が増えることもあるだろう。逆に、準備も理解も不十分だった立候補者や政党幹部がしどろもどろになって印象が悪くなることもあるだろう

う。しかし、これらは、選挙に関する報道と評論の自由が保障されている以上は、当然に生じる結果である。したがって、そのような放送を取り上げて「政治的に公平でない」という批判があれば、それは選挙に関する番組編集の自由についての理解を欠いたものと言うほかない。

選挙に関する報道と評論をする番組に求められるのは、出演者数や顔ぶれ、発言回数や露出時間の機械的・形式的な平等ではなく、さらに有権者に与える候補者の印象の良し悪しの均等でもない。このような機械的・形式的平等を追求し有権者に与える印象までも均一にしようとすることは、むしろ、選挙に関する報道と評論に保障された編集の自由を放送局自身が自ら歪め、放棄するに等しいと言うべきであろう。

日本国憲法は、国民主権の原理を採用している。しかし、国民が主権者であるといっても、現実一般の国民が政治に参加する手段、すなわち国民とその意思を代表する政治家をつなぐものは、選挙しかない。もちろん、国民が自らその意思を決定するためには、政策や候補者の資質等に関する豊富な情報が国民すべてに行き渡り、多様な見方や視点が浸透していかなければならない。ところが、現在の日本の社会では、政治に関する情報へのアクセスは個人の力だけでは難しく、多様で豊富な情報を獲得することも、その真偽を判定することも、それを分析して判断し選択することも容易ではない。そのような現況において、組織的・継続的に情報を収集して、それを分析する視点を広く国民に提示するマスメディアの存在は極めて重要である。民主主義を日本に根づかせ機能させていくためには、マスメディアで働くジャーナリストの存在は不可欠なのである。

選挙に関する報道と評論についていえば、放送局は、正確な情報を

歪めることなく編集して放送し、またこれらの事実を踏まえた評論も、視聴者・有権者の政治選択にとって重要と考えられる点を漏らすことなく取り上げ、有権者に多様な立場からの多様な見方を提示するものとなるように心がける必要がある。政党や立候補者の主張にその基礎となる事実についての誤りが無いかどうかをチェックすることは、マスメディアの基本的な任務である。また、政党・政治団体や立候補者の政策については、選挙期間中であっても、その問題点を的確に指摘し国民に提示することが求められる。さらに、経済・福祉・教育などの内政政策、外交政策、憲法改正に対する方針など選挙が実施される背景にある重要な争点について、本来有権者が判断すべき争点がどこにあるのかを明確にし、候補者や政党にとって不都合な争点が意図的にあいまいにされないよう目を光らせることも重要である。これらはいずれも、選挙を通じて国民の意思を表明するという民主主義の過程を活かすために、放送現場のジャーナリストに求められる職責であり使命である。

この観点から現在の選挙に関する放送を視聴すると、選挙期間中に真の争点に焦点を合わせて、各政党・立候補者の主張の違いとその評価を浮き彫りにする挑戦的な番組が目立たないことは残念と言わざるをえない。

2009年から2014年までに行われた3回の衆議院議員選挙小選挙区投票率は、69.28%、59.32%、52.66%と急激に低下した。比例代表投票率でも、同じ傾向が見られる。人数で見れば、5年の間に、実に1700万人余りの有権者が、選挙に参加しなくなったのである。

民主主義の危機ともいうべきこのような時代にあって、いまこそ放送に携わる一人ひとりが、国民に選挙の意義を訴えて関心と呼び覚ま

し、さらに国民の選択を実のあるものとするために、臆することなく放送することが求められているのである。

2017年もまた、有権者に日本の将来を決定づける重要な選択を迫る選挙が予想される。憲法が保障する表現の自由、番組編集の自由を存分に活用し、放送局の創意工夫によって、量においても質においても豊かな選挙に関する報道と評論がなされるよう期待したい。」

(甲18の12～14頁)。

本裁判係属中の2019年7月、参議院選挙が実施されたが、NHKの選挙に関する報道・評論は、前記BPO意見書の指摘を取り入れることなく、相変わらず議席数に応じて、報道時間を按分するなど、放送法4条に違反する実態が改善されていない。

(2) 放送法4条1項各号違反の具体例

ア 選挙報道は、有権者の投票行動に直接つながる情報を伝えるという点で、とりわけ「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が求められる。

稲葉一将教授も、以下のように、放送における「知る権利」として、少数者の意見を含む多様な意見が放送を通じて呈示されることが重要であると述べている。

すなわち、「国民の『知る権利』」というと一般的抽象的な権利にすぎないが、これを個々の放送受信者に即して検討すると、たとえば、放送法4条1項2号の政治的公平の原則に関して、政治的公平性を欠く報道によって自己以外の多数の有権者の投票行動が影響を受けて、その結果、自己の選挙権を行使したものの、この選挙権行使(一票の投票。)が実際には大きな意味をもたなくなり、投票行動を諦め、やがて政治不信の念を抱くといった事態は、放送における「知

る権利」の重要性を示している。

つまり、放送における「知る権利」は、情報公開請求権の行使などとは異なって、国民が知りたい情報をありのままの状態で知るといよりも、むしろ、公共的な争点についての少数者の意見を含む多様な意見が放送を通じて呈示されており、有権者全員がこれを知る機会を共有している（これは、一種の『言論空間』である。）ことで、異なる意見に触れて自己の思考を再検討し続けるという一種の弁証法的なプロセスの保障を、その内容とするものと解される（稲葉証人は、このような意味で、かつて『公正な言論空間』という語を用いたことがある。）。これを分かりやすくいえば、既に広範囲に及んで多くの者に知られている意見を繰り返し放送することは、放送に期待された公共的役割を果たしていないことを意味しており、このことを法的に表現すれば、放送における『知る権利』の実現という放送事業者が負うべき作為義務を懈怠していることになるのである。日本の放送法4条1項各号は、このような放送事業者が負うべき作為義務を一般的に定めた法規範であると解されるべきである（甲196の1、8頁。稲葉8～9頁）。

イ ところが、NHKの選挙報道においては、以下に述べるとおり、多角的に論点が明らかにされず、政治的に不公平な放送がなされている。

すなわち、「放送を語る会」では、2010年の参院選報道から2019年の参院選報道まで7回、選挙報道をモニターしているが、いずれの選挙報道においても、各政党を取り上げて紹介する放送時間の配分を議席数にリンクさせている。

例えば、2017年衆院選（9月28日解散・10月22日投開票）では、NHK「ニュース7」の「各党公約紹介」（10月2日～

7日放送)は、以下のように与党に長く、野党に短い時間配分であった。

(与党)		(野党)	
自民	4分52秒	希望	4分10秒
公明	3分16秒	共産	2分44秒
		立憲	2分35秒
		維新	2分25秒
		社民	1分39秒
		こころ	1分

また、NHK「ニュースウォッチ9」の「密着党首の戦い」(10月17日～19日放送)でも同様であった。

(与党)		(野党)	
自民	5分40秒	希望	4分10秒
公明	3分10秒	共産	2分40秒
		立憲	2分35秒
		維新	2分25秒
		社民	1分35秒
		こころ	1分

選挙報道において、議席数に応じた時間配分を行うことは、大政党はますます有利に、少数政党はますます不利になる結果となるばかりか、放送法4条1項各号が要求する少数者の意見を含む多様な意見を、放送を通じて呈示する作為義務に反している。

この点は、放送倫理・番組向上機構(BPO)の意見書(「2016年の選挙をめぐるテレビ放送についての意見」2017年2月甲18)でも、選挙報道に求められているのは「量的公平性(形式的公平性)」ではなく、「質的公平性(実質的公平性)」であると指摘さ

れているところである。

ウ また、NHKの選挙報道は、政局報道に傾き、政策報道が深められない結果、多角的に論点が明らかにされず、政治的に不公平な放送がなされている。

すなわち、選挙報道では、有権者が的確な政治判断を下すために必要な情報を提供することが求められており、そのためには、争点、各政党の主張や政策を掘り下げた報道が必要で、その量と質が選挙結果に大きく影響する。

ところが、2017年の衆院選報道において、NHK「ニュース7」は、10月1日から3日の間、希望の党の小池代表の動向一色の政局報道になってしまい、新党の政策を問う報道は皆無に近い状態であった。各党党首の演説や主張は、短い時間の項目的羅列がほとんどで、記者解説も少なく、識者に見解を聞く試みもあまりみられず、重要な争点について有権者がどう考えているか、街角でのインタビューもほとんどなかった。

NHK「ニュースウォッチ9」も同様に、希望の党一色の政局報道であった（甲150、10～13頁。小滝10～12頁）。

このような政局報道に傾き、政策報道が深められない選挙報道では、公共的な争点についての少数者の意見を含む多様な意見が放送を通じて呈示されたとはいえず、放送法4条1項各号が放送事業者に課している作為義務を果たしていない。

エ 以上のとおり、NHKの選挙報道は、多角的に論点が明らかにされず、政治的に不公平な放送がなされており、原告宮内も、NHKの選挙報道が政治的に不公平であることが、受信料の支払を拒否するきっかけになり、本件訴訟を提起する動機となったことを供述しているところである（宮内2～3頁、4～5頁）。

(3) B B C との比較検討

ア B B C における公共放送の価値

B B C は、国王の特許状によって、おおよそ 10 年ごとにその存在を根本から捉え直す枠組みを作り直すという作業を行っている。特許状の草案を作成するのはその時々政府であるが、そのなかでも B B C は一貫して B B C の公共放送としての価値については「民主主義的価値」に置いている（須藤 11 頁）。

イ B B C における選挙報道と、NHK の報道に求められるもの

(7) B B C は、選挙や国民投票があるたびに編集ガイドラインというものを作成している。このガイドラインは、B B C のジャーナリストがより自由に創造的に選挙報道が出来るような枠組みを作るというものであって、決して規制を掛けるというものではない。なかでも「しかるべき公平性」、「幅広い選択肢を広げる」ということが重要とされている（須藤 12 ページ）。

選挙報道の量については、上記のような「しかるべき公平性」、「幅広いバランス」という観点に鑑みれば、視聴者の政治的決断のために十分な情報を提供するために圧倒的な量をそろえざるを得ないというのが B B C における実態である（須藤 13 頁、甲 267）。実際、2019 年 12 月に行われたイギリスの総選挙の際に B B C ONE、B B C TWO、B B C NEWS のうち 3 つのチャンネルが同時に通常のニュース以外にも多彩な選挙関連の番組を編成している（甲 267）。

しかるべき公平性と幅広いバランスの編集方針から、選挙期間中、視聴者・市民に十分に情報を提供し、彼らの政治的判断をより良い状態のもとでおこなっていくよう、通常のニュースに加えて、特別番組を B B C のメインチャンネルである B B C ONE では

2本用意しており、その他、通常のディベート番組においても選挙関連をテーマに編集するので必然的に多くなる。BBC TWO、BBC NEWSはこのスタイルが多く見られ、また、普段は議会議中継をおこなうBBC Parliamentは他のチャンネルで放送した選挙関連番組を再放送するので、視聴者は大変な数の選挙関連番組から多様な内容に情報を入手できるのである。

- (イ) NHKは、民放と異なり、商業的な理由や視聴率に左右されない番組編成が可能であるから、経済的、政治的な権力から距離をおいて、NHKの意思によって、民放ではできないニュース報道に力を注ぐべきである（須藤14、15頁）。

6 天皇代替わり報道

2019年10月22日、令和天皇即位の礼が行われ、2019年11月14日から15日にかけて、大嘗祭が行われた。

(1) 天皇即位の礼のNHK報道

2019年10月22日の天皇の即位の礼については、被告NHKは、午前は、7時10分から7時37分、8時から11時54分、午後は、12時から12時10分、12時45分から6時44分、7時から7時45分、9時から9時45分にわたり、即位の礼の中継及び関連報道を実施した。さながら電波ジャックのようであった。当日の報道内容は、終日お祭りムードであった（木村5頁）

(2) 大嘗祭のNHK報道

2019年11月14日から15日の大嘗祭について、被告NHKは、午前7時の「おはよう日本」と午後9時の「ニュースウォッチ9」で取り上げた。その際、被告NHKは、大嘗祭は、即位の礼とセットになったものであり、連綿と続いている伝統であるという旨の放送をした（木村5頁）。

(3) 上記報道が放送法4条1項に反していること

ア 即位の礼

そもそも、天皇制については、天皇の戦争責任の観点からも、その是非について、大きく意見が対立している論点である。しかし、2019年10月22日の即位の礼の報道においては、ほぼ終日にわたり長時間の報道を続け、その内容も、まさに国民的な祝祭であるというスタンスのものであり、特定の政治的立場からの長時間報道は、「政治的に公平」でもなければ、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかな」にするものでもないことは明らかである。

イ 大嘗祭

(ア) 大嘗祭とは、天皇が生涯で1度だけ執り行う行事であり、天照大神と八百万の神々と寝食をともにすることによって、天皇が神となるという宗教的な意味を持つ行事である。

天皇を神と崇めることは、天皇の戦争責任の観点、現行憲法が象徴天皇制であること、政教分離の観点等から、鋭く政治的に意見が対立する問題である。

また、天皇が神となる行事を報道することは、別の神を信仰する信仰者の内面を侵害する性質を持つものであり、信教の自由の観点からも問題を有する。

さらに、大嘗祭の費用は、24億円を上回る巨費が国費から支出されていると報じられている。これについて、政府は、大嘗祭と即位の礼は不可分の儀式だから公費で賄うべきであるとしている。しかし、このような考え方には強い批判があり、秋篠宮が、記者会見において、「宗教色が強いものを国費で賄うことが適当かどうか」と述べ、政府は公費を支出するべきではないとの考えを示したように、

皇族内においてすら、疑義が呈されている。

(イ) 以上のとおり、多数の憲法的・政治的論点を抱える大嘗祭については、多くの批判的議論が存在し、まさに「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が報道姿勢として求められるものであった。しかし、被告NHKは、即位の礼が国民的祝祭であるとする立場を前提とし、大嘗祭は、即位の礼と併せて連綿と続いている伝統であるという旨の報道をし、一切の批判的視点を欠いた報道を行った。

ウ よって、2019年10月22日の即位の礼及び同年11月14及び15日の大嘗祭についての、被告NHKの報道は、放送法4条1項各号に反するものである。

7 元徴用工問題に対する韓国大法院の判決の報道

(1) 元徴用工問題に対する韓国大法院の判決について

韓国大法院（韓国における最高裁判所）は、2018年10月30日、元徴用工（第2次世界大戦の戦時中に労働力として日本内地の企業に動員された日本統治下の朝鮮半島出身者。）4人が、新日鉄住金株式会社を相手に損害賠償を求めた裁判で、元徴用工の請求を容認した差し戻し審に対する新日鉄住金の上告を棄却した。これによって、元徴用工の一人あたり1億ウォン（約1千万円）を支払うよう命じた判決が確定した。

元徴用工とは、上記のとおり、第2次世界大戦の戦時中に労働力として日本内地に動員された日本統治下の朝鮮半島出身者のことをいう。

日本政府が、1939年、第2次世界大戦の戦争長期化による労働力不足を補うため朝鮮半島から労働者を動員することを決め、そ

の手法として、企業が行政の許可を得て内地で働きたい朝鮮半島出身者を募る「募集」と、朝鮮の地方行政が総督府の「朝鮮人内地移入斡旋要綱」に基づいて対象者を集める「官斡旋」、内地ではすでに実施されていた「国民徴用令」による動員の3つがあった。このうち、朝鮮半島出身者が法的に強制動員されたのは徴用のケースだけであったが、募集や官斡旋でも、本人の意思に反した強制的な集め方がされた事例も存在したと言われている。

朝鮮半島出身者の徴用工は、炭鉱や鉱山、土木工事現場など過酷な労働現場に配置されて過酷で危険な労働を強いられたほか、職場でのリンチや食糧不足、賃金の未払いなどがあったと言われている。

上記訴訟は、このような被害を受けたとされる被害者が大韓民国の裁判所に対して被害救済を求めて提訴した事案である。元徴用工個人の新日鉄住金に対する賠償請求権が、日韓請求権協定2条1項の「完全かつ最終的に解決された」という条項により消滅したのが重要な争点となった。

(2) 被告NHKの報道内容について

被告NHKは、平成30年10月30日、テレビニュースにおいて、上記賠償を命じる判決が言い渡されたこと、元徴用工問題で日本企業に賠償を命じる判決が確定したのは初めてであること、日本政府が徴用をめぐる問題は「完全かつ最終的に解決済みだ」としているため、今後の日韓関係に影響を及ぼすことも予想される旨を報道した(甲404、甲405)。

そして、翌31日のニュースウォッチ9において、河野太郎外務大臣(当時)が、上記韓国大法院判決について「極めて遺憾で、断じて受け入れることができない」「国際裁判を含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講ずる」「1965年に日韓基本条約と

関連協定を結び、請求権を完全かつ最終的に終わらせた。」等の発表した旨を報道した（平川 2 頁）。

その後も、被告 NHK は、「日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決」「今回の原告 4 人は、いずれも『募集』に応じた人」「毅然として対応していく」等との政府見解を報道している。

(3) 放送法 4 条 1 項に違反することについて

ア 被告 NHK は政府見解を繰り返し報道

上記訴訟で、重要な争点となった、元徴用工個人の新日鉄住金に対する賠償請求権が日韓請求権協定 2 条 1 項の「完全かつ最終的に解決された」という条項により消滅したのかという争点につき、助記のとおり、被告 NHK は、「日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決」との政府見解のみを繰り返し報道している。

イ 日本の最高裁判所においても個人の請求権は消滅していないとの判例があること

しかし、日本の最高裁判所は、日本と中国との賠償関係等について、外交保護権は放棄されたが、被害者個人の賠償請求権については「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて訴求する機能を失わせるにとどまる」「任意の自発的な対応をすることは妨げられない」と判示しており（最高裁判所 2007 年 4 月 27 日判決）、実体的な個人の請求権は消滅しておらず、新日鉄住金が任意かつ自発的に賠償金を支払うことは法的に可能である（甲 275）。

ウ 日本政府も個人の請求権は消滅していないとの見解であること

また、日本政府としても、1991 年 8 月 27 日の参議院予算委員会において、柳井俊二外務省条約局長（当時）が、「日韓請求権協定におきましては両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決し

たわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれに国民の請求件を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることができない、こういう意味でございます。」と答弁しており、やはり個人の請求権が消滅していないと述べている（甲 276）。

エ 小括

被告NHKは、元徴用工の上記判決をめぐる報道において、上記のような、日本の最高裁判所において個人の賠償請求権が実体的には消滅しておらず任意の自発的な対応をすることは妨げられないという判断や、過去の外務省条約局長の答弁については一切報道しない。

被告NHKは、日韓請求権協定により「完全かつ最終的に解決した」との政府見解を繰り返し放送する一方で、上記のような判例や過去の政府見解を報道せず、放送受信者に対して、あたかも個人の賠償請求権が消滅しているかのような印象を植え付ける放送をしており、報道は事実をまげないですること（3号）、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること（4号）に反していることは明らかであるほか、日韓請求権協定により「完全かつ最終的に解決した」という解釈が政治的な意味合いもあることからすると、政治的に公平であること（2号）にも反するものである。

8 沖縄・辺野古埋立てに関する報道

(1) はじめに

以下では、辺野古基地問題に関する問題について、その後の被告の報道が放送法に違反していることについて述べる。

(2) 事実経過

ア 2019年1月6日

まず問題とすべき訴外安倍の発言があったのは、2019年1月6日午前に放送された「日曜討論」である。

当該番組の事前収録で、訴外安倍は、被告の解説副委員長と差し向かいで30分ほど質問に答えた。その際、訴外安倍は、解説副委員長から、移設計画にどう沖縄県民の理解を得ていくか、と問われたのに対し、「(辺野古沿岸部へ)土砂を投入していくにあたって、あそこのサンゴは移している」、「絶滅危惧種が砂浜に存在していたが、砂をさらって別の浜に移していくという環境の負担をなるべく抑える努力もしながら行っている」などと発言(以下「本件発言」という。)した。

後述のとおり、この発言は事実誤認だったのであるが、生放送ではなく事前収録であることに鑑みれば、放送前に訂正することは可能であったと思われる。ところが、被告は、本件発言をそのまま放送した。

イ 2019年1月11日

「日曜討論」の放送から5日後、同年1月11日の「ニュース・ウオッチ9」は、「辺野古埋め立て土砂投入前にサンゴ移植急ぐ防衛省」という見出しで報道し、本件発言が事実と食い違うことを伝えた。

しかしながら、その後「残りのおよそ7万4000群体の移植は県の許可が得られていないことなどから進んでいません。このた

め防衛省はサンゴが生息する区画に土砂を投入する前に移植するため、今後、県との調整を急ぐことにしています」と放送した。

ウ 2020年1月25日

(ア) 2020年1月25日に、米軍MH60ヘリコプターが沖縄本島東約180キロの沖合に墜落した際、かかる事故につき、被告は午後7時のニュースで「防衛省によると米軍MHヘリコプター緊急に「着水」した」と放送した(44秒間)ものの、1月27日に沖縄県玉城知事が県庁で行った記者会見については、午後7時及び午後9時のニュースでは放送しなかった(かかる会見で玉城知事は、「墜落」という表現を用いていた)。

(イ) 翌1月28日しんぶん赤旗は、米軍ヘリ墜落「憤り」との見出しでデニー知事の県庁での記者会見の様相について「米軍に対して事故原因の究明と再発防止を徹底して取り組むよう申し入れる」と報道した。また、米軍や防衛省が日本語による発表では墜落ではなく「着水」と表現していることについて、「完全に飛び上がれない状態で落ちたということは墜落だ」と報じた。

エ 2020年1月31日

2020年1月31日には、参議院予算委員会で、立憲民主党の石橋議員が基地の使用開始後に滑走路がでこぼこになり、「滑走路が傾斜してはいけないとする米軍の軍用基準に合致しないのではないか」と追及し、河野防衛相が「飛行場の要求性能として国際民間航空機関の指針に準拠し設計などを行う」とし、不同沈下について「適切な補修を実施することでこの要求性能を満たすことが可能」と答弁し、さらに石橋議員が「辺野古新基地は民間空港ではない」と述べ、「軍事基準に合致しないから無理やり民間航空の基準を持ってきているのではないか。こんなずさんなことを

米軍が認めるわけがない」と強調して工事の即時中止を求めた。

かかる報道は、しんぶん赤旗が行ったものであるが(甲384)、被告はかかる質疑について報道しなかった。

オ 2020年2月12日

2020年2月12日には、辺野古での米軍新基地建設をめぐり衆議院予算委員会審議が行われた。

質疑では、赤嶺政賢議員が「都合の悪いデータを隠そうとしたのではないか。埋め立て区域に広がり最深約90メートルに達する『マヨネーズ並み』の軟弱地盤は大規模な地盤改良工事が必要です。しかし、70メートル以深の工事が可能な作業船は国内にありません。防衛省はこれまで、70～90メートルの地盤は『非常に固い』として、70メートルまでの地盤改良でも新基地建設は可能と主張してきました。」などと追求した。

これらの報道は、朝日新聞やしんぶん赤旗などでは詳しく行われたものの(甲384)、被告はかかる審議の内容をニュースでは何ら放送しなかった。

カ 2020年3月26日

(ア) 2020年3月26日には、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う辺野古埋め立て承認撤回を取り消した国土交通相の裁決は、「違法な国の関与」だとして、沖縄県が訴えていた「関与取り消し訴訟」の上告審判決があり、最高裁第1小法廷は県の上告を棄却した。

被告は、このような国にとって有利なニュースについては、午後7時のニュースで、「沖縄のアメリカ軍普天間基地の名護市辺野古への移設に向けて埋め立てをめぐり、沖縄県が国を訴えた裁判で、最高裁判所は訴えを退ける判決を言い渡し、沖縄県の敗訴

が確定しました。沖縄県の埋め立ての承認撤回を国土交通大臣が取り消したのは違法な関与ではないという判断が確定しました」と放送する一方で、玉城知事の「地方自治に反す」とのコメントについてはテレビニュースでは報道しなかった。

また、同日行われた沖縄県「第4回米軍基地問題に関する万国津梁会議」が辺野古新基地計画と普天間飛行場の危険性除去・運用停止についてまとめた提言についても放送しなかった。

- (イ) この点、朝日新聞は、社説において「ものごとの本質に目を向けず、細かな法律論を繰り広げた末に、一般社会の常識からかけ離れた結論を導き出した。そう言わざるを得ない判決だ。沖縄・辺野古の埋め立てをめぐる県と国の訴訟で、最高裁は26日、県側の主張を退けた。海底の軟弱地盤の発覚などを理由に、県が埋め立ての承認を撤回したのに対し、防衛当局がこれを取り消すように国土交通相に請求。期待通りの判決をもらって工事を強行したため、県が裁判に訴えていた。」と報道した。

また、しんぶん赤旗は、「辺野古『関与取り消し』最高裁判決デニー知事『地方自治に反す』」との見出しをつけたうえで、「沖縄県の玉城デニー知事は、26日の『関与取り消し訴訟』最高裁判決後、県庁で記者会見を開きました。同判決について『民主主義の土台となる地方自治の理念に違反するもの』と厳しく批判し、同県名護市辺野古の米軍新基地建設阻止という『公約実現に全力で取り組んでいく』と改めて表明しました。」などと報道した(甲384)。

(3) 被告の放送法4条1項各号違反

ア 本件発言自体の問題点

- (ア) 沖縄防衛局が移植していたサンゴは、埋め立て海域全体のサ

ンゴ7万4千群体のうちの9群体にすぎず、その9群体も今回の土砂投入区域外のものであり、その点で本件発言は事実関係を誤ったものであり、視聴者に、希少資源のサンゴの保全に十分配慮した上で土砂投入を行っているとは誤信させるような内容であった。

- (イ) この点、朝日新聞は、「首相の言う『あそこ』の具体的な場所是不明だが、沖縄防衛局が移植したのは、埋め立て予定海域ではあるが、昨年12月14日に土砂投入を始めた区域（護岸で囲われた約6・3ヘクタール）ではない場所にあった絶滅危惧種のオキナワハマサンゴ9群体だ。沖縄防衛局が移植対象としているのは直径1メートルより大きいサンゴと一部の小型サンゴで、この土砂投入区域には存在していない、という立場をとる」などと報道しているのである。

- イ 本件発言に関する被告の報道が放送法4条1項各号に違反すること

被告は、本件発言が事実と反するものであったことについて、上記(2)イのとおり報道した。

しかしながら、沖縄県が移植を許可していないのは、①移植ではサンゴを保護できる保証はない、②繊細な環境のなかで生息するサンゴは水流や光の強さが少し変わるだけで死滅する恐れがある、③サンゴの保全を考えるなら土砂投入は避けるべき、という専門家の意見を参考にしたためであるとの見解がある。

それにもかかわらず、被告は、上記①～③について報道すること無く、政府・沖縄防衛局の認識だけを一方的に伝えている。このような報道は、「沖縄防衛局は希少資源の保全のためにサンゴの移植を進めようとしているにもかかわらず、沖縄県が許可しない

ことが原因で移植が進んでいない」という誤った認識に誘導するものであるところ、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めた放送法第4条第1項4号の規定に違反する。

ウ その他の報道も放送法4条1項各号に違反すること

上記(2)イ乃至カについて、しんぶん赤旗や朝日新聞は、政府に対して批判的な視点も入れたうえで報道している。

これに対し、被告による報道は、上述のとおり、政府にとって批判的な報道については抑制的で、たとえば「墜落」といった言葉を「着水」と言い換えるなどしているし、国会での批判的な質疑や、玉城知事の記者会見については独自の調査・取材に基づいて伝える調査報道は見られず、最高裁判所の判断など政府にとって有利と思われる事実については積極的に報道するといった姿勢を貫いており、「客観報道を装った政府広報」、「政府のスポークスマン」評価せざるを得ない報道である。このような被告の報道姿勢は、多角的論提示義務などを定めた放送法4条1項2号ないし4号に違反するものである。

9 安保法制に関する報道

(1) 安保法制とは

2014年7月1日、安倍内閣は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」なる閣議決定をした。その後、この閣議決定に基づいて、2015年9月19日、第189回国会の参院本会議において、いわゆる安保法制法案が採決され、賛成多数で可決成立したとされた。これらの法案は2016年3月29日に施行されている。

この安保法制の内容は、集団的自衛権の行使を容認するもので

あり、武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限定してきた戒めを解き、「現に戦闘行為が行われている現場」以外であれば、世界中で兵站活動を「後方支援活動」「協力支援活動」の名目で行うことができるようになるものである。

このような実力行使、兵站活動は、わが国の憲法上、到底許されるはずはなく、安保法制は憲法 9 条に反して明白に違憲である。

そして、上記の閣議決定は憲法尊重擁護義務に違反するものであり、安倍内閣の立憲主義に対する無知と無理解を示すものである。

憲法学者もごく少数を除いて安保法制は違憲であるとの見解を示している。多くの国民も反対し、2015年8月30日には大規模なデモが行われた。施行後においても、全国22の地裁で、25件の違憲確認訴訟が提起され、現在も争われている。

(2) 安保法制についてのNHKの報道（甲150）

安保法制とは上記のようなものであるが、これに対してNHKは次のような報道を行った。

なお、この点については、すでに原告準備書面（18）3において詳述している。

ア 総論

「ニュースウォッチ9」において、①与野党の質問、②これに対する首相（場合により担当大臣）の答弁、という一問一答の編集スタイルを主とした（このようにすると、必ず政府答弁で終わる形となり、政府答弁が正しいという印象を与えることができる。）。

与党質問2人、野党質問3人、それぞれに必ず安倍首相答弁を付けるスタイルを定型としたため、質問5（与党2、野党3）：安部答弁5回となり、大まかな時間的比率は政府与党7：野党3となった。

例えば、2015年7月15日は衆院特別委で審議を締めくくる質疑と強行採決が行われた日であったが、やはり与党質問2、野党質問3が取り上げられ、すべての質問に安倍答弁が付された。放送時間は、政府与党169秒（自+公議員の質問40秒+安倍答弁5回122秒）：野党（民主+維新+共産）40秒であった（政府与党が4倍を超えた）。

なお、後述のように、この日、NHKは国会中継をしていない。

「ニュース7」のキャスターのコメントでは、「今国会での法案成立」というフレーズが再三にわたり使用された。これは、安倍内閣の用いるフレーズである。その他にも、「安倍総理は決める時は決める」と述べ今の国会での成立に重ねて意欲を示した」（7月11日）、「議論が熟した時は採決を」と述べ、今の国会で法案の成立を期す考えを重ねて強調した」（8月25日）、「安倍総理は今日夕方、自民党の役員会で今の国会で成立に向けて改めて決意を示した」（8月31日）、「衆院特別委員会で安倍総理大臣は「今国会で法案成立させる」の考えを重ねて示した」（9月14日）などと繰り返した。

解説も、外部識者を起用せずNHK記者が行うのが通例で、オウム返しに政府・与党の見解・主張を紹介した。

イ 各論

2015年7月15日、安保法案の締めくくり質疑を行った衆院平和安全法制特別委員会を、NHKは中継しなかった。他方、衆院のインターネット審議中継サイトはアクセスが集中してつながりにくい状況となっていた。

同年8月9日「ニュース7」では、自民党高村副総裁が、講演会で安保関連法案審議における民主党の質問を批判したことを報じた。批判のみを放送し、民主党の反論は取材も放送もしなかった。

同年 8 月 1 4 日、戦後 7 0 年談話を受けた安倍首相のスタジオ単独インタビューを放送した。放送中の 1 1 分ほどは安保関連法案に関する内容であったが、これを無批判に放送した。

衆参特別委の法案採決に際しては、民放が「強行採決」と報道する一方、NHKが徹頭徹尾「強行採決」とは報道しなかった。

同年 8 月 3 0 日には、国会周辺で、最大規模の安保法制反対の集会（全国総がかり行動）が開かれた。

民法「報道ステーション」はこれを 1 2 分間にわたって報道したが、NHK「ニュースウォッチ 9」はわずか 3 0 秒であった。

「ニュース 7」でも 2 分 1 5 秒のみであったうえ、報道の最後を、自民党谷垣幹事長の「戦争法案、徴兵制をやる法案というのは、ためにする誹謗中傷だ。何としてもこの国会で解決し、次に進まなければならない」という談話で締めくくった。

参院特別委審議の大詰めを迎えた 9 月 1 1 日の政治部記者解説は、「国民の法案への反対意見が根強くあること意識してか、安倍総理や閣僚の答弁からは、懸念を払拭しようとする姿勢が随所に見られた」、参院本会議を控えた 9 月 1 8 日の政治部長解説は、「今の流れのなかで今回の法案は、どんな意味を持つか？」というキャスターの問いに、「集団的自衛権行使容認は画期的で戦後安全保障政策の大きな転換」「自衛隊の海外活動の内容・範囲が拡がり、日米の防衛協力も拡充される」などというものであった。

他方、民放（「報道ステーション」「NEWS 2 3」）では報道した次の事実について NHK ニュースでは報道しなかった。

- ① 党首討論で、ポツダム宣言を「詳らかに読んでいない」との安倍首相答弁（5 月 2 0 日）
- ② 衆院特別委で、「早くしろよ！」などの安倍総理のヤジ（5 月 2 8

日)

- ③ 衆院特別委、日本に対して攻撃の意志のない国に対しても攻撃する可能性を排除しないとする中谷防衛大臣答弁（6月1日）
 - ④ 参院特別委、共産党小池副委員長の、戦闘中の米軍ヘリへの給油を図解した海上自衛隊内部文書追及（7月29日）
 - ⑤ 参院特別委、「後方支援で核ミサイル運搬も法文上可能」との中谷防衛大臣答弁（8月5日）
 - ⑥ 参院特別委、安保法案成立を前提にした防衛省文書で、中谷防衛大臣の矛盾する答弁を共産党小池副委員長が追及（8月19日）
 - ⑦ ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥング博士が来日し、安倍首相の「積極的平和主義」は本来の意味と違うと批判（8月下旬）
 - ⑧ 参院特別委、自衛隊統合幕僚長が訪米した際の会議録について共産党仁比議員が追及（9月2日）
- (3) 放送法4条1項に違反することについて

政府与党に有利な報道を行った。NHKニュースの安保法制コーナーが、一方的に政権与党の主張を伝える場になっていた。

政治部記者が「政権寄り」「政権の代弁者」としての解説を繰り返して行った。解説は、政府・与党の方針・主張・思惑の説明が大半を占め、批判的な指摘はほとんどなされなかった。法案の問題点や欠陥には踏み込まず、あくまでその内容を伝えることに終始した。

法案に関連する調査報道は皆無であった。

一方で、市民による反対・抗議行動や、政権にとってマイナスになる出来事や審議内容を伝えなかった。報道することに消極的であり、報道量は民放と比べると圧倒的に少なかった。

前記①ないし⑧のように、民法で放送された重要な事実（いずれ

も政府与党に不利な事実である。)を放送しなかったが、前記①ないし⑧の事実はいずれも重要な事実であり、少なくともそのいずれかについては報道すべき作為義務を負っていたものといえるところ、これを怠った。

これらは、おそらく意図的に行われたものであり、安保法制成立に向けて政府に協力する姿勢が顕著であったといえる。

このような報道は、放送法第4条1項2号「政治的に公平であること」第4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に反することは明白である。

10 特定秘密法に関する報道

(1) 特定秘密法について

ア 特定秘密保護法は、行政機関の長の判断で特定秘密が指定され、その秘密が何であるかも明らかにされないばかりか、国民の「知る権利」に応えようとするジャーナリズムの活動にも重大な制約が加えられる、きわめて危険な法律である。

イ この特定秘密保護法案は、2013年11月7日（以下、年はすべて「2013年」である。）、衆議院で審議が開始された。

その審議過程で争点となったのは主として次の点である。

- ① 特定秘密の定義があいまいで、秘密の範囲が広がる恐れがあり、何が秘密なのかが国民に明らかにされないおそれがあること。
- ② 秘密指定に関わる独立した第三者機関が存在しないこと。
- ③ 処罰の対象が広く、過失、教唆、扇動がそれぞれ独立した形で処罰の対象になること。また、「テロ防止」「スパイ防止」の名目で、一般市民が逮捕や監視の対象になる危険性をはらんでいること。
- ④ 秘密指定の期間が長く、歴史的な検証が不可能になる恐れがあること。

ウ 国会審議の過程で、国民による反対の声が次第に大きくなり、連日、各地の市民が抗議行動を繰り広げ、「安保闘争以来」と言われるほど反対の声が高まった。12月2日の朝日新聞によると、世論調査では法案「反対」意見が50%であった。

エ 国会では十分な審議時間が確保されず、法案の問題点に関する疑問が政府関係者の答弁でも解消されないまま、11月26日に衆院、12月5日には参院特別委において強行採決がなされ、同法案は成立するに至った。

(2) 被告NHKの報道

ア このような特定秘密保護法案の審理について、被告を含むテレビ放送機関がどのように報道したか、「放送を語る会」は、次のようにモニターした。

- ・期間 2013年10月6日から同年12月10日まで

- ・対象番組 「ニュース7」「ニュースウォッチ9」「日曜討論」「時論公論」「クローズアップ現代」

イ 「NHKニュース7」は10月15日から12月11日までの間、計26回にわたって法案関連のニュースを伝えた。

しかし、法案の中身についての説明、解説は、ほとんどが政府関係者の発言や資料に基づいてなされた。

さらに、キャスターがフリップなどを使って政府側の説明を逐一補強した。

12月9日には、臨時国会閉会を受けての安倍首相会見を放送し、法律の施行によって「秘密の範囲が際限なく広がることはない」「国民の通常の生活が脅かされることはない」などのフレーズを会見の音声とキャスターコメントで4、5回にわたって繰り返した。

ウ 「ニュースウォッチ9」

10月17日、法の目的や条文の解説を、政府説明をなぞってそのままコメントした。

10月25日、法案解説は政府説明を丸写しにした。そのうえ、法案の必要性を首相・外相・防衛相の3人がかりのコメントで強調した。

11月11日、井上キャスターは「安全保障の強化に不可欠として安倍首相が強い意欲を示す特定秘密保護法案」と述べ、政権の意図を強調した。

また、大越キャスターも「国民の知る権利との兼ね合いで議論を呼んでいる法案だが、政府は公明党の主張に大幅に譲歩し、大筋で合意。政府・与党一体でこの法案の成立を期す体制を整えた」と、政府・与党の立場に立って述べた。

11月18日、大越キャスターの開始コメントは「(国会会期説明の後)与党は今週中に衆議院を通過させたい。しかし、与党単独での押し切りは避けたいのがホンネ」というものであった。また、エンドコメントは「会期末まで3週間。与党とすれば差し迫っている」と述べた。いずれも政府与党の立場に立ったコメントであった。

11月21日、大越キャスターは「与党は、みんな・維新の合意を取り付け賛成多数で可決できる情勢。ただ根強い反対論に加えて各種世論調査では法案内容が国民に周知されていない。そこをどう見るべきか。与党側は、週明け月曜にも採決を行いたいとしている」と与党の立場に立ったコメントをした。

11月22日、大越キャスターは「与党側の日程は25日特別委採決・26日本会議採決。しかし与党は取り敢えず25日採決を見送り、慎重にことを運びたい姿勢を滲ませている」と述べ、与党が強引に審議を進める姿勢を批判せずに、与党の立場に立ってコメントした。

11月25日、国家秘密を取り扱う立場にいた官僚である3名(元

外務省事務次官斎藤邦雄、元防衛省運用局長柳沢恭二、元内閣情報調査室長大森義夫)の意見を放送した。その際、3氏の立場について「賛成・疑問・理解」と字幕表示した。実際には、三氏の意見は、「賛成・反対・条件付き賛成」などとされるべき内容であった。

放送を語る会は、「賛成・疑問・理解」の字幕表示には、「反対」を視野の外に置こうとする意図が感じられたとしている。

1 1月26日、「衆院通過」のタイトルで朝から強行採決に至るまでの国会内の動きを詳細に伝えた。しかし、事実を報道することに徹するとして、VTRナレーション・記者解説・キャスターコメントとも「強行採決」の用語を一切使わなかった。

1 2月5日、この日は参議院国家安全保障特別委で強行採決がなされているが、この日の法案解説でも、「強行採決」の用語は使用せず、政府説明をそのまま放送した。法案への批判があること、反対意見は一切放送しなかった。

大越キャスターは、「ここまで議論してきて、民主党を含めて一定の『秘密』の保全は必要だということころまでは共通基盤がある」と述べた。

翌1 2月6日、「採決をめぐって」のタイトルで法案成立直前の一日を報道した。この日も「強行採決」の表現を一切使わなかった。

大越キャスターは、「同盟国アメリカなどと、できるだけ高度の情報共有するために、秘密とすべき情報がいたずらに漏れる事態をなくすべき、という認識は多くの政党が共有している」と述べた。

エ 「クローズアップ現代」

モニター期間中、この番組は特定秘密保護法案を一度も取り上げなかった。

オ 「時論公論」

モニター期間中、この番組は特定秘密保護法案を4回取り上げた。

出演した各解説委員は、「この法案は当初から、国民の知る権利を侵すという懸念が指摘されていました。・・・まだいくつかの点で疑問が残ったままと言わざるを得ません」(12/5)、『『由らしむべし、知らしむべからず』という現代の民主主義社会では到底認められない発想に基づくと言わざるをえません・・・もう一つの大きな問題は、まさに、『審議は尽くされたのか』という問題です」(12/6)、と批判的視点を明確にした論評を加えている。

しかし、放送の時期は参院での強行採決の前後であった。

(3) 放送法4条1項に違反することについて

NHKの特定秘密保護法案に関するニュース報道は、「ニュース7」、「ニュースウォッチ9」とも、法案の概要については触れたものの、内容については、十分説明しなかった。

法案の説明は政府による説明の繰り返しであった。法案の解説には批判的視点はなく、政府の立場に立った説明がなされた。

他方、国民の反対運動を軽視し、法案の危険性について、独自の調査、取材に基づいて伝える調査報道は皆無であった。

ニュースキャスターは、政府の立場に立ったコメントを繰り返し、視聴者に政府の立場に立つことが当然であるという印象を与えた。

政権寄りの報道に終始し、「客観報道を装った政府広報」、「政府のスポークスマン」などの厳しい批判が視聴者から寄せられたことも当然である。

法案はメディアの取材・報道の自由を大きく制約する危険を孕んでおり、テレビの現役キャスターを含め多くのジャーナリストが反対を表明していたにもかかわらず、NHKの二つのニュースにはメディアとしての危機感はなかった。

調査報道・独自取材の不足も明らかである。政府発表の裏にある法案の危険性を掘り起こす調査取材は皆無に近かった。

「クローズアップ現代」は、特定のテーマについて深く調査・取材をすることにより問題提起をする番組であるが、この番組が特定秘密保護法案を取り上げなかったことは問題である。

「ニュースウオッチ9」は「客観報道」に徹するとしているところ、確かに客観的事実の放送は、ニュースでは欠かせないが、重要なことは事実を積み重ねて真実に迫ることである。しかし、「ニュースウオッチ9」では、「秘密保護法の危険性」という真実に迫ることはなかった。

放送を語る会は、次のように述べている。

『客観報道』という外見は、並べられた事実の奥にいる編集者の存在を巧妙に隠す。上記のような放送となった『ニュースウオッチ9』の内容をみると、背後にいる編集者には、もともと政権寄りの姿勢があり、政権をできるだけ批判しない、という姿勢があったのではないかと強く疑わざるを得ない。」

被告NHKは、本来であれば、特定秘密保護法案の問題点についても報道し、政府の説明のみではなく、野党の反対意見なども報道すべきであった。

このような被告の報道は、放送法第4条「二 政治的に公平であること。」「三 報道は事実をまげないですること。」「四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」に反していることは明らかである。

11 共謀罪に関する報道

- (1) 2017年3月21日、安倍内閣は共謀罪の創設を含む「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「共謀罪法案」という）を閣議決定し、国会に上程した。

この法案は、わが国の刑事司法の基本原則を根本から覆す違憲の法案であった。

刑事司法の基本原則は、「人の意思を処罰するのではなく、法益侵害の現実的危険性を発生させた人の行為を処罰する」というものである。思想や内心が処罰されるのでは、社会は成り立たない。

したがって、犯罪の処罰は既遂を原則とし、必要な場合に限り未遂を処罰し、さらにごく例外的に極めて重大な犯罪に限り着手以前の予備を処罰するという体系になっている。

ところが共謀罪は、実行行為の着手前に、犯罪を共同して実行しようとする「意思」を処罰の対象とするとの基本的性格を有している。

これまでも共謀罪法案は過去、国会に3度にわたり提出されたものの、国民の思想信条の自由、表現の自由を侵害し捜査機関による恣意的な運用がなされる危険性があるとの理由でいずれも廃案となっている。

2017年の共謀罪法案も、従前廃案とされた法案と本質的に変わるところがなく、権力による濫用の恐れが極めて高い違憲法案であり、日弁連及び全国52の全ての弁護士会も、本法案に反対の立場を表明した。

にもかかわらず、同年6月15日、本法案は、参議院本会議において、参議院法務委員会の「中間報告」がなされた上で同委員会の採決を省略するという異例の手続によって本会議の採決が行われ、成立したのである。

以上のとおり、共謀罪の内容とその成立過程には極めて問題が多いものであった。

- (2) 共謀罪法案の成立過程における被告NHKの報道（甲60「共謀罪法案国会審議・テレビニュースはどう伝えたか」）。

共謀罪法案の審議中、被告NHKの報道は次のようなものであった。
なお、この点についても、すでに原告準備書面（18）3において
詳述している。

ア 総論

(ア) 法案の呼称について

被告NHKは、政府の示した「共謀罪の構成要件を改めて、テロ等
準備罪を新設する法案」を忠実に使用し、「共謀罪」の呼称を一切使
用しなかった。「共謀罪法案」という呼び方を徹底的に避けて「テロ
等準備罪」の呼称を繰り返し使用した。

(イ) 国会審議を報道する場合は、一問一答に編集して、政府答弁を印象 づけるものとした。分量も、政府側の見解を多く紹介した。

具体的な一例として、衆院法務委員会のあった4月19日は、民
進党の質問と安倍首相、金田法相の答弁、法案の必要性についての
質問と安倍首相答弁、国際条約についての質問と安倍首相答弁、一
般人が対象になるかという質問に対する金田法相答弁、と一問一答
で進行しており、再質問による追及については報道しなかった。

また、5月29日参院審議入りの論戦の報道では、政府与党の説
明・発言を約120秒、野党側の説明・発言を44秒伝えた。国会論
戦全体の報道では、政府与党発言：野党側発言は約7：3であった。

(ウ) 法案の解説においては、政府、法務省の見解をそのまま繰り返した。

閣議決定された3月21日の「ニュース7」では、アナウンサー
が、法務省が示す具体例として、テロ組織が飛行機を乗っ取るケー
ス、サリン製造、暴力団の拳銃購入などの例を解説し、法務省の見解
をそのまま伝えた。

(エ) 独自取材、調査報道を行わなかった

「ニュース7」「ニュースウオッチ9」においては、共謀罪法の論

点に関わった独自の調査報道はほとんどなかった。

有権者には多様な判断材料が提供されるべきであり、そのためには、単に事実を伝えるだけではなく、その事実がどのような意味を持つのか、その事実の背景にはどのような事情があるのかなどについて、メディアによる独自取材・調査報道が必要である。

特に共謀罪法に関しては、現在の官憲の市民に対する監視や捜査がどうなっているか、また、国際条約締結のために共謀罪法が本当に必要なのか、報道機関として独自に検証する報道が求められていた。

ところが、NHKのニュース2番組において調査報道はほとんどなされなかった。

(オ) 反対運動の報道をあまりしなかった

法案に反対する市民や各界の反対の動きの報道は、全体として少ないという傾向が見られた。

市民の活動を独自の取材で伝えることが少なく、国会前行動などを数回にわたって短く取り上げるにとどまった。

イ 各論

(ア) 「ニュース7」

「ニュース7」は、各回の放送時間が短く、審議の内容よりも法案を巡る動きの報道が大半であった。法案の問題点を、政府側、野党側双方の主張や識者の見解を基に視聴者に提示するということはなされなかった。

例えば、5月16日の放送では、自公維新3党の会合、日本維新の会の会合、自民・竹下国対委員長、法務委員会の自民・古川俊治筆頭理事、民進・逢坂誠二筆頭理事、維新の会馬場伸幸幹事長のインタビューなど政権与党側の動きを中心に伝えるのみであった。

しかも与党と維新の動きは手厚く伝え、野党側は民進の動きしか伝えられないという偏ったものであった。

法案の内容の解説は2回ほどであった。そのうち3月21日閣議決定の日には、法務省が示す具体例として、テロ組織の飛行機乗っ取り、サリン製造、暴力団の拳銃購入などの例を丁寧に紹介した。その上で、277の犯罪については「政府は組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定される者に限定した」と解説し、全体として、法務省見解を繰り返した。

(イ) 「ニュースウォッチ9」

「ニュースウォッチ9」の放送回数は78日、共謀罪法案関係の報道があったのは30日であった。そのうち法案や審議の内容を扱ったのが14回、残る16回のうち13回は与党協議・与野党会談・日程などの短い紹介であり、3回は世論調査の結果のみの報道であった。

「ニュースウォッチ9」の放送では、全体的に法案を巡る政治の動きの紹介が主であり、法案の問題点については報道しなかった。

法案内容に関して言論人や専門家の意見によって問題点、争点を解明することはほとんどなかった。

法案の論点に関わる独自の取材、調査報道もほとんどなく、共謀罪法案の問題点を、多様な意見をもとに深める姿勢はなかった。

5月23日に衆院本会議で強行採決がなされた際も、各党の反応を主に報道するだけで、法案の問題点などを問う内容はなかった(他方、民放の「報道ステーション」はケナタッチ国連特別報告者の書簡内容を交えて報じ、審議不足を批判した。)

また、6月14日参院法務委員会の「中間報告」による採決の動きについての記者の報告・解説は、政府与党の思惑の解説が中心で、この非民主的な動きに批判があることを伝えなかった。

(ウ) 「時論口論」

ニュース解説番組「時論公論」においても、やはり、政府が使う「テロ等準備罪法案」の語を使用した。

「テロを始めとする国内外の犯罪組織と戦うには国際社会と緊密に連携することが不可欠」（菅官房長官）の発言を冒頭に紹介した。

法案は国際犯罪防止条約締結に必要である、2020年の東京五輪・パラリンピック成功に必要な不可欠である、各国と捜査共助や犯人引渡しが可能となるという利点が多いなどと政府の立場での解説をした。

(エ) 報道されなかった事実

被告NHKは、政府にとって不利である事実を報道しなかった。「報道ステーション」では報道され、「ニュースウオッチ9」が報じなかった主な事実は次のとおりである。

① 4月17日

衆院法務委、民進党山尾志桜里議員の「保安林のキノコを採るのもテロの資金源か？」との質問と、それを肯定する政府答弁衆院法務委員会。民進党山尾議員の質問「保安林でキノコを採るのもテロの資金源か」とこれを肯定する政府答弁。

② 4月19日

民進党山尾議員の質問に金田法相が答えられず、刑事局長が答弁した。民進党逢坂議員の「捜査が一般人に及ばなかったら犯罪集団かどうかはわからないのではないか」との質問に対し、金田法相の「犯罪集団が関与していることについての嫌疑が必要」との答弁（「報道ステーション」の後藤謙次コメンテーターが「呆れてものが言えない」とコメントしたものである。）。

③ 4月21日

金田法相が「一般人は捜査の対象にならない」と繰り返し答弁し

たのに対し、盛山法務副大臣が「対象とならないとは言えない」と相反する答弁。「組織的犯罪集団に該当するかどうかは捜査当局が判断する」という金田法相の答弁。

④ 4月25日

衆院共謀罪法案についての参考人質疑の内容。小林よしのり、高山佳奈子、小澤俊朗、井田良、早川忠孝氏らが出席したもの。

⑤ 4月28日

共産党藤野議員の「花見をしているのか犯罪の下見をしているのかどう見分けるのか」という質問に対し、「花見なら弁当やビールを持ち、下見であれば双眼鏡や地図を持っているという外形的事情がありえる」などという金田法相の答弁

⑥ 5月9日

民進党蓮舫代表の「ラインやメールなどで合意したとどうやって確定するのか」という質問に対して金田法相は「嫌疑がある場合には捜査を行う」としたが、直後に「そういうデジタル情報については監視しない」と答弁。議場は、答弁になっていない、と騒然となった。

⑦ 5月16日

衆院法務委員会、パレルモ条約について公明推薦の椎橋隆幸中央大名誉教授と民進党推薦海渡雄一弁護士が意見を述べた。この専門家の意見聴取の内容。

⑧ 6月1日

参院法務委員会。民進党小川議員の質問に対する林刑事局長の答弁「組織的犯罪集団の構成員でなくても計画主体になりうる」。金田法相の答弁「構成員でなくても計画に関与した周辺者についてはテロ等準備罪で処罰はあり得る」など。この日「周辺者」という概念が

示された。

⑨ ケナタッチ書簡

国連人権理事会のプライバシーに関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏の安倍首相宛書簡についての報道。ケナタッチ氏の意見は、市民が共謀罪法案を考える上で重要な提起であったが、これを無視した。

(オ) 世論調査

被告NHKは、2017年3月10日から12日、誘導尋問の手法を用いた政府与党に有利な世論調査を行った。

被告NHKの質問は、「組織的なテロ犯罪を防ぐため犯罪の実行前の段階でも処罰できるよう『共謀罪』の構成要件を厳しくしてテロ等準備罪を新設する法案」について、「その上で政府はテロなどの組織犯罪を未然に防ごうとして共謀罪の構成要件を改めてテロ等準備罪を新設する法案を国会に提出し審議が行われています。与党側は、テロ対策は急務だとして今の国会での成立を目指していますが民進党や共産党などは1億総監視社会になりかねない等として廃案に追い込み考え」であるとして法整備が必要と思うか、というものだった。

この質問では、共謀罪法案はテロを未然に防ぐということが第一的な目的であることになるうえ、テロだけでなく277の犯罪が対象になっていることは伏せられた。

その結果は、賛成45%、反対11%、どちらとも言えないが32%であった。

また、この結果を報じるニュースにおいて、反対者の声として「共謀罪だか何だか知りませんが国民の生活を国自らが脅かす法って本末転倒じゃないですか」というテロップを放送した。また、賛成者の

声として「テロ等準備罪によって日本が国際テロを阻止できる」と言うテロップを放送した。これは、反対者は共謀罪が何か分かっていないのに反対しているとの印象付けである。

この点、毎日新聞も同時期に世論調査を行っている。

その質問は、「政府は組織的な犯罪集団が犯罪を計画した段階で処罰する法案を今の国会に提出する方針です。対象になる犯罪を当初予定していた700弱から半分以下に減らしましたが一般の人も捜査対象になるとの指摘があります」というものであった。

その結果は、賛成30%、反対41%であった

(カ) 強行採決を中継しなかった

2017年5月19日、被告NHKは衆議院での共謀罪法案の強行採決を中継しなかった。

これまで述べた通り、共謀罪法案はそもそも違憲の法案であったのであり、国の将来に大きな影響を与える極めて重要なものであった。

にもかかわらず被告NHKは2017年5月19日の衆議院法務委員会での共謀罪法案の審議強行採決の場面を中継しなかった。また同年5月23日の衆議院本会議での審議採決の場面も中継しなかった（他方NHKは、大相撲高安の大関昇進の伝達式を「あさいチ」を打ち切って9時半から30分間以上、記者の解説を含む生中継で詳しく放映した。）。

6月14日「ニュース7」は参院法務委員会の採決を経ず、「中間報告」（国会法56条の3）で参院本会議の採決を目指した与党の動きについて、政治部記者は、会期の期限が迫っているのに、与野党対立で円満な採決の見通しが立っていないことなどを理由にして、採決もやむを得ない、とする政府与党側の言い分に近い解説をし、委

員会を飛ばして採決する不正常的な国会運営への批判的なコメントはなかった。

(3) 放送法4条1項に違反することについて

ア 被告NHKの報道は以上のようなものであったが、これを見ると、次のことが明らかである。

すなわち、被告NHKは徹頭徹尾、法案提出者である政府の代弁者として放送を行った。法案の内容を政府の説明に沿って放送した。中立公正を装いながら、政府の味方をし続けた。

そもそも、「テロ等準備罪」は「共謀罪」といわれることを回避するために政府が示した名称である。この名称によって、共謀罪を新設するかどうか、という議論であるべきところを、「テロを準備する犯罪」を処罰するかどうかの議論にすり替えられることになった。また、「テロ等準備罪」という名称は、テロを防ぐために必要という意図と価値判断を含む用語であり、「共謀罪」の危険な本質を隠し、世論に対する誤導である。

また、野党の質問と与党の答弁を一問一答形式で編集することは、一見すると機械的に平等な伝え方のように思えるが、必ず与党の言い分で終わることとなり、実質的には、極めて政府与党に有利な編集である。

以上のように、NHKは、共謀罪法案の国会審議に関する報道において、意見が対立している問題であるにもかかわらず、政府の見解を中心に報道することに終始し、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることを怠り、政治的公平を欠いた放送を行った。

このような報道は、放送法第4条1項2号「政治的に公平であること」第4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に反することは明白である。

イ さて、これまで、安保法制、特定秘密保護法、共謀罪について、被告NHKの報道を概観したが、これらを通じて明らかとなった事実がある。

それは、被告NHKが、一貫して、政府の法案を成立させることに協力しているということである。被告NHKが、政府に協力するという報道姿勢を貫いていることは明白である。

12 黒川検事長任期延長問題

(1) 黒川検事長任期延長問題とは

(甲321から332、甲362から甲393)

ア 2020年1月31日の閣議決定で、同年2月8日で63歳を迎え、同月7日検察官を定年退官する予定であった東京高検検事長の黒川弘務氏の任期が半年間延長されることになった。認証官である検事長はもちろん検察官が定年を超えて勤務を続けた前例はない。

イ 検察庁法22条は、検事総長は65歳、他の検察官は63歳に達した時に退官すると定めている。ところが、森雅子法務大臣は、1月31日午前の閣議後の会見で、黒川氏について「検察庁の業務遂上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定した」と述べた。その法的な根拠は国家公務員法の81条の3であるとし、「その職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずる」場合に該当するとして、定年を延長したとの説明であった。

そして森法務大臣は、2月3日の衆議院予算委員会で、国民民主党渡辺周議員の質問に対し「検察官は、一般職の国家公務員であり、国家公務員法の勤務延長に関する規定が適用され」という解釈を示した。

ウ しかし、1947年に制定された国家公務員法にはもともと定年制

度がなく、社会情勢の変化の中で、1981年になって初めて定年制（国家公務員法81条の2）及び定年延長制度（同法81条の3）が導入された。同じ1947年に制定された検察庁法は、検察官は63歳に達した時に定年退官することを当初から規定し（検察庁法22条）、旧裁判所法構成法時代には存在した定年延長制度を規定しなかった。

国家公務員一般に定年制がまったくなかった時代に、検察官について定年制が設けられたという事実は、検察官の定年制は、検察官が刑事訴訟法上強大な権限を持ち、準司法的地位にあるという、その職務と責任の特殊性に鑑み、検察官の人事に権力が恣意的に介入することを防ぐ趣旨を含むと解される。

そして、1981年の国家公務員法改正時、政府も検察官について国家公務員法の定年延長の定めは適用されないとする解釈をとっていたことが、当時の政府答弁、政府文書によって明らかになっている。1981年の政府答弁の根拠となる文書（想定問答集）が1981年10月に総理府人事院（当時）によって作成されていたことが、野党共同会派の小西洋之議員の国立公文書館での調査により判明した。

エ これに対し、2月10日、森法務大臣は、1981年の人事院の解釈について、そのような解釈は把握していないと答弁した。しかし、2月12日、人事院の松尾恵美子給与局長は、1981年の人事院の解釈につき「現在まで同じ解釈を続けている」と答弁した。

ところが、翌13日の衆院本会議で安倍首相は、「検察官の勤務（定年）延長に国家公務員法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁した。その後も、2月19日の衆院予算委員会で、人事院の松尾恵美子給与局長は、「現在」とは1月22日のことだった、「言い間違えた」と答弁し、2月20日には森法務大臣が法務省の法解釈変更の経緯を示した文書について、「部内で必要な決裁を取っている」と答

弁したが、同日上記文書に日付がないことが判明し、日付を証拠付ける文書がないことも明らかになった。ところが、法務省は、同日深夜、文書でなく「口頭による決裁を経た」と突然発表し、森法務大臣の答弁との整合性を取った。

オ これら一連の流れは、メディアに大きく取り上げられ、批判的報道がなされた。

その後、5月9日から5月10日にかけてツイッター上で「#検察庁法改正案に抗議します」という投稿が相次ぎ、その数は500万件を超えたと報道されている。日弁連は、4月6日に黒川弘務東京高検検事長の定年を延長した閣議決定及び検察庁法改正案に反対する会長声明を発出したが（甲331）、衆議院内閣委員会での採決強行が予測される中で、5月11日に「改めて検察庁法の一部改正に反対する会長声明」を発出した（甲362）。奈良弁護士会をはじめ（甲328）、全国52の単位弁護士会の全てにおいて、5月20日までに、検察庁法改正に反対する会長声明が出揃った（甲389）。さらに、松尾邦弘元検事総長ら元検察官有志14名が5月15日に、熊崎元東京地検特捜部長ら元特捜検事38名が5月18日に、検察庁法改正案に対し、反対する旨の意見書をそれぞれ法務省に提出した（甲369、甲375）。

5月15日には、国民の大きな注目を集めるなか、森法務大臣が出席して、衆議院内閣委員会での審議が行われた。衆院が運営するインターネット中継にはアクセスが集中し、視聴が困難な状態となり、SNS上では批判の声が多く投稿された（甲387）。森法務大臣は、同日の答弁において、定年延長を認める具体的基準について答えることができなかった（甲373、甲374）。

以上のように、黒川検事長任期延長問題は、国民的な議論を巻き起

こし、検察の独立性、検察官の政治的中立性の侵害のおそれ、憲法の基本原則である三権分立を揺るがすおそれがあるなど、法曹会及び各方面からの厳しい批判が高まった。

(2) 黒川検事長定年延長問題に関するNHK報道

NHKのニュース報道について、2020年1月31日から4月30日まで、午後7時、午後9時のニュースを中心に、NHK報道を記録したものが、佐々木有馬による報告書（甲384）である。なお、5月以降の報道について補充して報告したものが甲401である。

これらによれば、被告NHKの報道は以下のようなものである。

1月31日（金）

東京高検検事長黒川弘務氏の定年延長を閣議決定した。

NHK放送なし。

2月13日（木）

衆議院本会議 検事長の定年延長問題で質疑行われた。

午後7時のニュース 検事長定年延長問題の放送はなかった。

午後9時のニュース 検事長定年延長問題の放送はなかった。

2月17日（月）

衆議院予算委員会集中審議

午後7時のニュース

安倍首相答弁17秒、近藤法制局長官答弁（数秒）のみで終わった。

午後9時のニュース

検事長定年問題は伝えず、立憲民主辻元議員に発したヤジへの首相のお詫びと「桜を見る会」の書類のことなど断片的に伝えて国会関係は3分50秒間で終わった。

2月20日（木）

衆議院予算委員会集中審議

午後 7 時のニュース

検事長定年延長関係は放送せず。

午後 9 時のニュース

国民民主の後藤祐一氏と森法相と以下のやり取り（44 秒）。

後藤議員：検察官の勤務延長が可能になったのはいつからか。

森法相：政府見解として 1 月 24 日からと理解している。

2 月 21 日（金）

衆議院予算委員会集中審議

午後 7 時のニュース

国会関連の放送なし。

午後 9 時のニュース

東京高検検事長をめぐる全国の検事長・検事正らが集まる「検察長官会合が開かれ国民に経緯を説明すべきだとの意見が出された、との放送がされた。

なお、2 月 19 日は、衆院予算委員会で、人事院の松尾恵美子給与局長の答弁があり、2 月 20 日には森法務大臣が法務省の法解釈変更の経緯を示した文書について、「部内で必要な決裁を取っている」と答弁し、同日深夜、法務省は、文書に関し「口頭による決裁を経た」と突然発表し、森法務大臣との整合性を取った時期であり、新聞報道は、批判的に大きく取り上げている。

2 月 22 日（土）

午後 7 時のニュース 国会関係の報道なし。

午後 9 時のニュース 国会関係の報道なし。

2 月 25 日（月）

衆議院予算委員会において国民民主の後藤祐一議員が口頭決裁につ

いて追及。

午後 7 時のニュース 検事長定年延長問題は全く報道しなかった。

午後 9 時のニュース 検事長定年延長問題は全く報道しなかった。

2 月 26 日（水）

午前 7 時のニュース

検事長人事に関する、国民民主の玉木議員質問 22 秒、安倍首相答弁 15 秒、立憲民主枝野議員質問 15 秒 森法相答弁途中で議場が混乱した。ここで議場の場面はなくなり、アナウンサーが“与野党の攻防が続きます”と言って国会のニュースは終わった。

午後 9 時

検事長人事について、国民民主の玉木議員質問 27 秒、安倍首相答弁 16 秒放送。

3 月 2 日（月）から 3 月 11 日（水）

3 月 2 日から、衆議院予算委員会が始まる。この間、野党による、黒川検事長定年延長問題についての追及が行われた。3 月 6 日には、黒川検事長の異例の定年延長を決めた理由や過程を問われ、森法務大臣は、「個別の人事」を理由に説明拒否を繰り返すという答弁を行った。また、3 月 9 日には、森法務大臣は、「東日本大震災の時に検察官は、福島県いわき市から、国民が、市民が、避難していないなかで、最初に逃げたわけです。そのときに身柄拘束している十数人の方を、理由なく釈放して逃げたわけです」という答弁をおこなった。

しかし、この間、被告 NHK は、午後 7 時のニュースと午後 9 時のニュースのいずれにおいても、黒川検事長定年延長問題について、なんらの報道も行わなかった。

3 月 12 日（木）

3 月 9 日の上記森法務大臣による「検察官が逃げた」旨の答弁に対す

る、野党側からの追及があった。

午後 7 時のニュース

以下の放送内容であった。

衆議院本会議は予定より遅れて開かれた。小西洋之議員の質問に対する森法相の「検察官は逃げた」答弁をめぐって、謝罪を求めた。野党安住国対長発言。安倍首相と森法相が会談した。森法相インタビュー「反省して撤回」。安倍首相インタビュー「嚴重注意しました」。大島議長が与野党に協力を求めた。

午後 9 時のニュース

黒川検事長定年延長問題については、放送しなかった。

3 月 1 6 日（月）

午後 7 時のニュース 検事長定年延長問題の放送はなかった。

午後 9 時のニュース

質問は放送せず、森法務大臣の答弁（8 秒）、安倍首相の答弁（8 秒）のみ放送。

4 月 1 5 日（水）

検事定年延長反対につき、弁護士などで作る 6 団体によるオンライン会見が開かれた。

被告 NHK は、午 6 時のテレビニュースで 1 分 2 8 秒間放送したが、同日午後 7 時及び午後 9 時のニュースでは放送しなかった。

5 月 1 5 日（金）

被告 NHK は、国会中継をしなかった。

(3) NHK 報道が放送法 4 条 1 項に違反すること

ア 黒川検事長定年延長問題は、黒川検事長の任期を半年間延長すると
の 1 月 3 1 日の閣議決定の時点で、これまで検察官の定年延長の前例

がなかったこと、かつ、この定年延長によって黒川検事長が検事総長となる可能性が高いなど、その発端においても、極めて異常なものであった。加えて、内閣が検事総長の人事に介入するという危険性からも、メディアには、いかなる理由と経緯において、このような閣議決定がなされたのかについて、詳細に報道することが強く求められるものであった。

しかも、その後の森法務大臣は、国家公務員法を根拠として定年延長をしたと答弁し、それが従来の政府解釈に反していることが明らかになると、翌2月13日の衆院本会議で安倍首相は、「検察官の勤務(定年)延長に国家公務員法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁し、さらに同月20日、このような異例中の異例の解釈変更につき、森法務大臣は、「部内で必要な決裁を取っている」と答弁したが、同日上記文書に日付がないことが判明すると、法務省は、同日深夜に、文書でなく「口頭による決裁を経た」と突然発表するなど、その経緯はあまりにも不透明なものであったのであるから、一連の経緯についても、広く国民が知るべき事項であることは、もはや疑いようがなかった。

イ ところが、被告NHKの報道は、驚くべきことに、上記のとおりである。視聴者が最も多い午後7時のニュース及び午後9時のニュースにおいて、全ての発端となった1月31日の黒川検事長の定年延長の閣議決定を報道しなかった。2月13日の安倍首相による、国家公務員法の解釈変更をしたとの答弁も報道しなかった。2月20日の、決裁文書に日付がなく、後に口頭決裁であったとの発表をしたことについても、午後7時のニュースでは触れず、午後9時のニュースにおいて、「後藤議員：検察官の勤務延長が可能になったのはいつからか。森法相：政府見解として1月24日からと理解している。」程度のやりと

りを44秒間報道したのみである。また、3月9日の森法務大臣による「検察官が逃げた」発言についても、3月12日の7時のニュースにおいて、首相から嚴重注意を受けたこと、反省して撤回したとの内容を報道したのみであり、7時のニュースより放送時間が長く、ニュースの掘り下げが可能な9時のニュースではなぜか放送しなかった。これらの報道が、NHKのメインとなる時間帯のニュースにおける、黒川検事長定年延長問題についての実質的報道のすべてである。

以上のとおり、黒川検事長定年延長問題に関する一連のNHKの報道を振り返ると、その法的問題点の所在も、解釈変更の不透明な経緯も、視聴者に対して全く伝えていないことが浮き彫りになる。不十分な報道をしたのではなく、大きなトピックとしては、全く取り扱わないという姿勢である。被告NHKは、もはや報道機関としての役割を果たしていない。

放送法4条1項は、政治的に公平であること(2号)、報道は事実をまげないですること(3号)、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること(4号)を規定する。

黒川検事長定年延長問題は、その経緯の不透明さのみならず、現政権が起訴権限の独占的担い手である検察組織のトップである検事総長の人事に介入するという異常な事態である。当然に、メディアによる批判的なチェックが極めて重要な局面である。ところが、NHKは批判的にチェックしなかったこと以前に、一連の経緯に関する詳細な事実の放送を行わなかったのである。

わずかに3月25日、NHK NEWS WEBにおいて、「揺らぐ“検察への信頼”～検事長定年延長が問うもの～」との特集を組んだことが目立つ。社会部司法記者クラブの4名の記者が、歴代検事総長などの検察OBや現職の幹部たちに徹底取材のうえ、検事長定年延長

問題について詳細な報告を行った。要旨は、東京高検検事長の黒川弘務氏が63歳になる2020年2月8日までに退官し、同年7月25日に就任2年を迎える稲田伸夫検事総長がその頃退官し、7月30日に63歳を迎える林眞琴名古屋高検検事長が検事総長に就任すると見られていたのに、政府は誕生日直前の黒川氏の定年を8月まで延長する閣議決定を1月31日になし、黒川氏が検事総長に就任する道を開いたことに、法務・検察の幹部や元検事らから驚きと批判の声があがっていること等を報じたものとなる。

このように3月25日段階で、インターネットにおいては、WEB NEWSを報道しながら、NHKはその後、テレビ放送においては、特集を組んだり、政党討論会を企画することもなかった。黒川氏が緊急事態宣言中に産経新聞記者らと賭け麻雀に興じていたとの週刊誌報道を受けて、5月22日に退職したのを受け、4日後の5月26日午後11時30分からの「時論口論」において、「検察と国民の信頼」と題する解説を報道した。いかにも時期に遅れた解説報道であり、しかも、メインのニュース7やニュースウオッチ9でなく、視聴者の少ない深夜の番組で取り上げたのである。

一連の経緯の報道は、当然、現政権に対する強い批判を生じさせる性質のものであることは明らかであるから、これを積極的に報道しないという判断は、不作為によって、現政権を利する行為となる。このことは、その後、ツイッターによって生じた、国民の数百万件にも上る検察庁法改正案への抗議、全国52全ての弁護士会による会長声明の発表、元検事総長を含む検察OBによる反対意見の表明などからも、明らかであろう。弁護士会の会長声明も元検事総長を含む検察OBの反対意見も、その法的問題点の指摘において、ほぼ共通するものであり、弁護士と検察官においてその見解が一致しているものである。

当然、裁判所におかれても同様であろう。

5月15日には、森法務大臣の国会答弁が行われた。同日の国会中継は、国民の大きな注目を集め、衆院が運営するインターネット中継にはアクセスが集中し、視聴が困難な状態となるほどであった（甲387）。しかし、驚くべきことに、被告NHKは、これだけの注目を集める社会問題であるにもかかわらず、同日の国会中継を放送しなかった。当然、国会中継がないことについて、多数の視聴者から抗議が殺到した。

以上のとおり、被告NHKは、重要な政治的課題について積極的に報道をしないという不作為によって政権を利するという、報道機関として論外の報道姿勢を選択したのであり、政治的に公平ではなく（2号違反）、事実をまげる以前に、前提となる報道すらせず（3号違反）、言うまでもなく、多くの角度から論点を明らかにしなかった（4号違反）。被告NHKとしては、報道自体をしなければ、放送法4条1項違反は生じないと考えているのだろうが、政権批判を生じさせうる極めて重要な政治的課題を報道しないという限度を超えた不作為は、それ自体、放送法4条1項違反となる。

5月9日には、多くの国民が、改正検察庁法案に対して、抗議の意思を表明した。そのための情報を提供したのは、各民間放送局であり、新聞報道であり、ネットニュースであった。例えば、TBSは2020年5月16日に放送された「報道特集」で24分44秒を割いて、「検察幹部の定年延長 広がる反対の声 問題の根源は？」というタイトルの特集物を放送した。その中の後半で、森友問題をめぐって黒川弘務氏と官邸のつながりを追及した。2018年5月下旬、財務省が森友関連文書の改ざんをめぐる調査報告書の公表時期を国交省と協議していた時期だが、総理官邸が法務省を通じて、検察当局に、早く

刑事処分を出すよう、何度も「巻き」を入れていた。この時の法務省の責任者が法務事務次官の黒川弘務であった（甲 3 9 0）。

他方、被告NHKのテレビ報道は、全くの寄与をしていない。このことを重く受け止めることができないのであれば、被告NHKのテレビ報道は、その存在意義をもはや失っている。

13 森友・公文書改竄問題

(1) 森友問題（相澤証言に基づく）

ア 森友問題とは

森友事件は、2017年2月8日、豊中市の木村真市議会議員が、国に対して情報公開請求の裁判を提起したことがきっかけで顕在化した（相澤2頁）。その後、森友学園に対して、近畿財務局の側からいくらまでなら支払えるのか、購入可能金額の上限を聞いた上で、極めて安価な売却価格を決定したことや、後述のように公文書改竄問題が明らかになるなど、極めて大きな社会問題かつ政治問題となった。

イ 森友問題に関する被告NHKの報道

森友問題に関する被告NHKの報道は、被告内部において、森友問題に深く関与してきた相澤証人の証言及び著書（甲 2 1 4）によれば、以下のとおりである。

(ア) 相澤証人の経歴等

相澤証人は、1987年にNHKに入社し、専ら記者として31年間勤務し、2018年に退職した。

また、相澤証人は、自らの政治信条として、真性右翼であると自認している。相澤証人は、神武天皇由来の宮崎神宮の所在する地域で生まれ育ち、かつ、NHK入社後の初任地が保守的な土地柄である山口県であり、右翼思想に磨きをかけたと述べている（相澤1頁）。

(イ) 森友問題発覚の当初における被告NHKの報道

森友問題は、2017年2月8日の時点で、森友学園の名誉校長が安倍昭恵であることが判明しており、相澤証人は、「法人がこの土地に建設中の小学校の名誉校長には安倍総理大臣の妻の昭恵氏が就任しており、市議らは、背景に何かがあると見られても仕方ないと訴えています」、「この土地に建設中の小学校の名誉校長には、安倍総理大臣の妻昭恵氏が就任しています。」とのニュース原稿を書いたが、いずれの文章も当時のデスクによって削除された。

また、森友問題は、発覚の当初において、今後政治問題化することが明らかであったにも関わらず、被告NHKは全国放送しなかった。その後、相澤証人は籠池元校長へのインタビューに成功するなど、NHK大阪放送局では、森友問題について新事実が次々と明らかになっていたにもかかわらず、全国放送はなされなかった。ところが、同年2月13日以降、民放各社が森友問題を大きく取り上げ始め、全国放送がされるようになると、被告NHKも、これまでの方針を変え、同年2月17日から、全国での報道が一斉に始まった（相澤5頁）。

このような経緯からは、被告NHKは、相澤証人含むNHK大阪放送局において、当初から森友問題の取材をしていたにも関わらず、安倍昭恵氏の関与が疑われたことから、これを全国報道せず、民放各社による報道が活発化するまでは、森友問題の全国報道を自粛していたものである。

(ウ) 平成29年7月26日のニュース7放送後の出来事

相澤証人の取材によって、森友学園の国有地売却にあたり、近畿財務局の担当者の側から、森友学園に対し、購入できる金額の上限を聞いた上で、売却価格を決定したとの事実が明らかになった。これは、特ダネであり、平成29年7月26日のニュース7で放送された（相澤13頁）。

しかし、同日の放送終了後、3時間ほど経って、東京の報道局長から、大阪の報道部長に電話がかかってきた。その電話の際に、相澤証人は、たまたま、大阪の報道部長の前に立っていた。報道局長は激怒しており、「何でこんなニュースを出したんだ、聞いてないぞ」という声が電話口から聞こえた。電話は、一回ではなく、複数回かかってきており、最後の電話を切った後、報道部長は、「あなたの将来はないと思え、と言われちゃいました」と述べた。相澤証人は、原稿を書いた自身の将来はさらにはないものと理解し、次の人事異動において、「何か嫌なことがあるんだろうな」という予感がした（相澤14頁）。

また、もし報道局長が、同日のニュース7を見て激怒したのであれば、ニュース終了直後に電話してくるはずであるから、おそらく、激怒の電話までの3時間のあいだに、ニュースを見て激怒した官邸の関係者から苦情を受けて、報道局長は電話をかけてきたのであろうと考えた（相澤15頁）。その前提として、報道局長が、官邸関係者と親しい関係にあって、よく電話やメールでやり取りしているのは、NHKの報道局内では知られた話である（相澤15頁）。

(エ) 平成30年4月4日のクローズアップ現代+（プラス）への制作現場への介入

平成30年4月4日のクローズアップ現代+（プラス）については、放送日の近くになって、政治部と経済部が番組取材制作に入るようになった。番組放送直前のタイミングになって、政治部と経済部が取材制作に入る意味はほとんどないことから、現場は、その意図は、政治部と経済部の意向を番組に反映させるためであると感じた（相澤7頁）。

さらに、番組放送当日になって、自死した近畿財務局赤木俊夫上席の話題を番組冒頭に持つてくることをやめること、赤木上席の残した

メモ内容について解説する予定であった社会部のデスクを出演させないことなど、放送内容を大幅に変えるよう上層部からの要求があった。社会部デスクは番組制作の当初から出演が決まっており、その役割は、番組内VTR内で、赤木上席の残したメモについて「麻生財務大臣の国会での発言に疑問を呈する趣旨の言葉も書かれていました」との放送をしたあと、その真意を解説するというものであった（甲214・228頁）。結局、放送直前の介入に対しては、番組制作現場が抵抗し、社会部デスクは出演することになった。

相澤証人は、上記一連の経緯について、「番組の内容について、いろいろと上の方から横やりが入り、基本は意味合いを弱める感じで介入が行われて、放送に至ったというふうに記憶しています。当時の現場の記者、ディレクターの間では、ものすごく不満がたまっていました。」と述べている（相澤・7頁）。

以上のとおりであるから、被告NHKは、当初出演予定のなかった政治部と経済部のデスクを出演させるとともに、当初から出演予定であり、赤木上席のメモについて解説する予定であった社会部デスクを出演者から外すよう要求し、番組内容を骨抜きにしようとしたことが認められる。

(オ) 相澤証人の人事異動について

上記平成29年7月26日のニュース7の放送後の報道局長からの激怒の電話の際の、相澤証人の「次の人事で何か嫌なことがあるんだろうな」という予感、現実のものとなった。

相澤証人は、平成30年5月14日、大阪放送局の18階の局長応接室に呼び出され、考査部への異動の内々示を受けた。考査部は報道経験を活かせる部門ではなかった。相澤証人は、この異動について、二度と報道の現場には戻れない人事であると理解し、31年間勤めた

NHKを退職することを決意するに至った。

この異動は、以下の点で、不自然かつ不合理なものである。

司法担当の任期は通常に2年であるところ、相澤証人は、同年7月26日の時点で、司法担当キャップ1年目であった（甲214・174頁）。また、相澤記者は、森友問題取材における特ダネが認められて、報道局長賞を獲得している。同賞が相澤証人の手元に届いたのとほぼ同時期に、記者職を外すという内々示を受けたことになる（相澤19頁）。しかも、内々示の時点で、国有地値引き売却について、検察庁が背任罪として起訴するか否かについて結論も出ておらず、森友問題は終息したとは全くいえない状況であった。つまり、森友問題が進行中であるにも関わらず、森友問題に対する取材が高く評価され、報道局長賞を取得した記者を、司法担当の通常の任期の途中で記者職から外す人事が行われたことになる。

このような人事は、森友問題を精力的に取材し、特ダネをつかみ、報道局長賞まで受けた優秀な記者に対するものとしては、あまりにも不自然かつ不合理なものである。このような事実関係においては、政権に不都合な事実を明らかにしたことが原因で、記者職を解かれたものとしか解されない。

(カ) 被告NHKの付度ないし、被告NHKへの政権からの圧力について

以上のように、政権に不利益な報道を極力避けようとする被告NHKの報道姿勢について、相澤証人は著書（甲214）のなかで、政権への「付度」という表現を用いている。相澤証人は、「付度」という言葉の具体的な意味について、「権力にとって不都合な事実をきちんと報道するのが、報道の本来の使命だと思いますけれども、権力にとって不都合な事実をしない、若しくは、都合のいいように、ねじ曲げて報

道するということだと思えます。」と述べている（相澤18頁）。

さらに、近畿財務局の担当者の側から森友学園に対し、購入できる金額の上限を聞いた上で、売却価格を決定したとのニュースを放送したところ、ニュース放送後、3時間して報道局長が激怒して電話をしてきたことについては、もはや、その客観状況から、忖度ではなく、なんらかの圧力があつたことは明らかである。

(キ) 小括

以上のとおり、森友問題報道について、被告NHK内部で関与してきた相澤証人は、様々な、政権配慮的報道及び場合によっては報道内容を変更させるような番組への介入を経験した。なお、相澤証人の経験した、政権への「忖度」については、本書面に記載しきれないほど多数であり、それらは、同証人の著書（甲214）に詳細に明らかにされている。政権に不利益な報道に関する、被告NHKの報道姿勢の実態が浮き彫りにされているので、裁判所においては、甲214を精読いただきたい。

(2) 公文書改竄問題

ア 事実の経緯

別紙森友学園関係年表のとおり。

イ 赤木氏の遺族による提訴

赤木氏の遺族が真相解明を求め、訴訟を提起。

森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざんに加担させられ、2018年3月7日に自死に至った近畿財務局の赤木俊夫氏（当時54）の妻が、2020年3月18日、国と当時の理財局長佐川宣寿を被告に国家賠償請求・損害賠償請求の訴えを大阪地裁に提起した（甲293～294）。

弁護士が公表した赤木氏の手記には、本省主導で公文書が改ざん

されていく過程が、関係者の実名入りで詳細に記されていた。すべてが佐川宣寿の「指示」であるのに、近畿財務局に責めを負わせようとする財務官僚の無責任体質への怒りも綴られていた。

麻生財務相は、同日、2018年6月4日に財務省が公表した調査報告書（甲310）と手記の内容に「大きな乖離」はないとして、再調査を行う考えはないと答弁した。報告書では、佐川氏が改ざんの「方向性を決定づけた」と認定しているが、具体的な指示があったのか、佐川氏の一存だったのかなど、肝心な点は明かになっていない。

そもそも第三者を加えない財務省の内部調査である。首相官邸や森友学園の名誉校長だった安倍首相の妻昭恵氏らからの事情聴取も行われていない。この問題の核心である国有地の大幅値引き（約9億円の評価の土地が約8億円値引きされたこと）については何も調べておらず、全容解明に程遠い報告書であり、これを盾に、再調査を拒むのは不誠実極まりない。

赤木氏の手記には、重大な新事実がいくつも含まれており、野党議員の質問や会計検査院への対応について、「資料の開示をしないように」佐川理財局長の指示があったこと等も明記されている。安倍首相と麻生財務相は、「森友」再調査を国会で拒否答弁したが、赤木氏の妻がコメントしたように「二人は調査される側で、再調査しないと発言する立場にない」のである（甲299～甲303）。

ウ 赤木氏の提訴・手記公表をNHKはどのように報道したか。

（甲384の24以下）

3月18日（水）

午後7時 決裁文書改ざん 赤木俊夫さんの妻 国と理財局

長を提訴。 指示元は佐川理財局長です。 財務省はコメント差し控えたい。立憲民主党川内博史氏発言 安倍首相インタビュー「痛ましい ご冥福を」 3分50秒

午後9時 決裁文書改ざん 赤木俊夫さんの妻 国と理財局長を提訴。 指示元は佐川理財局長です。 財務省はコメント差し控えたい 立憲民主党川内博史氏発言 安倍首相インタビュー「適正に対応していく」 3分50秒

NHKのニュースは断片的な報道に終わったが、民放各局が同日夜の番組でどのように報道したかについて、「しんぶん赤旗」が3月21日に“レーダー”という欄で次のように紹介している。

TBS系「NEWS 23」。小川彩佳キャスターは、「(赤木さんの)手記につづられた言葉の一方で、死へと追い詰めた人物として名指しされた佐川理財局長は国税長官に、中村(稔)総務課長は駐英公使へと栄転しています。さらに政治家はこの件について誰一人として責任を取っていないという現実があります」とズバリ。ジャーナリスト星浩氏も「関係者は、ほとんどまともな責任を取っていない。安倍総理も真相の解明に事実上、背を向けているという意味で非常に責任は重い」と指摘。適材適所だと言って佐川氏を国税庁長官にした麻生太郎副総理兼財務相の即刻辞職と佐川氏の経緯の説明を求めた。

朝日系「報道ステーション」では、コメンテーターの後藤謙次氏が、「いかに官僚たちが政権に配慮するかということが浮き彫りになった」と指摘。総理の発言に合わせて文書を改ざんしたり、廃棄したりすることは、構造上かわっていない」

立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党などの共同会派は、

18日、財務省による森友公文書改ざんに関与し自殺した近畿財務局職員の遺書全文が報じられ、妻が国を提訴したことを受け、「森友問題再検討チーム」を立ち上げ、国会内で記者会見した。
(NHKはこの記者会見を放送しなかった。)

3月19日

参院総務委員会

森友学園を巡る公文書改ざん問題についても質疑が行われたが、午後7時、午後9時のNHKニュースでは放送されなかった。

朝日新聞（3月20日）社説

森友問題 真実知りたいに込めよ

意に反する不正行為を強いられ、公務員としての矜持も砕かれた。その無念はいかばかりであったか。いまだ解明されていない森友問題の真相に迫る新たな動きにつなげねばならない。・・・・・・・・

3月27日（金）

参院予算委員会

公文書改ざんをめぐっても質疑が行われたが、午後7時、9時のニュースでは放送されなかった。

朝日新聞（3月28日）

「妻の発言がきっかけ、違う」 首相、公文書改ざんめぐり

改ざん前の文書には、学園の籠池泰典・前理事長が近畿財務

局側に「いい土地ですから前に進めてください」とする昭恵氏の言葉を伝えた、と記されていた。

27日の同委員会では立憲民主党の杉尾秀哉氏が「昭恵氏の奔放な行動が問題のきっかけになった」とただしたのに対し、首相は「それは違うと思う」と否定した。

共産党の田村智子氏が「改ざんされた文書に昭恵氏の記述があることをどう受けとめているか」と質問した際には、「妻について書かれた記述は改ざんされた全体の中のごく一部」「私の妻が全く出てこない部分でも、同様に削除されている」などと反論した。

3月28日（土） 安倍首相記者会見の中継を視聴しての感想

3月28日午後6時から首相官邸で記者会見が行われNHKはこれを中継放送した。

会見の内容は概ね次の内容だった

感染の現状は対岸の火事ではない大規模イベント自粛協力に感謝
欧米では強硬措置を行っている日本ではぎりぎり持ちこたえている
長期を覚悟してもらおうよう働く場所を守り抜く文化の灯絶やしては
ならない生活のための給付金これまでにない規模で皆様の声に耳を
澄まし強大な経済対策2020年五輪パラリンピック中止アスリー
トの皆さんに申し訳ない・・・20分を超えた。

この後、記者からの質問があった。

東京新聞の記者から①緊急事態宣言のこと②森友関係で手記が公表された、国民の信頼にこたえるため再調査はとの質問が出された。

安倍首相は「痛ましいできごと」「お悔やみ申し上げる」「責任を痛感」「改ざんはあってはならない」「説明責任を果たさなければならな

い」などと答えたが、再調査については回答をしないまま、次の質問者にかわった。

記者の質問は7人まで進み、まだ続いていたが中継は6時42分過ぎに終わった。

この後、岩田明子解説委員が約2分間にわたって安倍首相の会見の内容をなぞるように説明を行ったが、安倍首相が再調査のことで回答をしなかったことについては論評しなかった。(翌29日の朝日新聞は森友再調査答えずとの2段見出しで安倍首相の記者会見の内容を報じた)

※ NHK WEBニュースでは発信されているが、総合テレビ午後7時、午後9時の全国放送では放送されなかった下記のニュース

○自殺した財務局職員の妻の署名活動 3日間で20万人超の賛同

(3月30日 17時25分発信 関西版では放送あり)

○石破元幹事長 森友学園問題 “再調査しないなら理由を明確に”

(3月30日 14時50分発信)

○改ざんを苦に自殺 来月裁判開始

(4月9日 20時40分発信 関西版では放送あり)

○森友問題 自殺職員の手記との食い違いで調査申し入れ 野党4党

(4月14日 19時29分発信)

エ 2020年2月19日、森友学園の前理事長籠池泰典氏夫妻は、詐欺及び詐欺未遂罪でそれぞれ懲役5年、懲役3年(執行猶予付き)の有罪判決を受けたが、実に未決勾留は300日に及んでいた(現在、控訴中)。他方、約9億円の国有地をゴミが混入などの口実で8億円も値引きして売却したり、関連公文書の偽造・変造・行使に関

わった容疑で、市民らから刑事告発された38名もの財務省及び近畿財務局の38名の公務員全員が2018年5月31日に不起訴処分となった。誰一人、逮捕・勾留などの強制捜査を受けていない。

勇気を振り絞って提訴に踏み切り、亡夫の遺書や手記を公表した赤木氏の思いに心を寄せて、政権と高級官僚の癒着にメスを入れることが、公共放送を自認するNHKの使命のはずである。財務省ぐるみの文書改竄、国会での偽証の疑いを含む本件の全容解明のために、政治的公平、事実を曲げず、多角的論点提示という放送法4条遵守の放送を行うことが、求められている。

第4 NHKが放送法4条や国内番組基準に違反する報道番組を放送することは憲法上の権利侵害である

1 知る権利（憲法21条）の侵害

インターネットの普及や、衛星放送による多チャンネル放送がなされるようになった近年においても、地上波のチャンネルは有限であり、被告NHKを含む地上波の放送事業者は独占的に情報を発信できる立場にある。これに対し、国民は未だ情報の受け手側であり、放送事業者が、自らの収益を追求するために、あるいは政府の意向に追随して、自由に放送番組編集を行うことを容認することになると、政治的に不公平な放送、事実をねじまげた放送、意見が対立している問題について多角的に論点を明らかにしようとししない放送、あるいは善良な風俗を害する放送がはびこることにより、国民の知る権利、ひいては民主主義の前提が著しく害されることになる。

だからこそ、放送法4条1項は、放送事業者の表現の自由に対する公共の福祉（憲法13条）に基づく制約として、放送事業者が知る権利の主体である国民に対し、政治的に公平であること、報道は事実をまげないですること、意見が対立している問題についてはできるだけ

多角的に論点を明らかにすることなどを遵守することを義務付けたのである。

かかる解釈は、放送法の目的を規定した同法 1 条 1 号が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。」として、放送が国民に効用をもたらすこと、すなわち国民の知る権利に奉仕することを究極の目的としており、その手段として 2 号において「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」とし、3 号が、放送事業者が国民の知る権利を侵害するような放送をすることのないように、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。」としていることに合致している。

大阪地方裁判所平成 21 年 3 月 31 日判決（判タ 1309 号 112 頁）も、「原告らは国民として憲法 21 条により知る権利を保障されているところ、知る権利は、国民が選挙権の行使を通じて国政へ参加するに当たり重要な判断の資料を受領することを保障するものであって、民主制国家の存立の基礎を成す重要な権利といえることができる。他方で、前記のとおり、放送は、情報を音声、動画等により不特定多数の者（公衆）に同時に伝達するものであり、かつ、受信者において受信機を設置することにより容易にこれを受領することができるものであって、国民の知る権利に資するところが大きい反面、その社会的影響力も大きいものである。このような放送の性格等にかかると、政治的に公平を欠く番組、事実を歪曲した報道又は意見が対立している問題について特定の角度からのみ論点を取り上げた番組が放送されるなど、放送法 3 条の 2 第 1 項（引用者注：現行 4 条 1 項）に違反する内容の番組が放送されたような場合には、国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成

す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被ることも考えられる」(甲96の127～128頁)と述べている。

国民の知る権利の実質的な充足という憲法21条の趣旨を具体化する放送法の目的を実現するのにふさわしい制度の構築について、国会の立法裁量が認められるとしても(最高裁平成29年12月6日大法廷判決)、民主主義や参政権の行使に必要な基本的国政情報や公人の人格に関する情報など明らかに知る権利が優先する場合には、例外的に放送法に基づく具体的権利性を認めるべきである(甲121の92～93頁)。

すなわち、NHKが放送法4条1項や国内番組基準のうち、特に、「政治的に公平でない報道をしたり、意見が対立している問題について、一面的に報道し、多くの角度から論点を明らかにせず、一面的な報道をした場合」には、放送法に具体化された国民の知る権利の侵害であり、放送受信契約違反ないし不法行為に基づいて、損害賠償責任を負うというべきである。

2 29条違反

(1) 放送受信契約の締結の強制

繰り返し指摘しているとおり、放送受信契約の法的性質は、継続的な有償双務契約である。したがって、放送受信契約に基づいて視聴者が支払義務を負う放送受信料はNHKの提供する放送と対価関係をもつものである。

仮に、放送受信料についてNHKが主張する「特殊な負担金」と解するとしても、放送法64条1項が、NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置した者に事実上強制的に放送受信契約締結義務を負わせ、NHKも「NHK(NHK)の財源は、広告料でもなく税金でもない、NHK(NHK)の放送を受信することのできる受

信設備の設置者から徴収する放送受信料とされた」(第1事件の答弁書7頁、下線は引用者)と主張していること等からすれば、放送受信料と放送の受信との対価性を全面的に否定することは不可能である。放送受信料を「特殊な負担金」と解したとしても、放送受信料とNHKの提供する放送(の受信)が一定の対価性を有する以上、財産権を保障する憲法29条の趣旨からしても、放送内容が事実と反していたり、政治的な公平性を著しく欠いていたり、意見の対立がある問題について多角的に論点を明らかにしないような放送法4条やNHKの国内番組基準に明白に違反する内容の報道番組が放送された場合には、放送受信契約の一方当事者として受信料支払義務を負う原告らの法的権利ないし利益の侵害となることがあり得るのは、以下に述べるとおり、当然である。

(2) 放送受信契約の強制は財産権や契約の自由の制約である

憲法29条は財産権を保障しており、個人は、その一環として契約の自由を有する。

契約の自由とは、契約締結の自由、相手方選択の自由、契約内容決定の自由及び契約方式の自由を包含する。

したがって、NHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者が放送受信契約を締結しなければならず(放送法64条1項)、受信契約を締結すれば、放送受信規約の第5条を介して、放送受信料支払義務を負うことからすれば、放送法64条1項による放送受信契約の強制が、憲法29条で保障された財産権や契約の自由の制約となることは明らかである。

(3) 放送法64条1項による財産権や契約の自由の制約が憲法29条に違反しない根拠

放送法64条1項による放送受信契約の強制が、憲法29条で保障

された財産権や契約の自由の制約が憲法29条違反ではないといえるためには、公共の福祉による制約として合理性を有していなければならない。

放送法64条1項が財産権や契約の自由の制約として合理的といえる根拠について、近時の多数の裁判例は次のように説明している（東京地方裁判所平成25年8月30日判決、東京地方裁判所平成25年10月3日判決、東京地方裁判所平成25年10月10日判決、東京高等裁判所平成26年4月23日判決、東京地方裁判所平成26年10月9日判決、東京地方裁判所平成27年8月26日判決、東京地方裁判所平成27年8月26日判決等）。

すなわち、放送法は、①放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること、②放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること（NHKに保障される放送による表現の自由が、視聴者の知る権利を保障する目的のために認められた性質のものであることは、既に繰り返し指摘しているとおりである。）、③放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること、という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とするところ（放送法1条）、個人の創意工夫により闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業として民間放送事業者（NHKを除く基幹放送事業者）による放送（同法93条以下）を認めるとともに、全国民にその要望を満たす内容を放送することのできる公共的な事業体としてのNHKを設立し（同法16条）、民間放送事業者による放送及びNHKによる放送という独立した2系列の事業システムを構築して、これを並立させることにより、我が国の放送事業が全体として公共の福祉に適合する健全な発達を促す総合

的な体制を確保しようとしている。

そして、NHKが「あまねく日本全国において」「豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送」を提供するために設立された公共的機関であり(同法15条)、言論報道機関であることから、その財源は、あまねく全国に報道することを可能とするものであるとともに、国、広告主等の影響をできるだけ避けて自律的に番組編集を行えるようにするため、NHKによる放送については、他人の営業に関する広告の放送を禁止し(同法83条1項)、広告料収入の途を閉ざし、国からの拠出金等ではなく、原告の放送を受信できる受信設備を設置した者に受信契約の締結を義務付けて(同法64条1項)、受信料の収入によって自主的財源を確保することとしている。

放送法は、①放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること、②放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること、③放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにならなければならないこと、という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的としている。このような放送法の目的を達成するために、放送法は、公共放送と民間放送という2系列の放送事業システムを並立し、その一翼を担うNHKを、あまねく全国に豊かでかつ良い放送番組を提供するために公共的言論報道機関として位置付け、国、広告主等の影響をできるだけ避け自律的に番組編集を行えるようNHKの自主的財源を確保するため、NHK放送を受信することのできる受信設備を設置した者(視聴者)に受信契約の締結を強制することを認めているのである。

つまり、放送法64条1項の規定による受信契約の締結の義務付けは、公共放送と民間放送という2系列の放送事業システムの下で、N

NHKの独立性、中立性、公共性を確保するという合理性が認められるからこそ、契約締結を強制される視聴者の財産権や契約の自由の公共の福祉による制約として許容されるのである。

(4) 放送受信契約を強制した趣旨を没却するような内容の報道は視聴者の財産権を侵害する

以上からすれば、放送受信契約の当然の前提として、NHKは契約を締結した視聴者に対し、放送法によってNHKに要請されている言論報道機関としての職責として、その独立性、中立性、公共性を確保すること、具体的には、同法4条及び同法に基づいてNHK自ら策定した国内番組基準を遵守した内容の報道を行う義務を負っているというべきである。

また、NHKが放送法4条や国内番組基準に違反する内容の報道番組を放送し、その程度が、もはやNHKの独立性、中立性、公共性を損なう限度に達している場合には、放送受信契約を締結し受信料の支払を継続している視聴者の財産権や契約の自由の制約として許容される限度を超えており、視聴者の財産権や契約の自由を侵害するものとして、憲法29条に違反しており、放送受信契約違反ないし不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

第5 原告らに損害が発生していること

原告らは、被告の放送法違反の放送によりその権利を侵害された。その精神的苦痛について、本人尋問を受けた原告宮内正厳、原告木村宥子、原告高桑次郎、原告平川邦昭及び齋藤紀彦に関し、以下述べる。

1 原告宮内正厳

(1) 原告宮内は、日本共産党に所属し、生駒市会議員を6期、24年間務め、市民の願いである暮らしの問題、福祉の問題、環境の問題、医療の問題など、市民の願いを行政に届け、その実現のために尽力して

きた者である。

(2) 原告宮内は、自らが市議会議員という立場であったことから、被告NHKの選挙報道については、これまで、極めて真剣に注視してきたところ、前記のように、2012年12月の総選挙に関する被告NHKの放送法4条1項各号違反の報道により、以下のとおり、精神的苦痛を受けた。

(3) マスメディア、中でも国民の受信料によって成立している被告NHKは、原発の問題、消費税の問題、憲法の問題等、その選挙の争点を国民にわかりやすく説明し、選挙報道においては、日本の将来のために大事な選挙であることを伝えるべきであるところ、上記のように、2012年12月の総選挙においては、自己の所属する日本共産党含め、少数政党を排し、パターン化された選挙報道を行い、しかも、その報道時間全体も少ないという被告の報道のあり方に、原告宮内は、自らもかつて市会議員であり、選挙及び国政の行く末を案じる一国民として多大なる精神的苦痛を受けたものである。その程度は、持病である心筋梗塞を抱える原告宮内にとって、心臓が握りしめられるような思いであった。

以上のとおり、2012年12月の総選挙に際し、自己の所属する日本共産党を背景に押しやるかのような被告NHKの報道を目の当たりにしたことなどにより、その政治信条が歪められ、また、国民を誤導する戦前の大本営発表を思わせる被告NHKの報道により、怒り、不安、恐怖を感じるなどの精神的苦痛を受けたものである。

2 原告木村宥子

(1) 原告木村は、1940年の戦前生まれであり、17歳のときに洗礼を受けキリスト教徒となった者である。現在は、日本キリスト教団高の原協会に所属している。

原告木村は、東北大学教授であり原子核物理学者の父木村一治が、原爆の調査団の一員であったことから、幼き頃から、原爆の後遺症として被爆した子供が障害を持って生まれるという話を聞かされていた。その話に思い悩み、強い恐怖を感じ続けてきたところ、その苦しみに救いを与えたのが、キリスト教であった。すなわち、原告木村の信仰心は、17歳の自己が救いを得たことを原点とするものであり、真摯なものである。

(2) 原告木村は、信仰者として、令和元年の天皇の即位の礼及び大嘗祭について、前記のように、天皇即位の祝賀ムード一色の長時間にわたる報道及び政教分離、信教の自由等の問題を抱える大嘗祭について一切の批判的視点を欠いた、被告NHKの放送法4条1項各号違反の報道により、以下のとおり、精神的苦痛を受けた。

(3)ア 原告木村は、人々が天皇を信仰し、戦争に行き、多数のアジア人及び日本人が死亡し、多くの日本人が天皇万歳と言って死んでいった歴史的事実を、子供ながらに経験してきた世代である。

そのため、天皇が天照大神や八百万の神と寝食をともにして、神となるという宗教的儀式については、戦争を経験したひとりの人間として、戦前の天皇への信仰への回帰を思わせ、強い危機感を感じている。

イ また、キリスト教徒としては、戦前、天皇制のもとで、軍部により、信仰に対する圧力が加えられ、現人神である天皇を拝むことへの転向を余儀なくされた信仰者達が多くいたことから、天皇が神性を得る行事に対しては、信仰者としての強い不安感を感じている。

さらに、キリスト教の神を信仰する原告木村は、天皇が神となる行事をマスメディアが無批判に報道することは、天皇を現人神とすることで個人の信仰する神を神として認めさせないという天皇制の

機能を押し付けられ、個人の他の神への信仰を捨てさせられるという戦前戦中の事実が想起され、強い不安と精神的苦痛を感じた。加えて、神格化された天皇と天皇制は、他の信仰を持つ者の内面までも傷つけ支配しようするものであるから、信仰者は、これに抵抗せねばならないが、現在の被告NHKによる問題を覆い隠した報道のあり方では、その抵抗の機会すら奪われてしまうものであり、この点についても、強い危機感を感じている。

3 原告高桑次郎

(1) 原告高桑は、生命保険会社に勤務し、定年後は、奈良いのちの相談員をボランティアで17年続け、現在は、地元の河合町の行政改革を進める市民活動に取り組んでいる者である。

(2) 原告高桑は、生命保険会社に勤務していたという経験から、被告のかんぽ不正問題の報道について、注視してきたところ、前記のような被告NHKの放送法4条1項各号違反の報道により、以下のとおり、精神的苦痛を受けた。

(3) 2018年4月24日のクローズアップ現代プラスでは、生命保険の押し売りの実態について、高齢の親が不必要な保険を押し付けられたと嘆く男性の声や、ノルマが厳しいと訴える郵便局員の声を報道するなど、その切り口は鋭いものであった。

しかし、その後、日本郵政グループから強い抗議文がNHK会長に届けられ、経営委員会からもNHK会長が厳重注意を受けるなどの経緯となった。

それにより、クローズアップ現代プラスの続編は、1年3か月も延期されたあげく、その内容も骨抜きとなったものであった。しかし、その後、前記のとおり、極めて多数の法令違反や社内ルール違反が明らかになっている。

原告高桑は、一連の圧力によって、被告NHKが当初の報道を曲げ、その結果、かんぽ不正販売により被害を受けている高齢者や、弱い立場の郵便局員達などを見捨てたと感じ、強い絶望感による精神的苦痛を受けた。

4 原告平川邦昭

(1) 原告平川は、製造業に勤め、退職後は、地元の医療機関の健康友の会に所属し、地域の健康作り運動に関わっている者である。

(2) 原告平川は、前記のとおり、2018年10月30日の韓国大法院による、元徴用工4人が新日鉄住金株式会社を相手に損害賠償を求めた裁判の判決に関する、被告NHKの放送法4条1項各号に違反する報道により、以下のとおり、精神的苦痛を受けた。

(3) 被告NHKは、韓国大法院の判決について、専ら政府見解のみを報道し、例えば、弁護士や学者の有志による声明のような、政府見解と異なる他の見解についてはまったく報道しなかった。原告平川は、徴用工問題についてはいろいろな考え方があり、政府見解もその一つの見解に過ぎず、それとは異なる見解もあるにもかかわらず、専ら、政府見解だけが報道されて、必要な情報が伝わらないまま、世論が形成されることに、腹立たしさを覚えると共に、強く心を痛めている。

さらに徴用工問題のみならず、日韓関係の報道については、数多くの報道すべき歴史的事実があるにもかかわらず、政府見解のみを繰り返し放送する被告NHKの報道により、世論が一方的に形成されることには、強い憤りとストレスを感じ続けている。これらの報道が視聴者の嫌韓感情をあおり、日韓の友好関係を損なうことにも心を痛めている。

5 原告齋藤紀彦

(1) 原告齋藤は、1940年の戦前生まれであり、戦後の混乱と貧しさ

のなかで幼少期を過ごし、おじ2人及びいとこ1人の命を戦争で失ったことから、日本が戦争をする国になってはならないと強く願う者である。

(2) 原告齋藤は、前記のような国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」、及びその中の「表現の不自由展・その後」に関連する被告NHKの放送法4条1項各号違反の報道により、以下のとおり、精神的苦痛を受けた。

(3) 表現の不自由展については、憲法21条の表現の自由に関わる問題であり、「NHK NEWS WEB」では44件ものニュースが取り上げられており、NHKの記者は、活発な取材を実施していた。他方、テレビ報道に関しては、2ヶ月間でたった4件の短い報道がなされたのみであり、テレビ放送とWEBニュースの間には、あまりに大きな落差があった。

原告齋藤は、まさに、表現の自由に関わる問題であるにもかかわらず、テレビ放送にはフィルターをかけ、忖度によって、報道を制限する被告NHKの報道姿勢に、戦争によって親類の命を失った経験を持つ者として、現政権による戦前回帰を助長する危険性を強く感じ、日常的に精神的苦痛を受け続けている。

6 小括

原告らを代表する、上記5名の受けた精神的苦痛は以上のとおりである。一般市民である上記5名がそれぞれに、被告による放送法4条1項各号違反の報道により、精神的苦痛を受けたという事実は、本件訴訟に参加した、他の原告においても、それぞれに精神的苦痛を受けたことを優に推認させるものである。

すなわち、放送4条1項各号違反の放送がなされれば、公正さを欠いた放送が、直接、受信契約者に視聴されるものであるから、同法違

反の報道は、不可避免的に、当該報道を視聴したものに精神的苦痛を生じさせるものと解すべきである。

よって、原告らは、被告の放送法違反の放送により、その権利を侵害され、その精神的苦痛を慰謝するための慰謝料額は少なくとも一人あたり5万円を下ることはなく、その1割に相当する弁護士費用も因果関係を有するものである。

II 実質的当事者訴訟

上記で述べていたとおり、本訴訟において、原告らは、主位的には、被告NHKとの放送受信契約に基づき、被告NHKが原告らに対して負っている放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）につき、民事訴訟として、その義務の確認請求及び同義務の債務不履行に基づく損害賠償請求を求めている。

もっとも、放送法4条が直接に被告NHKに放送受信者との関係で義務を課している等、被告NHKと原告らとの受信料に関する法律関係が、民法上の債権債務関係とは異なる側面を有しているともいえることから、念のため、上記民事訴訟に加え、行政事件訴訟法4条に定める当事者訴訟を追加したものである。

被告NHKは、国や行政庁ではないものの、民事の法律関係とは異なるという意味で、「公法」上の当事者訴訟を提起している。

本章では、行政事件訴訟法4条に定める当事者訴訟について述べる。

第1 実質的当事者訴訟の訴訟要件を充足していること

1 被告NHKと放送受信者との関係は公法上の法律関係であること

- (1) 放送法4条1項各号は放送事業者に対する義務を定めていること

放送法4条1項は、放送事業者に対し、国内放送及び内外放送の

放送番組の編集に当たっては次の各号の定めるところによらなければならないとして、「一 公安及び善良な風俗を害しないこと。二 政治的に公平であること。三 報道は事実をまげないですること。四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」との義務を定めている。被告NHKも放送事業者であることから、放送法4条1項に定める義務を負う。

本訴訟において証言をした稲葉一将名古屋大学大学院法学研究科教授（以下「稲葉証人」という。）は、本条のとりわけ2号と4号の存在意義（趣旨）につき、「少数者の見解が、少数者のままで、国民全体、あるいは有権者全体に伝えられると、このことによって、国民、あるいは有権者全体が自己の見解を再検討すると。意見書では、持論の展開が肯定的なものから否定的になり、否定的なものから肯定的になるという意味で、一種のこれは弁証法的なプロセスだというふう書きましたけど、こういう法規範を民主主義社会の工夫として、法規範として定めていると、こういうふうに理解をしております」と述べている（稲葉2頁）。

(2) 放送法4条1項各号は公法上の義務であること

放送法は、放送事業者に対する法規制であり業法である。被告NHKは、放送事業者の中でも放送法15条から87条にかけて、その業務、役員、会計について詳細に規定されており、国会の両院の同意のもとに内閣総理大臣による経営委員の選任（放送法31条）、経営委員会による会長の任命（放送法30条2項）、予算については総務大臣に提出したうえで内閣を経て国会承認が必要であること（放送法70条）等、放送事業者の中でも、放送法において特殊な扱いを受けている。このような放送法における被告NHKの特殊性に鑑みると、被告NHKと放送受信者との関係は、他の放送事業者（民間放

送事業者)と異なり、単なる私法上の関係ではなく、公法関係にあるというべきである

最高裁判所平成30年7月17日第三小法廷判決(裁判所時報1704号3頁)においても、被告NHKと放送受信者との関係が単なる私法関係ではないことを示唆しているほか(甲95)、被告NHK自身も別訴(大阪地方裁判所平成20年(行ウ)第82号等国際放送実施要請違法無効確認等請求事件)において、放送法において定められている被告NHKの義務が公法上の義務であることを自認している(甲96:122頁)。

なお、ここで述べた「公法上の義務」という表現は、被告NHKが放送受信者に対して負っている具体的義務を指すものであり、次項で述べる「公法上の義務説」における「公法上の義務」(抽象的義務)とは全く別の意味であることを付言しておく。すなわち、ここで述べた「公法上の義務」とは、被告NHKが放送法4条1項各号を根拠にして放送受信者に対して負っている具体的義務を、行政事件訴訟法第4条の当事者訴訟が前提としている公法関係私法関係という整理に沿って「公法上の義務」と表現しているものであり、次項で述べる「公法上の義務説」における「公法上の義務」と名称としては同じであるが、その中身は全く異なるものである。

2 放送法4条は被告NHKの放送受信者に対する具体的な義務であること

(1) 具体的な法関係を定めていないという場合の2つの理解

被告は、放送法4条1項各号について具体的義務を定めたものではないとの主張をしているところ、放送法4条1項各号が具体的義務を定めたものではないという理解は、次の2つの内容に整理することができる(甲196の1)。

- ① 放送法4条1項各号が、法規範性を有しない倫理規範であるという理解（「倫理規範説」と呼ぶ）。
- ② 放送法4条1項各号が、法規範性を有しており、日本放送協会も法的義務を負うが、放送法174条又は電波法76条1項により、総務大臣との関係においてのみ法的義務を負うのであって、放送受信者との関係では義務を負わないという理解（「公法上の義務説」と呼ぶ）。

なお、原告は、本訴訟において、被告に対し、被告がいずれの意味で、放送法4条1項各号につき具体的義務を定めたものでないと主張しているのかについて釈明を求めたものの、明らかにされることはなかった。

- (2) 倫理規範説は解釈として不相当であること（甲196の1、稲葉2頁～5頁）

ア 法解釈として無理がある

国家制定法である放送法が倫理規範であるという理解自体、無理な法解釈であるし、現在の放送行政（総務省の実務）が放送法4条1項各号について法規範性を有すると解釈しており、放送法を倫理規範と解釈することは到底不可能である。

また、放送法4条1項各号が法規範性を有することは、権威ある法律学全集を構成する書物も「法的には、同条の番組準則の法的規範性は否定できず」と述べていたとおりであり、倫理規範ではないと解されていた（園部敏・植村栄治『交通法・通信法新版』（有斐閣、1994年）368頁）。

- イ 倫理規範説は一般性を有さない（総務大臣の不利益処分のみが射程）

現在の憲法学説の多くは、放送法4条1項各号を倫理規範と解し

ているといわれているが、注意を要するのは、この議論が、総務大臣の不利益処分を念頭に置いた議論だということである。倫理規範説は、特殊日本的な議論であることに加えて、その射程が独任制の総務大臣による不利益処分の実体的限界に限られているという意味でも、一般性を有さない議論である。

ウ 小括

以上のとおり、放送法の規定につき一般的に法規範性がないという解釈には無理がある。また、我が国で展開されている倫理規範説は、放送法4条1項各号これ自体の法規範性を一般的に論ずる議論ではなく、あくまでも総務大臣による不利益処分についてのみ妥当する議論で、本訴訟のように、放送受信者と日本放送協会とが原告と被告となり、裁判所がこの紛争を裁断する場合までをも射程にしていけない。

したがって、本訴訟において、放送法第4条1項各号が倫理規範であるとの解釈はとりえない。

- (3) 公法上の義務説は解釈として不相当であること（甲196の1、稲葉5～10頁）

ア 放送受信者が放送法の外側に置かれる

放送行政実務においては、放送事業者が放送法4条1項各号に違反する放送を行った場合に電波法であれば電波の停止命令等を出せるとの理解をし、放送法においても免許審査において放送内容をチェックする等が予定されているところ、このような行政関与は、国民主権原理に基づき国民全体のために行っているという前提により、憲法上の問題を回避するものである。

しかし、公法上の義務説は、国民主権原理に立脚するはずの放送法の解釈において、放送事業者と放送行政のみが放送行政を形成し

ており、放送受信者が外側に置かれてしまうという問題がある。

イ 公法上の義務説は古色蒼然

奥平康弘教授は、放送事業者が国家機関である放送行政に対してのみ責任を負うという「公法上の義務」は「人を惑わす伝統的な法概念」である（奥平康弘『ジャーナリズムと法』（新世社、1997年）348頁）、大戦前における「古くさい行政法に特有な法概念」であることを指摘し、こうした観念が用いられた個々の裁判についても言及して、この「裁判は、放送局が市民との対応関係を考え直さなければならない時代に、非常に古臭い行政法的感覚を持ち続けていることを曝露」したとも評していた（同「放送の自由をめぐるパラダイム転換」日本民間放送連盟研究所編『「放送の自由」のために—多チャンネル時代のあり方を探る—』（日本評論社、1997年）31頁）。

放送法の行政と裁判の実務においては「公法上の義務」という公法私法峻別論の一種が存続している。このような行政裁判所実務は、放送法という市民社会の枠組みのなかに存在すべき法規範が、市民社会ではなくて、総務大臣と日本放送協会との行政上の法関係において「公共の福祉」を実現するために存在していると述べるものである。このように「公共の福祉」のなかに個々の放送受信者の多様な権利利益を吸収するという、公法上の義務説は、古色蒼然たるものというほかない。

ウ 公法上の義務説は国民主権原理と両立しえない

平成29年12月6日最高裁判決によると、被告NHKは、放送受信者に対して受信契約の意思表示を求める判決を得て契約を強制できる立場にある。これに対し、放送受信者は受信料を支払う義務を負う代わりに放送法4条1項各号を遵守する義務を被告NHKに対して請求できるのかということ、同条項の義務を抽象的義務に過ぎ

ないと解すれば、このような請求権がないことになる。公法上の義務説は、このような放送受信者と被告NHKとの不均衡な関係を「公法上の義務」という概念を用いて説明しようとする。被告NHKは、総務大臣が放送業務停止命令を発した段階で初めて、放送法4条1項各号を遵守すべき具体的義務を負うことになるが、これは「公法上の義務」であるから、放送受信者と日本放送協会という「私法」関係においては、このような義務は発生しない。

以上のような放送法理解は、放送法制定の背景に存在する憲法原理の転換、すなわち国民主権原理と両立しえない理解であり、理論的には、以上のような放送法理解か国民主権原理のどちらかが破たんするしかない。

公法上の義務説が、放送法4条1項各号の解釈として不相当であることは明らかである。

- (4) 具体的義務であることの根拠(甲196の1、稲葉5頁～9頁)
- ア 放送受信者が自らの権利侵害を直接救済する必要性があること
- (7) 地上波放送発信の情報は国民の行動に対し多大な影響を与えること

インターネットの普及等により多チャンネル放送がなされるようになった近年においても、地上波のチャンネルは有限であるため、被告NHKを含む地上波の放送事業者は、地上波放送において、独占的に情報を発信できる立場にある。他方で、放送受信者は、放送事業者から一方的に発信される放送を享受するものであり、未だ情報の受け手に位置している。

我々国民は、日常の中で様々な媒体から享受した情報に基づき自らの思考を形成するものであるが、様々な情報発信媒体の中で、大部分の世帯がテレビを保有している現在において、地上波放送は今

日においても国民に極めて身近な存在であり、我々国民が思考を形成するうえで、最も影響を与える媒体といっても過言でない。したがって、被告NHKを含む地上波の放送事業者から発信される情報は、受け手側の立場にある国民の思考形成や行動に対し多大な影響を与えることになる。

(イ) 放送法4条違反により国民が重大な損害を受けるおそれがあること

放送事業者が、自らの収益を追求するために、あるいは政府の意向に追随して、自由に放送番組編集を行うことを容認することになると、政治的に不公平な放送、事実をねじ曲げた放送、意見が対立している問題について多角的に論点を明らかにしようとししない放送、あるいは善良な風俗を害する放送、つまり放送法4条1項各号に反する放送がはびこることにつながる。

このような放送法4条1項各号に反する放送がなされることにより、受け手である国民は、本来受けるべき情報の提供を阻害され、放送法4条1項各号に反する放送により提供された情報によって、自らの思考を形成することになる。これが政治に関する放送である場合、その放送による影響は、これにより情報を受ける国民の政治的思考形成、ひいては国民の投票行動に及ぶことになる。したがって、放送法4条1項各号に反する放送がなされることによって、国民の投票の自由（憲法15条3項等）という民主主義の根幹が著しく害されることになる。

大阪地方裁判所平成21年3月31日判決（判タ1309号112頁）も、「政治的に公平を欠く番組、事実を歪曲した報道又は意見が対立している問題について特定の角度からのみ論点を取り上げた番組が放送されるなど、放送法3条の2第1項に違反する内容の番

組が放送されたような場合には、国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被ることも考えられるところである。」(甲96の127～128頁)と述べている。

(ウ) 小括

被告NHKが負っている放送法第4条1項各号の公法上の義務は、その義務違反により、国民(被告NHKとの関係で言えば受信契約者である。)の投票行動(選挙権の行使)に対し制約を加え重大な損害を生じさせる。つまり、個々の受信契約者の選挙権等という具体的な権利利益の保障に対応する義務であり、受信契約者自らが直接権利救済を受ける必要がある。

イ 放送法4条1項各号を具体的な義務と解する許容性があること

(ア) アクセス権という性質を法的根拠とする考え方

堀部政男一橋大学名誉教授は、1977年に刊行された「アクセス権」(東京大学出版会)において、「現代的言論状況から従来の日本の法律を見直すと、アクセス権ないしアクセス権的要求を保障していると解される条文がいくつかある」(甲97:281頁)とし、その1つとして放送法における番組準則(現放送法4条1項2号4号。なお、堀部教授の文献においては当時の条文である放送法44条3項と記載。)を挙げる。

放送法の番組準則について、「アメリカの公平原則を継受したものと解される」(甲97:281頁)とし、「この規定は、反論権の根拠として意味をもつが、特定の放送に対する反論ばかりでなく、放送全体から判断して公平のバランスが欠如していると考えられる場合に、これまで放送されたものとは異なる意見を放送させようという形でアクセスを要求する根拠ともなりうる。」(甲97:2

81頁)と述べており、まさに、放送準則について、それを遵守するよう被告NHKに求める具体的権利が放送受信者にあり、それに対応する具体的義務が被告NHKにあることを示唆している。

(イ) 塩野宏東京大学名誉教授の見解

塩野宏東京大学名誉教授も、放送局が放送法4条1項各号のような番組準則が「かりに最低基準の場合、そしてそれが一般公衆というよりも、自分の利益を侵害するということになれば裁判所に対して、手続き的な権利を抜きにして主張できるということも可能だと思う」(放送制度－その現状の展望－1 [日本放送出版協会] 244頁、甲98)と述べている。

(ウ) 国民主権原理に適合する解釈

上記のとおり、放送法4条1項各号は倫理規範ではなくて法規範性を有するものでなければならず(倫理規範説の破綻)、また、国民主権原理の観点からすると、各号の義務を放送「規律」を組織および手続のいずれにおいても民主的正当性を有しない総務大臣に対する義務と構成することもできない(公法上の義務説の破綻)。

放送法4条1項各号が法規範性を有しており、かつ、主権者あるいは個々の放送受信者が総務大臣の判断に放送法解釈を信任できないとすると、第1に、法規範性を有することの根拠として個々の放送受信者の権利主体性が肯定されなければならず、第2に、個々の放送受信者が、放送行政の媒介なくして直接、日本放送協会に対して放送法4条1項各号の遵守を請求できなければならない。

とすると、主権者あるいは放送受信者が、直接、放送「規律」の法主体となる放送法解釈が、国民主権原理と適合する法解釈となる。

(エ) 小括

堀部政男一橋大学名誉教授はアクセス権の観点から放送受信者に対する具体的な義務規定と捉えることが可能であると述べており、塩野宏東京大学名誉教授においても番組準則（放送法4条1項各号）を具体的な義務として捉える余地があると述べているほか、現在の放送制度からすると、具体的な義務との解釈が国民主権原理にも適合する解釈であることから、放送法4条1項各号を、放送受信者との関係における具体的な義務と解することの許容性は十分にある。

ウ 放送法4条1項各号は放送受信者に対する具体的な義務であること

以上のとおり、放送法4条1項各号については、その違反によって放送受信者の具体的な法的利益に対して重大な侵害がなされる以上、その法的利益救済については具体的な法的利益の主体である放送受信者個人が直接行う必要があり、かつ、放送法4条1項各号が各放送受信者の具体的な法的利益を保障するための義務と解することは理論的にも裏付けられている。

したがって、放送法4条1項各号に基づき、原告との関係において、同項各号に定める公法上の義務があることの確認を求める請求は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であって、かつ、法律の適用によって終局的に解決できるものと解すべきは明らかである。

3 実質的当事者訴訟としての確認の利益があること

(1) 民事訴訟と同様の確認の利益が必要であること

被告NHKが放送法4条の義務を遵守して放送する義務を確認する確認の訴えについては、民事訴訟における確認の訴えと同様、訴えの利益として確認の利益が必要であり、「現に、原告の有する権利又は法

律的地位に危険または不安が存在し、これを除去するために被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合」(最高裁判所昭和27年(オ)第683号同30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁)である(大阪地方裁判所平成21年3月13日判決に同旨、甲96)。

(2) 重大な損害を被る又は被る現実的な危険性があること

上記のとおり、放送法4条1項各号に反する放送がなされると、国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被る危険性がある。

(3) 適法性保障の観点からも訴えの利益を認める必要性があること

ア 行政事件訴訟における適法性保障の考え方

行政事件訴訟の取消訴訟の特徴を行政処分の適法性維持機能に求める考え方がある(適法性保障説)。最高裁判所平成26年1月28日第三小法廷判決は「取消訴訟の適法性確保機能を重視し、それに依拠した原告適格を導き出しうる可能性を示した」と評されており(甲99・行政判例百選Ⅱ林晃大)、取消訴訟における訴えの利益については判例上も適法性保障という観点が入り入れられている。取消訴訟と同じく行政事件訴訟である当事者訴訟においても、適法性保障説の考え方は妥当するといふべきであり、本件の当事者訴訟においても訴えの利益を判断するうえで適法性保障という観点も重視されるべきである。

適法性保障説における訴えの利益の判定については、「訴えの利益」に関する代表的論者である原田尚彦東京大学名誉教授が「原告の主張利益の性質のみを判定の決め手とするのではなく、むしろ係争処分の性質を勘案し、当該処分が裁判審査の可能性なく確定することを極力排除して、できるだけ裁判審査の可能性を確保できるように原告適格

を判断することになるから、処分の性質に鑑みて、当該処分を争うにつきもっとも適した利益状態にある者から訴えが提起されているときには、できるだけこれに訴えの利益を承認して、その訴えを受理すべきことになるであろう。」と述べている（甲100）。

これを本件のような当事者訴訟に置き換えれば、公法上の法律関係を争うにつきもっとも適した利益状態にある者から訴えが提起されているときには、できるだけ訴えの利益を承認して、その訴えを受理すべきであろうということになる。

イ 原告らは本件において被告NHKの放送法4条1項の公法上の義務を争うにつきもっとも適した利益状態にある者であること

上記のとおり、被告NHKが放送法4条1項各号に違反する内容の放送を行うことにより、放送受信者に対して深刻な損害が生じることから、被告NHKが放送法4条1項各号を遵守する必要性、すなわち、被告NHKが放送する内容について適法性を維持する必要性がある。

では、被告NHKについて、放送法4条1項により公法上の義務があるか否かについて争うにつき適したものは誰であろうか。

それは、放送法4条1項が保護の対象としている放送受信者に他ならない。つまり、放送受信者は、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守した内容の放送がなされることを前提として、受信料を支払っている（又は強制的に支払わされている）ものであり、かつ、放送法4条1項各号に違反する放送がなされたことにより選挙権行使が事実上制約を受けるなどの深刻な損害を受けるものである。放送内容について、最も関心を有しており、かつ、最も影響を受ける立場にある。したがって、放送受信者が、被告NHKの放送法4条1項各号の公法上の義務を争うにあたって、もっとも適した利益状態にある者であることは明らかである。

(4) 小括

以上のとおり、被告NHKに放送法4条1項各号を遵守する公法上の義務があることを確認することは、同条項各号に反する内容の放送を防止する、すなわち被告NHKの適法性を維持する観点からも要請される。被告NHKのかかる公法上の義務の確認について争う者としては、最も利害関係があり、かつ、最も放送の影響を受ける放送受信者であることは明らかであることから、訴えの利益が認められるべきである。また、表現の自由の保障が要請される放送法の解釈においては、総務大臣の監督を抑制しつつ、国民の訴えに対して裁判所が本案審理をすることが、憲法的価値実現に資する解釈である。

したがって、放送法4条1項について、実際に重大な権利を侵害されたものはもとより、実際に重大な権利を侵害されていなくとも、その周辺に属する者についても訴えの利益を認めるべきである。

4 小括

以上とおり、本件における実質的当事者訴訟については、放送受信者である原告らと被告NHKとの間において、被告NHKの放送法4条1項各号の具体的義務を確認するものであり、行政事件訴訟法4条の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」に該当することは明らかである。

また、被告NHKの放送法4条1項各号を遵守する公法上の義務については、被告NHKが同条項に違反した内容を放送することにより、放送受信者に対して選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被ることが考えられ、かつ、放送法の制度上、被告NHKが同条項に違反している場合にこれを是正する手段がないことから、司法救済により公法上の義務を確認するよりほかになく、「現に原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するた

め被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合」に該当するものである。本件においては、従前の主張や上記（I・第3）で述べたとおり、被告NHKにより、放送法4条1項各号に違反する放送が継続的になされており、放送受信者において選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被る蓋然性は極めて高い状況にある。

放送受信契約の債務不履行に基づく損害賠償請求は、あくまでも過去の放送において侵害された利益を救済するために行われるものにはすぎない。選挙権などの権利が侵害された後に、損害賠償が認められたとしても、過去の被害の金銭賠償では、実際に侵害を受けた選挙権の実効的な救済にならないことは明らかである。未だ個人の利益が侵害されるに至っていないなくとも、放送法4条1項各号に反する放送がなされれば、原告ら十四準備書面でも述べたとおり、放送受信者の選挙権を侵害する現実的な危険性がある以上、かかる放送受信者の利益を保護するためには、過去における被害の救済では足りず、現在において被告に放送法4条1項各号を遵守する義務があることを確認しておくべき必要がある。

さらに、放送事業者に対して何かを禁止するとか、何かを義務づけるとか、そういうことを確認訴訟というのは求めるわけではなく、その義務をどのように守るのかについては放送業者の自律に委ねられるため、放送法領域に適した訴訟形式でもある（稲葉12頁）。

したがって、放送受信者である原告らには、被告NHKが放送法4条の義務を遵守して放送する義務を確認する確認の訴えの利益が認められる。

第2 被告が放送法4条1項各号の義務に反して、放送法4条1項各号に反する放送を行っていること

上記（Ⅰ・第3）で述べたとおりある。

Ⅲ まとめ

2017年12月6日の最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」と判示した。「国民の知る権利」と「民主主義への寄与」がキーワードである。

最近の黒川東京高検検事長の定年延長の閣議決定や検察庁法改正問題に見られるように、安倍政権の下で、立憲主義、法治主義、そして三権分立原則の危機が指摘されるまで、国民の知る権利と民主主義は困難に直面している。

放送法には、放送をめぐる紛争を解決する仕組みが存在しない。高市総務大臣の停波発言に対し、憲法学者らから厳しい批判があがったことがある（甲13の1、2参照）が、停波はともかく、総務省が、放送法4条違反を口実に、放送に対して干渉・介入するケースは少ない。

世界的潮流に反して、「独立放送規制機関」の設置がなく、通信・放送行政の権限を直接、政府がにぎっている我が国において、放送法に紛争解決制度がないために、政治や行政の介入を許している現状において、裁判所が果たすべき役割が重要である。

とりわけ最高裁は、放送受信契約および放送受信料の法的性格について明確な判断を示すことなく、受信料制度と放送法64条を合憲と判示したのであるから、そのことから必然的に増加する紛争を、裁判所が引き受け解決していく責任があることを強調しておきたい。

以上

(別紙)

森友学園関係年表

- 2016 ・ 06 ・ 20 森友学園との売買契約締結
- 2017 ・ 02 ・ 07 木村真豊中市議・情報公開請求の提訴
- 2017 ・ 02 ・ 08 朝日新聞 問題案件と報道
- 2017 ・ 02 ・ 17 安倍晋三首相衆院予算委員会答弁 「私や妻が関係しているということになれば、間違いなく、総理大臣も国会議員も辞める」
- 2017 ・ 02 ・ 24 佐川宣壽理財局長答弁「交渉記録はない」「速やかに廃棄した」
- 2017 ・ 02 ・ 26 赤木氏 最初の改竄
- 2017 ・ 03 ・ 07 赤木氏 2回目の改竄
- 2017 ・ 06 ・ 23 近財異動内示 赤木氏のみ残留 関係資料がなくなっていた
- 2017 ・ 06 ・ 28 大阪地検特捜部来庁（関係資料捜査？）
- 2017 ・ 07 ・ 15 赤木氏精神科受診 うつ病の診断
- 2017 ・ 07 ・ 20 赤木氏病気休暇（休職）に。その後、職場への復帰はない。

(17年10月16日 池田靖近財統括国有財産管理官・告発（背任）、

佐川宣壽本省理財局長・告発（証拠隠滅）)

- 2017 ・ 11 ・ 17 特捜部 事情聴取要請
- 2017 ・ 11 ・ 17 特捜部 電話による事情聴取実施

(17年11月22日 美並義人近畿財務局長・告発(背任))

2017・11・22 会計検査院 森友案件についての会計検査報告書

2018・03・02 朝日新聞 「森友文書 書き換えの疑い」の報道

2018・03・07 赤木氏 自死

(18年05月31日 大阪特捜・関連告発事件の全件を不起訴

池田・佐川・美並の告発は、「嫌疑なし」ではなく

「嫌疑不十分」)

2018・06・04 調査報告書

2018・11・27 赤木氏妻 相澤冬樹記者と初の接触

2020・03・07 故赤木氏 三回忌

2020・03・18 妻、国と佐川を提訴 赤木氏手記を公開

「週刊文春3月26日号」発売